

平成20年第4回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議 席	質問者	質 問 事 項
1	12	山岸 忠幸	1. 職員の服務規程に関して 2. 寒冷地手当てに関して
2	3	永原 良子	1. 障害福祉について 2. 後期高齢者医療制度該当者に対する支援について 3. 都市計画事業と都市計画税について
3	13	根橋 俊夫	1. 役場業務の改善について 2. 農業振興対策について
4	2	矢ヶ崎紀男	1. 地方分権第一次勧告を受けて 2. 新型インフルエンザ（H5N1型）について 3. 地域農業の振興と支援について
5	8	船木 善司	1. 森林づくりについて 2. ふるさと納税について 3. 裁判員制度について
6	11	岩田 清	1. 土地開発公社の健全化計画について 2. 後期高齢者医療制度が始まったの問題点 3. ジェンダーフリーと男女共同参画社会について
7	5	宇治 徳庚	1. 環境行政の実態と環境 ISO 14001 について 2. 両小野病院の経営実態と今後のあり方について（パートⅢ）
8	7	成瀬恵津子	1. ふるさと思いやり基金条例の制定について 2. 学校、保育園の耐震改修工事について 3. 小、中学生の携帯電話の使用規定について

【2日目】

質問 順位	議 席	質問者	質 問 事 項
9	6	宮下 敏夫	1. 町税・各種公共料金の滞納整理対策について 2. ふるさと納税制度導入について
10	10	中谷 道文	1. 消防の広域化及び本年スタートした女性消防団員の活躍状況について 2. 荒神山公園内のウォーターパーク施設の撤去もしくは、施設の再利用促進について
11	9	三堀 善業	1. 小野宿について 2. 土砂災害について（土砂災害はシーズンだけのものではない）
12	1	中村 守夫	1. 灯油購入補助について 2. 城前橋工事について 3. 辰野病院について

第4回辰野町議会定例会第8日目一般質問会議録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 平成20年6月10日 午前10時 開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
消防署長	丸山均	開発公社常務理事	竹淵光雄
両小野国保病院 事務長	増沢秀行		

6. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢高秋
議会事務局庶務係長	飯沢誠

7. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第4番	前田親人
議席 第5番	宇治徳庚

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労様でございます。定足数に達しておりますので、第4回定例会第8日目の会議は成立いたしました。ここで欠席届けの報告をいたします。林社会福祉協議会事務局長が葬儀のため欠席の旨、届が出ております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者12人全員に対して質問を許可してまいります。質問答弁を含めて、1人40分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位1番	議席12番	山岸	忠幸	議員
質問順位2番	議席3番	永原	良子	議員
質問順位3番	議席13番	根橋	俊夫	議員
質問順位4番	議席2番	矢ヶ崎	紀男	議員
質問順位5番	議席8番	船木	善司	議員
質問順位6番	議席11番	岩田	清	議員
質問順位7番	議席5番	宇治	徳庚	議員
質問順位8番	議席7番	成瀬	恵津子	議員
質問順位9番	議席6番	宮下	敏夫	議員
質問順位10番	議席10番	中谷	道文	議員
質問順位11番	議席9番	三堀	善業	議員
質問順位12番	議席1番	中村	守夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席12番山岸忠幸議員。

【質問順位1番、議席12番、山岸 忠幸 議員】

○山岸（12番）

それでは早速質問に入らせていただきます。地方分権が進む中で、現在町で取り

組んでいる行政と住民とによる協働のまちづくりを今後も更に進めていくことが必要であります。そして何よりも協働のまちづくりの主体である住民と職員との間の信頼関係を築き上げていくことが最も重要なことだと思います。またそのためには、「第四次行政改革大綱」でも言われている職員の意識改革が求められています。大綱の中では「職員の意識改革をし住民や民間の感覚を常に心に留め、住民の声に耳を傾け現状を確認し住民の視点に立った考え方をすることに更に努力する必要があります。」と謳われています。しかしいまだに町民の常識と役所の常識の違いといったことが多くあります。今回は制度的な違いについて2点につき具体的にお尋ねします。まず業務時間中での私用による外出についてどのような扱いになっているのかお聞きします。私は月に1度は病院に通っていますがそんな時、町の職員に会ったりします。また葬式のお悔やみを出しに行った折にも職員と顔を合わせたりする時があります。こうした時、職員はどのような手続きをし、またこの時間はどのような取り扱いになっているのかまずお聞きします。

○町 長

おはようございます。平成20年度6月定例会、本日より一般質問でございます。傍聴の皆さん方も大勢関心持っていただきまして、感謝申し上げます。それでは質問順位第1番の山岸忠幸議員の質問からお答えを申し上げてまいりたいと思っております。まず公務員であります町の職員に対します、休暇というふうな考え方での捉え方だと思います。町の職員も我々ももちろんでございますけれども、特に県職やまた国家公務員と違いまして住民とのつながり、地域との関わりを大切にして行政を進めているところであります。特に最近ではその様相を私も強く出していきたいということで、まさに協働のまちづくりは日頃の付き合いからということでもあります。そして冠婚葬祭なども当然職員も関係してまいります。そういう中でももちろん絆とかつながりだけでなく、職員とて自分の友人やあるいは知人、血縁、親戚などのそれぞれのいろんな職場を休んで行かなきゃならんような儀式もあるわけです。辰野町の場合は休暇に対しましては1時間毎、半日毎、1日単位で許可をいたしております。これに対しまして、フレックスタイムの応用も利かしております。更にはまた有休休暇ということもございまして、入って1年目はダメであります。それ以降の公務員は年間20日間の有休があります。更に繰越されますので大体普通の人には年間で40日ぐらいの有休休暇を持っています。これは民間とて同じ

ことであります。しかし現状ではその40日間を1年間に使い切る職員は殆どない、さりとして法的な問題でありますので、余らしたから買い上げするとかそういうこともしていません。権利放棄を自らしているというのが実態であります。したがって町中をよく歩きますと、仕事で作業着を着て車に乗って動く職員も当然これあるでしょう。これは仕事中であります。また服装を替えてそれぞれの冠婚葬祭へ出席する人もあるでしょう。それぞれみんな課長の許可、また多くは副町長の許可をもって休暇ということで出ているわけあります。確かに町の職員が大勢そういった所で見受けることもあろうかと思えます。さりとして関係者が全員行ってしまうと仕事にならないということで、特にお香典なんかの場合は代表あるいは2、3人、特に関係の深いものがその地域であっても預かってですね、持ち歩いて私も沢山預かって行くこともありますが、そういうふうなことでできるだけ仕事に支障を来さないように、いくら休みが取れるからといっても、そのことによって仕事の支障がないように留意しながらさきほどの規定によって休暇を与えていると、こういうのが実態であります。以上であります。

○山岸（12番）

町長の答弁の中にもありましたように、町の職員の休暇は1時間単位、半日単位、1日単位というふうになっていると言うことでありますけれども、民間の企業では多くが最低半日、で1日ということになっていると思えますけれども、こういったことは職員の皆さんは民間のこういった事情はよく承知していると思われませんか？

○町長

全員がそういうことを留意しているか、ということはまだ調べてありませんけれども、民間では半日でも会社によっては2、3時間という所もあるんじゃないかとも思われますし、1、2時間休めば半日扱いになるというような会社も当然、世の中の数字の常識では知っております。しかし辰野町の場合はさきほど言ったような基準でやっていますので、さりとして1、2時間で半日っていいますと、1、2時間で帰ってくるんじゃないなくて、本当にもう既に用事が済んでも半日休まれちゃう可能性も出てくるんじゃないかなっていうふうなことも、いらんことではありますが想定されできるだけ短時間に引き上げて帰ってくることを旨にしている以上は、私としてはそのへんの論議というか問答になりますけれども、時間区切った方が良いのかなとこんなふうにも思いながら今の答弁に代させていただきます。

○山岸（12番）

私が考えていたのは、やはりさきほども言ったんですけれども住民や民間の感覚って言うことで言えばやはり職員の休暇というのも最低は半日単位でやるべきであると考えていたわけなんですけれども、今町長の答弁で1時間で済むのであれば1時間で済ましてその後、職場について仕事をするという考えで公務員っていうのは、半日って言うことでなく時間単位でやっているということで解釈してよろしいんですか？

○総務課長

辰野町の休暇に関する部分、これは地方公務員法第24条の規定に基づきまして定めているものでございまして、この第5項の中で職員の勤務時間あるいは勤務条件を定めるにあたりましては、国及び他の地方公共団体との職員との均衡を失しないように適当な考慮が払わなければならないということで、給与以外の勤務条件に関しましては均衡の原則が謳われておりまして、これに基づきまして町も対応していることのでございますので、よろしくお願いをいたします。

○山岸（12番）

分かりました。分かりましたと言うか、まあそういうことがあるということで、一般の民間の企業に勤めている方達はおそらく公務員が1時間単位の休暇を取れるということは、あまり知られてはいないんじゃないかというふうに思うんで、それが1時間単位で後残りの時間は職場にできるだけ早く復帰して仕事をやるんだということで、こういう制度を制度って言うか公務員の勤務の休暇っていうのがあるんだということで理解さしていただきたいと思います。昨今の新聞紙上では大都市なんかで中抜けって言うような形で報道されることなんかもあるんですけれども、辰野町ではその休暇、きちんとした処理、口頭だけでなく書類によって休暇届けを出し時間も正確に把握されているというふうに解釈され、解釈と言うか取ってよろしいわけですか？

○総務課長

休暇につきましては、休暇届けがございましてそれにに基づきまして、管理をしておりますしフレックスにつきましてもフレックスの管理簿がございまして、これに基づきまして適正に管理をしているところであります。

○山岸（12番）

それでは続いて寒冷地手当についてお聞きしていきます。この寒冷地手当というのも、民間ではほとんどこれに充当するような手当では支給されていません。ちょっと古い数字で申し訳ないんですけども、平成15年の長野県の民間企業でこういった寒冷地手当に充当するような手当が支給されている企業は9.6%という状態であるそうです。まずこの町での寒冷地手当の給付の実態をお聞きする前に、この寒冷地手当というものはどういう意味合いの手当てと考えるのかをお聞きします。

○町 長

寒冷地手当ということであまり民間ではお聞き、中ではやっている会社もあるんでしょうけども広くあれですね、例えば海外にもある、あるいはまた日本の国内にもあちらこちらにあるような所は一部寒冷地あるいは、他の外国勤務手当とかいろんなものがそれぞれあるんじゃないかと思います。しかし公務員の場合、今のお話でございますのでお答え申し上げますけれども、これも人事院勧告の中で決まっている法律の中です。それを蹴って町独自で考えていくということもできないわけじゃないんでしょうが、それは大変至難の業であります。それでこの法律、だからただ鵜呑みにしているわけじゃなくて、この寒冷地手当というものに対しましては地方公務員に関して地域手当っていうものもあります。地域手当は長野県では2、3箇所が決まっております。これは国家公務員がこちらへ来て仕事をする場所が多い所などはそういうふうに指定して、地方へ出ると国家公務員はその分だけ給料が上がるようになってます。辰野は来ませんのでその地域手当はないんです。しかし地域手当がある所は、そこの市役所あるいは町役場などの職員もその地域手当が加算されることになってます。国家公務員のためにあるんでなくて、地域をそういう指定をしておいて国家公務員が来た時にそうなるように、だからちょっと官僚優先かなと実は思ってるんですが、それはまあ今寒冷地手当の補完的な話として出したわけですが、さて寒冷地手当と言いますと国家公務員の地方公務員を広く日本をこの総並にして考えた時に大小それぞれありますけれども、同じ規模の市町村は同じ規模のような職員の給与手当というようなことを人事院は考えているわけがあります。その中でとても暑い所、とても寒い所、余分に生活費が掛かるであろうというようなことの中からこういったものが生まれているということでもあります。平成16年に人事院の方で調べた調査があり、我が辰野町は例えば北海道あたりと比べ

て気温、降雪量、その他いろいろの中で一応の基準で、全く同じということではなくてある一定レベルを超えているということで、寒冷地に指定されております。したがってその中の寒冷地手当が今は出ているという形になってまいります。平成16年の人事院勧告の調査によって辰野町は寒冷地に入ったということで、それまでと全く同じことが進んでおります。これから温暖化になるとどうなるか分かりませんが、その調査でありまして民間事業所なども全部合わせまして36万人を対象にして調査をし、そして調査結果は92.7%の回答率という形の中で今言いましたのは、寒冷地以外に民間企業との給与格差をなくす調査ということでやっております。そういう中で人事院勧告が設けられ寒冷地は均衡、均等というふうな考え方の中から気象条件も噛み合わせて出ているものということで我々は理解して、昔からずっとこれが続いているところで現在あります。

○山岸（12番）

今の答弁の中で寒冷地手当は生活費という捉え方でよろしいんですか？

○総務課長

寒冷地手当につきましては、寒冷地に勤務する職員の冬期間における寒冷、積雪による暖房用燃料費等、生計費の掛かる分を補填する趣旨で支給をしている手当てでございます。

○山岸（12番）

この寒冷地手当と言うか、の捉え方として私が捉えるのは例えば国家公務員の方で、東京とか温かい地方にいた人が北海道への転勤を命ぜられたといったような時。あるいは長野県内でも、警察官であるとか、教員の方であるとかいった人たち、県の職員もそうでしょうけれども、例えば飯田市あたりの地方事務所、あるいは学校、交番、警察等にいた人たちが北信地方へ転勤を命ぜられたと、そういった時にはやはり今まで掛かってなかった暖房費も掛かるでしょうし、防寒着だとかそういった生活に必要な物が必要になると思うんですよね。そうした人たちが寒冷地手当を受けるっていうのは、ある程度理解できるんですけども、この辰野町の職員が生まれて大体、生まれてずーっとこの辰野町あるいはこの近在から生活してきて、小さい時からこういう環境で自然環境の中で、国で決めた寒冷地ですか、の中にいるというところで、今までどおり公務員になる前、役場の職員になる前から車のタイヤはスタッドレス履くでしょうし、ジャンパーとか防寒着も着るでしょうし、暖房器具

も家で揃えてあるでしょうし常時寒い時は燃料も使うでしょう。それが公務員、役場の職員になったとたんそれに対する手当が、寒冷地手当として受け取れるっていうのは私だけではないと思うんですけれども、一般の人たちが考えるにおかしいんじゃないかというふうに捉えるんですけれども、いかがでしょうか。

○町 長

これは国の人事院でやっていることでありますので、軽々に私どもがいろんな結論的な方向は申し上げられませんが、感想としてはですね今山岸町議の言った部分も感じないではありません。しかしこれが例えば生活習慣、生まれつきの所であればその分はもう折り込み済みであると、生活費の中に、しかし余分に生活にそれ掛かっていることは事実ですが、ということでありましてけれども。やはりさきほど言いましたように日本全国の地方公務員の同規模類似の所のできるだけ平衡性、均衡性を保った中での人事院勧告の給与体系だと思えます。例えば北信の中では、北信と言ってもまた新潟にかけては豪雪地帯ですね、これも生まれつき雪かくんだからまた雪に対する建物の建て方、それから耐久性余計掛かるからこれは生まれつきの所だから同じじゃないかと、折り込み済みじゃないかと、そこに公務員になったとたん寒冷地手当あるいは豪雪地手当があるかどうかは分かりませんが、そういう生活の1年間暮らしていくなかの特別必要費、必要経費がある所とない所とある、その差をどうするかということでありまして、大体北海道を今基準にして雪が多いか少ないかというようなことで、また温度差がどうであるかということが出てきておりますのでそういった考えで進んでいくというふうに私どもは考えております。これもどういうことなのか、じゃ例えば事実上は辰野は辰野の近辺の人が公務員で多いんですけれども、九州の人が受けて受かって合格しても良いわけですよ。逆に北海道の人が九州行ってもいいし、九州の人が行ってもいい、実際にそういうことがあるかどうかということとは理屈の問題でありますけれども、そういうことの中で、公務員の均衡性、平衡性を取っての人事院勧告であろうとこんなふうに現在は今、感想的に思っております。また課長の方からもお答えいたします。

○総務課長

寒冷地手当の支給地域の区分でございますが、これは北海道全域は支給地域と規定をいたしまして、平均の気温並びに1番雪の降った雪の積雪の深さに基づきまして、北海道は1級から3級のようにありますが本州におきましてはそれに、北海道

とほぼ同じ程度のものを4級地ということで指定をいたしまして、人事院勧告の中でも全ての市町村を検討する中で、辰野町は4級地ということで指定をいただいているということでございまして、この人事院勧告に基づきまして辰野町は今までも給与の改定ですとか扶養手当の関係含めまして、改正をしましてまいりましたのでこれからは人事院勧告に基づいて職員の処遇につきましては対応をしましてまいりたいというふうに考えております。

○山岸（12番）

私はさきほどの考えからいくと、この町では寒冷地手当というものはもう一度考え直しても良いのではないかというふうに思うわけですが、これから具体的なことについてお聞きするんですけれども、この寒冷地手当の実際の支給額であるとか、支給の月であるとかそういったものはどうなっているのかお聞きします。

○町 長

山岸町議が指摘されますように、やはり国家的にもこのこともまだそんなに論議はされてはおりませんが、そういうお声もあるでしょうし、また民間企業との格差なども人事院勧告は見ながら、特に公務員の場合にはストライキ権もなければということにもなってきておりますし、また争議権がストライキ権でありますし団体交渉権がないというような形の中で民間と格差のあまりないということとで、日本全国を調べて地域差も勘案しながら人事院勧告を出してきているということとであります。そういう中でありますが支払い自体は今のような当初、今言いましたように山岸町議のような考え方も進んできていることも否めない事実でありまして、今までの寒冷地手当が4割下げになっております。現在は4割割愛されて減ってきております。支払いも一気ではなくてこれは分けて11月から3月までの5箇月間に割って平均でそれを支払うように指令が出てきております。この支払い方ということとはそんなこととあります。なおまた、さきほどの寒冷地でなくて大都会で物価の高い所、商品その他は今は大体同じになってきてるでしょうけれども、居住費です。ね居住費が非常に1人住むのに小さなアパートが、10万円取る所と3万円取る所とこれ違うということで、逆に大都会などはそういった物価高なども勘案されているやに私は想像いたしております。ここはたまたま寒冷地ですから寒冷地手当が該当しているのかなとこんなふうに思いますが、質問に対しましてはそういうこととありますがいかがでしょうか。

○山岸（12番）

金額については。

○総務課長

寒冷地手当につきましては平成16年度の人事院勧告において大幅な見直しがなされました。平成15年度辰野町で支払いました寒冷地手当は3,300万です。それが平成19年度2,160万ということで概ね1,170万ほど減額になってきているのが支給額の実態でございます。

○山岸（12番）

大変な額が寒冷地手当として出ているわけなんですけれども、更にちょっと具体的になるんですけれども、これを寒冷地手当は給与条例の中で決められてて、貰う方も3ランクに分かれているわけですね。世帯主で扶養家族がある方、それ以外の世帯主、後もう1つなんでしたか、とにかく月額で1万7,800円と1万2,000円でしたっけ、と7千幾らのランクに分かれているわけですね。そういうことでよろしいんですか。

○総務課長

辰野町の場合4級地でありますので、世帯主である職員で扶養親族が3名以上の方につきましては年額で13万7,800円が最高額でございます。それからその他の職員、世帯主でない職員につきましては年額で4万8,500円ということで、その間4段階で区分がなされておまして支給をしているところでございます。

○山岸（12番）

寒冷地手当というのを私は根本的には抜本的に見直しがされていくべきだと思うんですよね。それにしても、ちょっとそれではいきなりね、年間十何万貰っている方たちもいるということで、これは町の給与条例の中でその支給月であるとか支給額であるとか、もちろん人事院勧告、国の基準に則って決められているわけなんですけれども、しかし条例の改正によって部分的に変えることはできるのではないかっていうふうに思うんですよね。さきほど町長もおっしゃったように地球の温暖化も言われてきているわけなんです。辰野町のこの20年間の寒冷地手当11月から3月、5箇月間支給されているということでその前後の月、10月4月も含めてちょっと調べてみたんですけども、昨年までの20年間で10月の平均気温が16.33度、11月が10.35度、12月は5.2度、1月は2.68度、2月になると3.55度、3月が7.62度、4

月が 14.05 度ということになってきてます。これを見ると12、 1、 2、 3 っていうのは平均を10度を割ってかなり寒いということが考えられます。ただ11月については平均気温は10度を超えてきているということで、この条例の改正で11月から3月までというものを12月から3月までという4箇月間にすれば、さきほど年間2千ちょっとの金額ですか、それを考えれば年間400万ほど浮いてくるのではないかと、いうふうに考えられるんですけども、こういったことを検討するっていうお考えはないでしょうか。

○町 長

これは国家的な問題でありまして、辰野町でどうするこうするってことは今現状ではできない、やらない方が普通。しかしそういった意見を国の方に挙げ人事院勧告の方へ出して、平均気温も上がっていることだし本当の寒冷地で寒冷の部分だけにしたらどうかという意見は言えますので、また国会議員あるいはまた私どもも人事院勧告の方へ言っていく、またそんなに給料ドンドン出すだけが良いことじゃありませんし、また町の財政も全体的に交付金がドンドン切られる中でありますので、そういった経費節減という合法的なものであれば賛成であります。ただし辰野町独自だけでそのような、気温といたしましても調査を毎年やっているわけじゃありませんので、そういった気温をまた人事院勧告の方も全部調べて北海道対どうなのかという中で改正は温度が上がれば、されてくるだろうとこんなふうに思いますし、また対象月も11月から12月に変える可能性だって出てくるだろうと思いますが、一町で条例を変えてそれに補完するようなまた方策をとっていくということは非常に至難な業であると、またしない方がいろんな軋轢（あつれき）などの問題から良いだろうと思います。しかし言っている意味も分かりますので、くどいようですが人事の方とか国の方とかそういう考え方の少し是正も考えてもらったらどうかと、私もその点は思っているところであります。

○山岸（12番）

始めにも言ったように民間ではほとんど支給されていないと、ただ民間の給与レベルに合わせるためにこういう手当で調整をするんだということだと思えるんですけども、やはりそれは基本給でやるべきであって寒冷地手当という言葉自体が既に時代遅れという言い方はおかしいんですけども、今の時代にそぐわないのではないかと気がするんですよね。人事院勧告で辰野町独自でやることは至難の業だと言

われるわけなんですけれども、これは町の条例で決めていることなんで至難であるけどもできないわけではないと思うんですよね。前例がないからやらないんじゃないかと、そういうものはやはりやってって、やっていかないといろんなこれから協働のまちづくり、今もやっているんですけれどもそこで民間の方たちとこういったところでの差があるって言うかギャップがあるっていうことは、やはり公務員の方たちと民間の方一つのことを何か町のことで考えていこうって言った時に、一つの障害になるんじゃないかっていう気がするんですけれども、そこらへんのところはどうかうふうにお考えでしょうか。

○副町長

それでは少し山岸議員さんの今言われていることも一部理解できないわけではないわけですが、大きなちょっとズレがあるところがありますのでそのへんのところのご理解をいただきたいというのが一つありますが、まずさきほど町長も申し上げましたとおり、公務員には憲法で保障された労働基本権っていうのがありません。そのために人事院勧告があるよということもさきほど答弁いたしましたけれども、そのいわゆる人事院勧告の中では今申しました給与の問題と手当の問題も別々に考えて人事院勧告はされております。したがって給与の民間との格差がどのくらいあるのか、手当の格差がどのくらいあるのかということでもありますので、さきほど言った寒冷地手当は民間では全くないけれども、なぜ公務員だけってこういう話はですね総体的な手当の中で考えておりますので、寒冷地手当だけどうのこうのっていう問題ではないではないかって、そういう捉え方してしまうとちょっと論議がズレてしまうかなってというのが、一つあります。それともう一つは、寒冷地手当という私は名前があんまり理解がしにくい名称ではないかなというふうに考えてますので、さきほど町長も申しましたとおり東京では地域手当で出している、我々のこの小さな地方にはその地域手当はない、で寒冷地手当っていう名前が言ったようにあまりふさわしくないとは思いますが、そういった形で北海道中心とした標準にして、後寒い所、雪の多い所、それについてはそういう形で全国の均一の給与体系にしていくのが人事院勧告でありますので、そういったことからいきますと辰野が平均気温があまり差がないからとかっていうことではなくてですね、辰野の中ですら温度の高い所低い所あるわけでもありますので、低い所出してもいいや、高い所出さなんでいいってこういう論議にもなってしまうので、そのへん

のところは全国的な均一の給与体系の中で判断をしていただきたい。国が、人事院勧告がそういった形の中での人事院勧告を国家公務員、地方公務員にしているわけでありますのでそのへんのところのご理解をまずはしていただかないと、この話はいくらやってってもどうしても噛み合わない部分がありますので、まず手当の名前がちょっとね理解がしにくい部分があるかと思えますけれども、そのへんのところでご理解いただければいいかと思えますのでよろしく願いいたします。

○山岸（12番）

ちょっと分かったような分からないような感じもするんですけども、やはり一般の人たちから見ればね、自分たちにはそんなものはない、で町の職員にはそういった暖房費とかそういった名目での寒冷地手当というのがあると、いうことが理解できない。そこのところのギャップを私は危惧していくところなんです。こういうことは町の職員の方たちも、一般企業にはないんだと、こんな寒冷地手当は。それを自分たちはいただけるということの差ですね、差って言うかそこらへんを理解していろいろこれから協働のまちづくりとか進めていくうえでもね、考えていってもらわなければいけないじゃないかというふうに思います。とにかく職員の意識の改革っていうことをこれからも求めていって、質問を終わるわけなんですけども最後に先日、ある本の前書きにこんなことが書いてありましたので、ちょっと紹介しておしまいにしたいと思うんですけども、「役所を取り巻く環境は大きく変わり、厳しさは止まることはないでしょう。財政の悪化、職員の減少、仕事の増加、住民意識の高まりなど、あらゆることが厳しくなっており、公務員なら誰でもわかっています。したがって、大きく変わるということは、公務員が大きく変化対応して当たり前です。けれども役所の風土、公務員の意識や働く姿勢、仕事のやり方・進め方、マナーや倫理観など多くのことがそれほど変わっていないことは否めません。役所によってはそうでないところもありますが、まだまだ少数です。なぜ変化対応できないのでしょうか。それも十分にです。その理由を一言で申しますと、『公務員のDNA』がしっかり根を下ろしているからです。もちろんその中にはよいDNAもありますが、そうでないものもあります。ここで言うDNAは後者です。よくないDNAは手術という改革に取り組んで切り捨て、新しいDNAに向かうことが今すぐ求められているのです。」云々という前書きがありました。これ職員の方にも是非意識を持っていただいて、ここにおられる課長の皆さんはじめ職員の皆さんの意識改革が

進むことを期待して、質問を終わります。

○総務課長

さきほど現在いくら寒冷地手当を支給しているか、月額でいくらかという質問ございました私、対応をしたものは15年度の支給でございましてそれは年に1回の一括支給でございましたが、それを5箇月の月割支給にいたしまして、世帯主であって扶養親族がある方につきましては月額1万7,800円。それから扶養のない方につきましては1万200円。それ以外の職員につきましては7,360円ということで5箇月間月々支給してございますので、訂正させていただきます。お願いいたします。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席3番永原良子議員。

【質問順位2番、議席3番、永原 良子 議員】

○永原（3番）

通告してあります障害福祉について質問していきたいと思っております。質問にお答えしていただく前に、お願いしたいことがあります。議会の一般質問はほたるチャンネルで放映されており、多くの町民の方が見ております。見ている町民の中には行政に詳しくない方もいらっしゃると思っておりますので、答弁については分かりやすい言葉で簡潔かつ的確にお願いしたいと思っております。それでは障害福祉計画の進捗状況について質問します。町の大きな流れとしては、町の将来像とビジョンを掲げ実現のために施策の大綱を示す長期的なまちづくりの指針である、第四次総合計画基本構想を定め、その目標に基づき構想実現のための施策を主要な取組みを明らかにした中期的な計画である後期基本計画、平成18年から平成22年までのものを定め、その中に障害者福祉の充実の施策があります。また国は平成5年、障害者基本法を制定し、障害者計画策定指針を示しました。町でも心豊かなやさしさを育む福祉のまちづくりを目指し、平成11年3月に障害者福祉計画が策定されました。また昨年平成19年3月には「笑顔からはじまる思いやりのまちづくり」を合い言葉に障害福祉計画が策定されました。また今年の3月には障害者施策の変化を踏まえて障害者プランが策定されました。そこで質問です。町にはいろいろな計画がありますが、これらの計画の関連性と障害福祉計画の進捗状況について町長に伺います。

○町 長

それでは質問順位第2番の永原良子議員の質問にお答えいたします。町の障害福祉についてということであります。今議員がご指摘のように平成11年から辰野町の障害福祉計画を作り、昨年度は辰野町障害プラン、ちょっと言い方は違いますがプランというふうに改訂をしております。今年度また予定は地域福祉計画を作成、策定していく現在予定の中でその計画に基づいて、できるだけ財政とも考慮しながら、財政も考慮しながら進めていくところであります。いずれにしましても、平成18年度ではグループホーム的な考え方によりまして平出ホームが開所いたしましたし、その前々年度には北大出に今キープというところに指定管理を依頼いたしておりますけれども、生活支援センターもできてきたりまた北大出の旧公民館などもグループホームというような形で、障害者の福祉関係も進めているところであります。なおまた今後に対しましては、地域活動センター他現在も前の共同作業所のところですね、今度は精神の方々も入れるように今まだ当初予算に盛ってませんけれども、県、国の方の許可が取れば、取ればって言いますか許可と言いますか予算を取れなきゃいけませんので、予算をいただけるようになれば補正の方で皆さん方をお願い申し上げて、精神の皆さん方のまたそういった活動する所、仕事をする所また社会復帰を目指しての一つの方向性を出せる所などを構築していきたいというふうに今現状は考えているところであります。あれもこれもということになりますけれども、できるだけ福祉に厚いまちづくりというものを目指して計画プランに基づいて進めているところではありますが、今の答弁にさせていただきます。

○永原（3番）

辰野町にはいろいろなそういう施設とかそういうのができてきたんですが、実際当事者の人とかそういう方がそういう施設を、前もってって言うか実際に身近に感じて分かっているかというところが一番問題だと思うんですけれども、辰野町の障害者福祉計画の中には辰野町にある、そういう施設を地図に落として名前も全部やってキッチンと良い地図があります。そういう物をただこういうものだけに留めておくのではなくて、そういう計画をいかにそういう当事者の人に知らせてくかということが、とても大事なことだと思います。例えばですね、伊那市が市から委託されて社協がやっている施設見学・福祉研修相談会っていうものが、毎月8の日を福祉の日と定めて毎月3箇所を回って実際にそういう老人保険施設とか特別養護老人ホー

ムとか伊那市、中にあるそういうものを半年掛けて1箇月に3箇所ずつ一般の人を対象に見学会みたいなものをやったり、福祉相談会もやってます。定員が10名ぐらいで毎回定員オーバーくらいになるっていうことで、700円くらいの会費を取ってお昼代も込みで午前中から3時頃までやってるそうです。これも何年にもなるそうですが、ホントにいろいろなものがこういうプランも計画もいろいろあるんですが、それをいかに町民に知らせていき、こういう生活の中に福祉が身近に感じるっていうか、健康でいても急に病気になって介護が必要になったりする場合があります。そういう時に備えて前もってこういう辰野にある施設を見学しとくと、ホントに安心だと思うんですよね。やっぱ安心なまちづくりって一言でこう言うんですけども、安心なまちづくりってどういうことかなって思うと困った時に「あっあそこに行けば相談する所がある。」とか「あそこに行けばしっかり相談に乗ってくれる。」とか「あの施設を使えば介護になっても大丈夫だ。」っていう、何かこう前もっていろいろ分かったり行ったりしたりした時に優しくしてくれるっていうか、教えてくれたりする所があるっていうことを知っとくことが安心につながると思うんです。辰野にはホントにこれだけ私も全部大体目をとおしたんですが、計画はしっかりできていてとてもこの計画に沿って進んでいけばすばらしい福祉っていうか、障害計画だと思うんです。ただこういう計画は計画のために町民があるんじゃなくて、町民のためにこういう計画はあると思うんです。ですので町民にキチンとこう知らせてくっていうことを具体的に知らせて、いろいろやってくっていうことがこれからは特に大事じゃないかなと思います。それから20年度の重点政策課題の9項目の中に、町長もさっきおっしゃった地域福祉計画の策定と住民福祉の向上が掲げられています。地域福祉のもとに障害福祉計画の活動計画があると思います。そこで今後のこういう具体的な今年度の実施計画について町長に伺います。

○町 長

今後の実施計画その他はさきほど答弁してしましまして、先走ったことで申し訳なかったんですが、一応計画がありますのでそういうふうには、こういう計画があるというふうなことで、申し上げたとおりであります。なおご指摘でありますけれども、計画のために住民があるわけではありません。そんなつもりで作ったものはどこにもありませんので、住民のために計画を作っているわけであります。ただそのような感が、感に取られる部分があるというふうなご意味だと思います、っていう

ことは住民の皆さん方が知らない部分もあるということだそうです。そういうことだったら分かるんですが、誰も計画のために住民があるなんていうふうには思っていません。分かりやすく説明っていうことですから、そのように申し上げます。なお見学会など配布などでそういった地域、沢山いろいろ辰野には福祉施設沢山できましたが、お教えしたりまた外観を見ていただいたりというようなことはあります。伊那市がそういったことやってるっていうことなんでありますが、逆にちょっと問題点もありまして今度見られる人の立場にもなっていただきたい。そういった皆さん方がいろんな住民の皆さん方が、健常者もあるいは準障害者もあるいは他のそういう所入っていない障害者も自分たちの生活、共同生活をして一生懸命支援している中を見られるのに良い場合、嫌だという場合、本人は応答できなくても家族が嫌がる場合いろいろあります。ですから一応これは公表されて許可があれば見れるわけではありますが、そんなに簡単に住民の皆さん方は心の用意のために知っておくことは大事でありますし、そのような方法を取りますけれども、安易なそういった生活をしている所の見学というものが、取れる所と取れない所があるということもご存知をおいていただきたいと、こんなふうに思います。しかし言っている意味は分かりますので多くの住民の皆さん方が分かること、分かっていたら安心していざという時には使えること、これはとても大事なことでありますからそういうことも含めながら、他の方法も考えて検討していきたいと、こんなふうに思っているところであります。福祉が身近に感じるまちづくりを目指して、がんばってるところであります。以上であります。

○永原（3番）

今町長がおっしゃったように見学に行くにも、向こうの方のこともくれぐれも気を遣って伊那市もやってると思います。しかしこうやって何年も続いてくっていいことはやっぱり良い企画ではないかなと思いますので、また前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。辰野町では今まで人間ドックを受けた人で国保加入者には日帰りで2万円など補助をしていましたが、75才になると後期高齢者になり国保から脱退させられるので、今までどおり補助して貰えるかどうか、また葬祭費の給付が今までは5万円ありましたが、継続していくのでしょうか。そして各種検診についての、今後の対応について町長に伺います。

○町 長

各種って言いましても非常に幅広いもんですから、どの点が今回の質問の留意点か後でまた教えていただければお答えをしたいと思います。全部言ったらこれはもう大変簡単に分かりやすい言葉で、短時間によってわけにいきません。最初に分かったご質問の方からお答えいたします。葬祭費の5万円に関しましては、同額支払いを今後も進めてまいります。後期高齢者、今国で問題になっておりましてこれはまた決定してもいつ変わるか分からないような様相にありますし、大変日本的なこの制度、保健福祉の考え方を大きく元から根底から直さなきゃならんところに来ておりますが、現状では後期高齢者75才以上の方が分離して今現状国の方が進めている保険制度でありますので、人間ドックの補助金ということは前の国保に加盟された頃と違いまして、割愛されてしまいました。なお人間ドック、じゃあ後期高齢者の皆さんは全部全額自分で出してやったというのでございますけれども、住民検診は同じようにできます。これは無料で町が請け負ってやっております。ただし特定疾患に関する、これは前と同じであります但し検診に関しましては一部有料になることは、これは前から同じであります。ただ人間ドックに関しましてこれは2万円の補助というのがあったわけで、日帰り。一泊だと4万円補助ということではあります、そういうことにつきましては、この制度の改革の中でまた検討はしてまいりますけれども、国の方がとにかく揺れ動いてますので、どれをやっていいやらどれをまた情報センターへ打ち込んでそういった制度を隔離していく、同時に20日も経たないうちにまた変更って言って、朝令暮改が非常に行われておりますのでよく国の方向を見ながら進めてまいりたいとこんなふうなことであります。良い、早く制度になってくれればなとこんなふうに願っているところであります。以上であります。

○永原（3番）

人間ドックは補助がないってということですね。今まで74才までは人間ドックで補助があったんですが、75才になっちゃうと国保から脱退させれてなくなっちゃうってということで、その75才っていうこと年齢で区切ってしまうのがホントにおかしい制度だと思っております。人間ドック早期発見をして、本人も助かりますし早期発見すれば、医療費も削減されますので今後は人間ドックは後期高齢者になってもやりたい人もいますし、必要だと思しますので町単独で実施するよう、前向きに検討して貰いたいと思います。あと、各種検診ですが75才以上の方にこういう通知が来たん

ですけれども、いきいき検診っていうところに未定っていう、自己負担予定額が未定っていうふうになっていたんですが、これは無料になるようなことをお聞きしたんですが、無料になるんでしょうか。あと、胃ガン検診とか大腸検診なんかは国保の場合は、大腸検診は 300 円補助、胃ガン検診は 500 円補助とか国保の場合に補助があったんですが、後期高齢者になってしまうと国保から外されますのでこういう補助がなくなりますので、是非町でも今後検討してもらいたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○保健福祉課長

検診でございますが、平成 20 年 4 月より今までの循環器検診をいきいき検診といたしましたして、内容を少し変更いたしまして行いますが、75 才以上の方は従来どおり自己負担はございません。既に取りまとめを行いまして、462 人の方から申し込みをいただいております。また結核、ガン検診等は今までと変わりありません。75 才以上の方につきましては、20 年度からは国保被保険者でなくなったための補助金は対象外となっております。以上でございます。

○永原（3 番）

是非、町も財政も苦しいと思いますが町単独でこういう補助も今後検討していったもらいたいと思います。

次に移ります。町では辰野町都市計画条例に基づいて都市計画区域内の土地及び家屋の所有者に都市計画税を課してます。都市計画税は都市計画事業の目的税です。町の都市計画事業の進捗状況と今後の見通しについて町長にお伺いします。

○町 長

それでは次の質問であります、都市計画事業と都市計画税についての今の進捗と今後の見通しということでもありますから、お答えを申し上げます。都市計画区域を決めましてその住民の皆さん方には都市計画税を別途いただくようになって、進めておるのが辰野町の実情であり、どこでも区域を決めるとそのようになっております。都市計画っていいますと道路や側溝やということばかりでなくて、大きな意味で捉えてまいりますと都市公園事業も入ります。都市公園は荒神山だとかスポーツ公園だとか、ほたる童謡公園なども入りますし、これはもう説明しなくても進捗している状態でもありますから、街路事業はもちろん今まであります。特に宮木桜町線などのこの事業も行いました。また区画整理事業はご存知のとおりであります、

駅前ばかりでなくて辰野の北部土地区画整理事業も中央で行いましたし、新町の南原、大体まだもうちょっと売れる所もありますか、進んでいるところであります。また下水道事業全体がこれ都市計画事業であります。公共下水、羽北特環などがそうであります。またなお駅前の方も今下水道事業展開して、一番最終になると思いますがそのへんを今進めているところであります。城前橋の架け替えなども補助事業ということで、道路事業という部分になりますから町財源に関しましてはこの歩道を造る部分に関しましては都市計画税であります。今後の見通しということではありますが、できるだけそういった有利な事業を展開するには、区域を指定しそして国、県の補助金などもいただいてすることが、町独自の財政だけを使うんでなくてやれる得策でもありますので、進めて行かなきゃならないということでもあります。なおまた都市計画の委員会もありますのでご相談申し上げながら、また県とも国とも相談しながらどのへんをまた進捗さしていくべきか検討をしてみたいと思います。なお国道などの今進めております北大出、小野地区などの153号線の通過交通の渋滞を防ごうと、こういったものは都市計画ではありません。県が直轄代行を行っている国道でありますから、あくまで国の仕事であります。しかし住民の皆さん方の議論なども踏まえてそして早く、拡幅なり整合性を図ってバイパスか現道拡幅かやっけてまいりますが、今参考に申し上げたのはこういったのは都市計画の事業ではないということでもあります。以上であります。

○永原（3番）

今までの都市計画税は全て都市計画事業に使っているのでしょうか。税金は。一般財源の方にもちょっと入れられるようなことを聞いたんですが。

○町長

都市計画税だけ集めて都市計画の方へ税金を使うというものではありません。これは国の法律でありまして、都市計画を区域範囲をしたところは税金をいただきますけれども、逆に都市計画を行う場合にその都市計画税だけ集まったお金ではできません。一般財源の方から出てきます。したがって全体的な運用を図っているところであります。課長の方からもお答えいたします。

○まちづくり政策課長

19年度の都市計画税予算額で6,900万ほどございます。それでこれは一般財源の方に入れて事業をやっとるわけですがけれども、県の方への実施の報告になりますと

下水道事業の償還金等が入ってまいりますので、とてもこの金額では報告できませんので毎年もうこの金額では足りないというような何億という実施金の報告になりますので、この財源がそちらの方に充当されているものと認識をしております。以上です。

○永原（3番）

平成6年以降19年度までに総額およそ9億9,000万円ぐらいの都市計画税が関係住民から納められています。目的税である都市計画税ですので今後はどのような事業を展開していくか、将来計画って言うか今年度と来年度くらいはどういうことをやっていくかっていう計画があればお聞かせいただきたいんですが。

○町長

財源の問題、今のお話でなくて一般的な財源の問題もあつたりしてドンドン進めたいところもありますし、さきほど言ったように都市計画の委員会にも相談して進めなきゃならんところもまだありますので、進めていきたいところではありますが、事業やっているから都市計画税を徴収し事業終わったからいらんんじゃないかってもしお考えでしたら、これは大変な間違いであります。今何年からって言いましたっけ、9億9,000万円ってのは。平成5年からですか。

○永原（3番）

6年です。

○町長

6年から、はい。6年からということではありますが、その間下水道の進捗を見てください。下水道はおそらく100億単位でそちらの方へお金がいつているんじゃないですか。それは国の方の補助金もあるし町の持ち出しもあるし、また都市計画税9億9,000万円ではとっても足りないですから一般会計からも持ち出しをいたしております。なおまたそれに対しまして起債をやっておりますので、起債のピークは過ぎましたけれども、まだまだこの返済をしていかなきゃならない。ですからこれは都市計画の方への協力も得ながら都市計画税の協力を得ながら、返済をしていかないとこれは終わったことにはならないわけでありまして、こういったものはおそらく終わらず次から次へと計画も出てきますし、また返済もドンドン使ってかなきゃならないし、都市計画税だけではとても都市計画の事業はできないので一般財源の持ち出しも相当あるというようなことでもあります。町の今比較的、比較的と言いま

すか一番借金起債の多いのは下水道事業の借入金であります。200億ぐらいあるんじゃないでしょうか。これを段々返済をして今100億代に下がってきましたから、ピークでは230億ぐらいの借金があったこともあります。お分かりいただけたかどうか、言っている意味がですね。お願いします。

○永原（3番）

都市計画税は関係住民、その都市計画の指定になっているところの人が払っているのです、また今後キチンと計画を立ててやっていただきたいと思います。以上質問を終わります。

○議長

進行いたします、質問順位3番、議席13番根橋俊夫議員。

【質問順位3番、議席13番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（13番）

それでは2点について質問をしていきたいと思っております。最初に役場業務の改善について質問をいたします。最近役場の業務につきましていくつかの苦情をいただいております。この業務に関する苦情、クレームへの対処というのは近年あらゆる組織で非常に重視をされまして、機敏にかつきめ細かい対応が危機管理として極めて大切だと認識をされています。最近の大阪の有名な割烹が、クレームへの対応を誤り信頼を失って廃業した例を出すまでもなく、自治体にとっても苦情・クレームへの真摯な対応が極めて大切であることは言うまでもありません。それは苦情を言わざるを得ない町民にとっては、行政を信頼できないこと自体が大きなストレスであり、町にとっても失った信頼を回復することは容易ではなく、対応に多くの時間とコストが掛かるからであります。いくつかの事例を紹介いたしますと、「5月中旬に総合窓口にある証明書を取りに行ったが、さして混んでいるわけでもないのに約40分待たされた。」「年金のことで教えて欲しいことがあったので電話をしたが、名前も名のらず、極めて事務的な対応で相談に応じてもらえなかった。」「間違いを指摘しても弁解が先にたって謝らない。」などなどあります。また、町内の会社経営者や団体の責任者の方々などに、今の役場の業務執行についてどのように感じておられるかをお聞きしましたところ「電話の対応で名前も名乗らない職員がい

る。」 「アポも取らずに突然来訪して、名前も名乗らない。」 「相談してもやる気、覇気がなく相談する気もなくなる。」 「異動の時期に役場に行くと『分からない。』という返事が多い。」 「上伊那圏域の市町村の中で対応について言えば、辰野町が一番横柄に感じる。」などの御意見をいただきました。最初の質問であります。一部職員の言動とはいえ、今なおこうした苦情が少なからずある事実について、役場組織の最高責任者として町長はどのように感じておられるのでしょうか。また町長は公約で、顧客満足度（CS）の向上を掲げております。顧客満足度、言い換えれば町民サービスの向上のためにこの3年間、どのような取り組みをされてどのような成果が上がっているのか。今後の課題はどのようなものであると考えているのかお伺いをいたします。

○町 長

それでは質問順位第3番の根橋俊夫議員の質問にお答え申し上げます。業務に関する苦情の実態から見える問題ということで、顧客満足度他、職員の住民の皆さんに対します対応についてまずかった点があるということのご指摘であります。そういった件に関しましては、また副町長を中心に各課長などの指導をしておりますし、また町も研修などを行ってスキルアップを図っているところでもあります。専門家の講師なども来て交代交代で、1度に全部っていうわけにもいきませんので、仕事が困りますから2回に分けてあるいは3回に分けての研修を図っているところであります。大変にもしそのような実態が私ちょっと掴んでおりませんけれども、言うことが事実であればこれは大変に申し訳ないことだなというふうにはまずは考えております。なお、総体的にもそういったことは更にまた注意をしていきたいということでもあります。顧客満足度はCSということでもありますから、カスタマーズ・サティスファクションということで顧客が満足しないと仕事は完璧になったとは言えないという部分、いくら良い仕事をしてホントの一つでダメにしてしまうということも大事に、これは感情の問題もあったり人間の心意気の問題ありますので大事にしていきたいということでもあります。プラン、ドゥ、PDCAということ今そのことをCSを進めるためにはまた専門って言いますかになっちゃって困るんですが、PDCAでありますからまずプラン、それからドゥ、チェック、そしてまた次のアクションに入るといってこれはあまり顧客満足度っていうものを他の捉え方、もっと中心的な捉え方をしてその事業自体がどうであると、良かったかどうか、そ

してチェックをして、次のまたプランに入ると計画に入っていくということであり
ます。その中に付帯的に仕事は良かったけれども、ちっとも面白くないよとか、感
じが悪かったよとか、このへんに対してはこれからの課題として更にまたチェック
をした中に入れてですね、Cの中に入れてもう少し膨らめて仕事本体よりも、もっ
とふっくらした状態の中でのPDCAが進むようにしたいということで、今専門の
委員も入れてそして住民の皆さんも代表の皆さん方が入っていただいて、公募も入っ
ていただいて計画づくり進めていきたいということでもあります。行政評価システム
もその中に入ってきておりますので、その通り行政評価自体、全体で考え住民の皆
さんも入れて考えそして本当の満足が得られるかということも検討をしていきたい
と、こんなふうに思います。いろんな苦情に関しましては、ちょっと今初めて聞いた
部分もあつたりなんかしているわけではありますが、確かに異動をした時にもうホ
ントに行政っていうのは31日まで、3月31日まで今までの仕事をして配属が決ま
ると4月1日からパアッともう次の仕事をしなければいけないということで、大変ご
迷惑掛けるかと思いますが、しかし全員を代えているわけでありませぬので、そこ
に専門のあるいは継続している人もいるわけですから、分からないという前に自分
が本当に初めての仕事であれば、そうかって行政は法律に基づいて行われておりま
すので間違いのことをやってしまうと大変なことになりますから、上司に聞くなり
また同僚に聞くなりして対応したい、若干の時間が掛かるかもしれませんが、そし
て1箇月以内には慣れてしまうというふうな感じを目標に進めております。そのへ
んちょっと副町長の方から監督管理をしていますので、そういった例について、ま
た苦情についてお答えを申し上げたいと思います。

○副町長

それでは、役場に対するところの苦情の件でありますけれども、実態からいきま
すと約、昨年度平成19年度が24件ほどそういった質問もあつたり、苦情であつたり
とかつていう意見があります。苦情の出てくる方法としてはメールで送られてきた
もの、あるいはファックスできたもの、あるいは町民の声として直接紙で書いてポ
ストに入れたもの、電話いろいろあります。しかしその大半がですねほとんど名前
が分からないっていうのが実態であります。したがって名前の分かる方につきまし
ては、担当の課長を通して全部それに対するところの対応はさしていただいております。
ただ名前が分からないとどうしてもそれに対する返事ができないっていうの

が実態でありますので、手紙にしてもそうであります。そのへんが何とも大体そう
いった部分のところには若干の、この何というか理解がですね我々の行政の職員と
若干のズレがあってですね、このへんをキチッと説明すれば多分分かっていただけ
るだろうというような苦情が結構あります。そのへんのところを本当は説明をした
いんですけれども、なかなかできないということでありましたが、そのへんのところは
そんなこと言ってもいけませんので、機会を見て職員にはまずはそういうことの
起こらないような形をまず取っていかなくちゃいけないということで、2000年今か
ら8年ほど前に職員全員にお配りした接遇マニュアルというのを出してあります。
その中から毎年毎年機会を見て職員にはそういった研修をしているところでありま
すけれども、そのへんのところで特に今もありました4月異動してきますと、仕事
が分からない部分でいきますとその接遇にも影響してきてしまいますので、そのへ
んの対応の仕方もですね、本人にもキチッと異動をしていく前に予習をして4月の
1日からはもうその職務に入れるような形を取っていただくと、こういう形をして
あります。特に新規のですね異動をしていった職員については、例えば平成20年度
仕事に対するところのいわゆる自分の目標設定、あるいは心構えどうするかってい
うことを副町長宛に全員が出していただいでですね、それを半期、1年通して反省
をし自分でその評価をしていただくと、こういう形を今取るような形をしておりま
すので、順次そういった部分のところは遅いかもしれませんが、進んでいるの
かなとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○根橋（13番）

住民の皆さんが満足するってということについては今町長答弁あったとおりで、い
くらこちら側がこれで満足するはずだと思っても、あるいは最高のレベルと思われ
るものはやってみても相手の住民の方が満足しなければ、まさに目標は達しないっ
てこれはもう大原則であります。そういう意味でいろいろお聞きしているのは、ホ
ントの入り口と言いますかさきほど申し上げましたけれども、電話の応対あるいは
名刺の交換のちょっとしたところからも話がズレてくる、そこからこうドンドン
ドンドン拡大していくような場合もあるように聞いております。したがってこの今課
題については明確なご答弁はあれでしたけれども、いずれにしても例えばさき
ほど言われたこれですね、副町長言われたのこれだと思います。平成12年に立派な
のができておりました読みさせていただきますと、ちょっと電話のかけ方なんか古い

ので、課の名前しか言わなくて名前を言わなくて良いことになっておりますけれども、この数年この2、3年もう社会は大きく変化いたしまして、電話をかける場合も受ける場合も必ず名前を言うのは常識であります。だからそういうことは変えていかなきゃいけないと思いますけれども、いずれにしましてもこういうやはり取組みを毎年やはりまず幹部職員、町長先頭にですね幹部職員から徹底してやっていくということをししないと、さきほどの例のようなことになってしまうということでもありますので、これも議論の余地がありませんのでやっていただくしかない。今言われたまた新しい取組みにつきましては、今町長の方の答弁にありましたPDCAの取組みというようなこともありましたので、次の方へ移っていきたいわけですが、いずれにしましても課題としては接遇の改善以外の課題と、見える課題というのはやっぱり一つはその意欲の向上、仕事はやはり前向きに取り組んでいくという意欲がなければ仕事に対して喜びは感じないし、それを見てる町民はもっと喜びを感じないわけですね、あるいは不快に思う。嫌々やられるほど嫌な仕事はありません。そういう意味ではこれが非常に大きな課題であろうと、それから今の新任異動で来た時分からない、これは当然分かりません来たばかりだから。それを責めているのではなくてそれをどうやって組織としてカバーしていくのかって、これ課題だと思うんですね。これについて後ほど質問していきたいと思います。そんな点で課題を明確にしながら次の項目に移りたいと思うんですが、さて町は職員定数適正化計画というのを定めておりまして、平成25年までには一般行政職の約3割、約50人の職員定数を削減するという目標を立てております。これは現在進んでいるかと思いますが、同時に事務事業の見直しをすることになっておりまして、いるわけですが、この事務事業がこの同じ短期間で3割も減ってくということは考えにくくて、その分の職員の負担は大きくなるということが予測されます。町民へのサービスを向上させながら、しかも業務を的確に行っていくということはこれは正に至難の業であります。そこでどうするのかと。これは今までの延長ではないやっぱり新しい、画期的な業務執行体制というものを構築をして職員集団が正に燃えるような勢いでですね取り組んでいかなければ、とても今の町民の皆さんの要望に応じて、円滑な業務をやっていくというふうにはならないのではないかと。じゃあ新しい課題とは何か、私なりいろいろ調べて見ましてもやはりそれは目新しいことではなくて、やはり職員集団全体として正にさっきから言われております意識改革をやっ

ていくのかやっついていかないのかと、そういう構えが一つはその問題ではないかというふうに思うわけです。全体がその構えをキチッと確立をすればそれだけでも相当進むというのが、常識でありまして今そういった構えが我々町民の方には明確に伝わってこない。また次には今申し上げましたがさきほど申し上げましたけれども、そういう改革をしていく体系的な取組みが見えてこない。若干答弁ありましたけれどもそれは必ずしも鮮明に見えてこない、っていう部分があるかと感じているわけでありまして。そういう意味です、まさにトップを先頭に町長が率先垂範をいたしまして、そうした新たな構えを今の情勢の中でキチッと持っていただく、と同時にそういった新しい体系的なですね、今言われたようにこの研修、職員研修あるいは新任、異動後の職員の対応だとかいろいろやっておられることは認めますけれども、それは今後やっていただくわけですが、更にそうしたキチツとした体系的なですねそういう職員研修と言いますか、そういったこれからの新しい業務を今までにない形でやっついていかなければいけないわけですから、そういうものやっついていく基本的なお考えはさきほどのP D C A以外には何かおありでしょうか。

○町 長

具体的にはまた副町長の方からお答えいたしますが、大事なことでお話ししておきます。町は良い、悪い抜きで平成16年ぐらいに事務職吏員、事務職だけを捉えますと234名おりましたが現在183、4名。また今年、今年度4月からは6名辞めて1名しか入れていませんので、5人減って今179名ぐらい。ちょっと捉え方の数字は多少前後いたしますけれども、それぐらいの進捗で減ってきております。減らしてきております。これはさきほど議員がご指摘の目標値よりも早く実は進んでおります。なおまたもう少し良い、悪いに関わらず減らしていく必要がある、必要があるって言いますか、交付金が国から来なくなってるから払いきれないからってという意味です。それに対しましてご指摘のように一人ひとりの職員が兼務が非常に増えてきております。したがって自分の専門と兼務、同時に人が間に合わない時に手伝う、こういうふうなこともやっているわけですから能力、まずその仕事のこなす能力そのへんのスキルアップを今図っているわけでありまして、まだ次の顧客満足度までいく余裕を持って対応するとか、明るく対応するとかそれがちょっと欠落している感も見えないわけではありません。したがって早く慣らして、人間ていうのはやる気になればできますので進めていかなきゃならない、同時にま

た意欲を持って、しっかりやれ、真剣にやれ、明るくやれ、言ってもダメですから自分の与えられたところのモチベーションがまたあれですけれども、モチベーションというのはいろんな訳し方があるんですけれども、自分の使命感とか「俺はこの仕事をやってやはり必要な人間なんだ。」という意識、やる気このへんを今追求をドンドンしていくつもりでいます。そういう中で初めて沢山の仕事もこなし残業もあんまりやれれると困るんですけれども、残業も少なくし仕事の能率上げて、しかし事実上は残業もドンドン増えていますので、しかし支払いの方は一定の額しか払わないでサービス残業で本当に申し訳ないと思っていますが、そんなような状況になってそういう中でまた住民の皆さん方に対する、今度余裕を持っていかないと能力を上げない限り余裕は出ません。能力のない状態で余裕ったらゴタになっちゃいます。ということで早くそのスキルアップを図るように今進めておりますので、お分かりをいただき、そしてまた明るく余裕を持って接する、そういう中で顧客満足度、CSがもっと向上するように進める方向を今担当の者に言っているところであります。そういうことで進んでまいりますとなかなかその職員の方もあれもこれもなくなってしまいますので、昔とだから4、5年前と相当の人数が減っているというのはご覧のとおり、見てパッと分かるとおりでありますから、そういう中で必要以上の仕事をこなしていくということです。コンピューターが増えれば人が減るだろう大間違いで紙も減るだろう、全然紙も減りませんしコンピューター入ったらまた余計仕事が増えてきちゃってる、例えば福祉に関しましてもさきほど来の話でありますけれども、介護保険から始まっているいろんなことがコンピューターの入る以前よりもの凄く仕事量ってものが細分化されて増えていることは事実です。こういうことでありますので、コンピューターなければもっと大変なんでしょうけれども、活用しながらコンピューターの計算に任せるところは任せて、人間のまた考えるところは考えて1人が3人分4人分ぐらいやってくれと、こういうことを今司令で出していますのでその状況もお分かりいただいた中で、ご判断をいただきたいと思います。副町長の方からお答えをいたします。

○副町長

まず職員の関係でありますけれども、3割減ということでプログラムの中に入れました。これは平成22年に達成目標ということでやりましたけれども、結果的には昨年、平成19年度で3割の減はもう達成をしてしまったとこういうことであります

ので、前倒しで多分このへんのところの職員の減については達成ができたというふうに考えておりますがただこの職員の定数っていう問題が非常に民間の製造会社とはかなり、何がどのぐらいの数が定数なのかっていうのが、そのへんのところの基本線がちょっとなかなか掴みにくいところがあるわけでありまして、多いのか少ないのかっていう話になってきますと、どこを基準にして数をするのかっていうそのへんのところがどうしても分からない部分が確かに行政体としてはあるわけでありましてけれども、このへんのところはさて置いてもですね、かなり職員の数が減ってきておりますのでよく見ますと、職員へのかなり仕事の負荷が多くなってきてですね、精神的に少し不安な部分を抱く職員も少し見えるかなっていうのがあります。ちょっと心配する部分でありますけれども、これは辰野ばっかじゃなくてですね総体的に各他の市町村の話聞いてもですねそういった傾向が少しあるのかなっていうふうなことを聞いてますので、このへんのところの職員管理も少しちょっと話は別ですけどもしていかなきゃいけない部分かなっていうふうに考えております。それで職員のいわゆるスキルアップにつきましては、今1昨年からですね上部の行政機関が開催をする研修会、これにつきましてはいろいろの研修会があります。これについてはそれぞれの職員が交代で積極的に出るよというということで、今総務課中心にしてですね職員を指名をして2、3人単位で月に2回とか3回くらいのペースで職員研修がされておりますので、まずはこういった仕事を自分の中に会得していかないと仕事に自信が持てない、したがって自信が持てないと明るく対応ができないっていうことにもつながってくるわけでありまして、まずはそういった研修を職員にさせていただいて職員のスキルアップを図っていきたくと、こういうことでスキルアップ研修会も年に4、5回今各企業のトップの方をお呼びして民間の仕事を覚えていただくようなことも今研修としては行っておりますので、そういった部分でいわゆる満足度を増していきたいとこんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○根橋（13番）

研修につきましても引き続き実施をしていただくわけですけども、さっき言った体系化というのは、例えば一つは民間職場にですね1、2週間出向いて実際に肌でそういうの感じてもらうとか、それから後は時間がないので詳細はあれですけども、今フィッシュ哲学というのが今大企業中心に、またこの地元上伊那で

も医療現場などでもこの導入がされてきまして、非常に職員の皆さんの取組みにも非常に効果があるというようにお聞きしているんですけども、そういったものもですね研究をして是非取り組んでいくということを明確に、更にこの今まで以上のことやっていかないとダメだっていうことは分かっているんで、そういう形での取組みをして欲しいということを要望しながら、その次の問題、グループ制について質問したいと思います。さきほどの答弁のように新しくそのある課へ行かれた方っていうのは、全く新しい仕事をしてホントに分からないと思うんですよ、あるいはまたさきほども申し上げましたけど、電話かけてもよくあるのは担当者がいないから分からないって言うんですよ。今時ねこういう組織はないんですよ、担当者がいなくても大体承って1時間後には電話しますっていうのが、普通の組織でありまして役場だけなんですよ、担当がいらないから分からないっていうのは。これはもう絶対避けていただきたい。それじゃあどうするかっていうことなんですけれども、今係制でこうやって縦割り、国から県から町まで全部こう縦割りになっているわけなんですけれども、そうではなくて町はさっき申し上げましたように1人の窓口が広いわけですね、沢山やっておられる、そういう中で自分だけで考えて個人責任だけで追及されてもですね、なかなか職員の皆さんも大変だと思うんです。そういう中でやっぱり係、課の中ではいくつかのこのグループの中で類似の業務についてやはり集団でですね、検討しながらやっぱりやっていくというスタンス、だから考え方こういうことをやっぱりやっていかないと、やっていくってことが市役所の中を中心に進んできているように聞いております。やはりこれだけ複雑になると、やはりそういったことも考えていって個人の担当ってことは当然あるんでしょうけれども、やはり仕事を共有していく。それから最低限の知識ってのはだから共有していれば、担当の方がおられなくてもある程度のことには返事ができるというのは当たり前ですから、そういうやはりグループ制の職制と言いますか、ものをとっていくことも非常に有意義かと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○町 長

グループ制ということは非常に良いことだと思いますが、このあれですね、前のように一つの仕事というものがどこの市町村もマンネリという言い方は悪いんですが、だいたい前年踏襲でずーっといく時と違うんですよ。さきほど来ご指摘があるように国の方の制度が目まぐるしく変わってきてます。それでグループ制でもちろ

ん検討はするんですけれども責任の問題がありますから、やはり法律違反になってしまっはいけないとかいろんなことが行政の場合はあります。ですから一つ私が今提案してまた副町長の方へもお願いをして、また答えてもらうとこですけれども、一応責任者はつける、しかし責任者は電信柱みたいに1本ではいけないと、ずーと富士山のように裾をもって相手と供用する仕事もしていかなければ、お手伝いもできなきゃいけない、ということであります。しかしその中心の電信柱のトップ、基がしょっちゅう代わっているわけですから、なかなかそれは余裕を持って落ち着いて自信持つてできるもんでもない。この間の介護保険の問題もみんなそうだったと同じことあります。これは広域でもねやってしまいました。ということで一つ現状、それから少なくなってる兼務が非常に増えてきている、そういう中で一人の人が電信柱の頂点がいくつも持つようになった、3つか4つ持つようになった。同時にそれを裾野をはってっていうにはまずこれをしっかりあげてからやらないと余裕も何も出てこない。裾野をはる中で相手との共有、それができたところに初めてグループ制が始まるということありますので、根橋町議の言っていることは決して間違いじゃありませんが、そのような方向に向けては進めてまいります。今の事情もご推察いただきたいと、こんなふうに思っています。

○副町長

グループ制の関係であります。ちょっと私の記憶でいきますと十数年前に係長いわゆるそういうセクションを外してですねグループで仕事をやろうっていう時期も1年か2年あったような記憶があります。ただその結果から見ますと結局は今の体制になってきてしまったということが一つあります。確かに責任を決めてですねやっておりますので内部でも電話をして聞いても、ちょっと分からないっていう職員も中には出てきます。これはもう反省もしなくちゃいけませんし、そういう指導もそういうことではあつてはならん指導はしていますけれども、できるだけ1人2人の複数の職員が関わる、そういう体制をしていかないとまずはダメだろうってことはご指摘のとおりかと思ひます。ただどうしても町の方で今取り組んできているのは大課制、いわゆる課が大きくなればなるほどお互いにカバーをしていかないとその仕事が全うできないということありますので、今までの過去の中でいきますとそれぞれの課をいくつか統合をして、それぞれが複数で関わるような形で今課長の方がそういった課内の指導はしているはずでありますので、若干そういう部

分のところはあるかと思えますけれども、そういうことが1つでも2つでもなくなるような方向で今進んでおりますので、もう少しそのへんのところは時間をいただきたいとこんなふうに思っています。よろしくお願ひします。

○根橋（13番）

方向性としては意見が一致しているようでありますので、より良い方向へ向かって全力で進んでいくようお願いをしたいと思います。この業務に関して最後の質問ですけれども総合窓口の改善の件でございます。これもさきほど来言っているように、たまたまある方が沢山いて、例えばそこに並んじったりする、あるいは応対に時間が掛かると待たされるっていうようなことで、さきほどの例もあつたんでしょうけれども、要するにここでは全体が仕事を共有していればですね、誰でも忙しい時には住民票だとか、印鑑証明そういう証明書なんかは誰でも出せるような状態で待たせないって、これはもうスーパーでもどこでもみんなそうですね、レジに並んでいれば全員がかかってもうやります。だからそういうことをやれば役場考えて、待たせないっていうこと。それにはやはりあそこのフロアーにいる方がですね住民税務課だけでなく場合によれば極端なこと申し上げますと、住民税務課だけではなく全員フロアーの人いる人がもし待っている人が沢山いるようならば、ドンドンできるような対応をやれば考えていく。それから前もご指摘いたしましたけれども、プライベートな相談もあるわけですね、税金の分納だとか、そういうのはやはり西側、今事務室西側の方でスペースもあるわけですから、それをやはり相談室を設置をしてですね、懇切親身になって相談に乗ってあげるといような改善をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長

総合窓口を含めまして、証明等の扱いにつきましては住民税務課の窓口の担当を中心として職員が対応しているところでございます。なお証明につきましてはまた今言われましたように、混雑している時の対応ですとかそういうものにつきましては、また担当課の方で検討をしてまいる問題だと思いますけれども、ここでこの4月から住基カードの発行が手数料今まで300円掛かっていたものを、無料にいたしました。そんなことでございますので証明につきましては、住基カードを作っただいて今住民税務課でも広報等使ってPRをしておりますけれども、住基カードを使っただけであれば役場の入り口の所で画面にしたがってボタンを押すだけで、

即発行できるということですので、是非そんなPRもしながら住民の皆さんに住基カードを作っていただく、そんな努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○根橋（13番）

それではそのようにお願いしたいと思います。続きまして農業振興対策について伺いたいと思います。戦後の歴代の自民党農政によりまして、日本の農業はやっかいものの扱いを受けまして、今や食料需給率は39%であります。お金に物を言わせて世界中から食料を買いあさってきたのです。さて最近の穀物市場の高騰、インド、中国などの途上国の人口の急激な増加と経済発展、世界各国の食料安全保障への取り組みなどによりまして、世界の食料需給関係はひっばくをし米の国際的な需給関係も様変わりをしているといわれています。日本人の主食である米の安定的な生産は、あらためて重要な課題となってきました。ところが米の生産に従事する農業者は高齢化をし、この10年間で長野県の米生産額は40%もダウンをして、加えて19年産米の60kg当たり、10,500円程度の仮渡金では米づくりから撤退する農家に拍車が掛かり、今後の食糧確保に不安が増すばかりであります。さて、辰野町の平成19年産の米の生産量は統計によりまして1,910tで、米の消費量は、これは統計がありませんので、一人当たり約60kgと仮定して計算しますと1,320tとなります。つまり、町内で生産された米の約70%は町内で消費されてしまう計算となります。米の流通の実態はどうかと見るとJA上伊那の辰野町の集荷量というのは、約1,340tで、生産量の約70%が集荷をされております。この中には地元消費の分も含まれていますが、大半は主に関西や首都圏に販売されていると聞いております。この事実から推計されるのは他地域で生産された米が辰野町で消費されているという実態であります。このことはスーパーなどの米の販売実態を見ると合点がいくわけです。さて辰野町の米の品質はどうでしょうか。一般的に米の食味は、水がきれいで昼と夜の温度差が大きいという自然条件と、栽培技術の高さで決まるといわれておりますけれども、客観的なデータを見ますと辰野町の米は決して上伊那の他の産地に劣らないと確信しているのもであります。仮に辰野町で生産された米が辰野町で主に消費されるならば、消費者は安くておいしく、安心できる米が食べられ、生産者は所得向上につながり、双方にとってプラスとなると考えます。そこで質問ですが、学校や保育園、病院、社会福祉などの町の関係は率先し、

更には会社の食堂だとか業務用、更に一般家庭などに向けまして営農センターが中心となって、辰野産米の地産地消運動に取り組んでいったらどうかと考えるわけですが、すけれどもいかがでしょうか。

○町 長

食糧の問題は今までホントに国の方が米余り米余りとかいうことで、実際に需給率が今言ったとおりの39%であるのに、お金で安ければ他所から買えば良い、他所って外国から買えば良い、非常に危険な問題があります。食糧危機に対しても問題ですし農地が荒廃してっちゃう、同時にどんな肥料あるいはまた消毒されているか分からない、日本は安ければ買うんで実験台にしようっていうようなこともあって大変にこれは農業全体の日本の問題として、課題を抱えていかなければならないとこのように思っています。そういう中で辰野の米はどうでしょうかって、私も実はただいて、私どもこうせっかちなもんですからご飯食べるとすぐにおかず食べちゃうもんで、ご飯の味が分からなかったんですが、言われたんで茶碗1杯だけご飯だけで食べてみたらなるほど甘くて美味しくて、中学の頃のデンプンを学校の先生に言われて噛んで出して、ヨウドチンキで染めた頃を思い出したところであります。決して劣らないというふうに私どもも思っております。きれいな水、窒素だとかリンを含まないきれいな水、同時に言われたとおり温度差の大きい所、の方の米が良いことは事実でありますし後は技術の問題っておっしゃるとおりです。そういう中で地産地消でご指摘のとおり辰野の米は辰野で食べたらどうかということではありますが、体系的に非常に難しく出荷が玄米、実際にするのはJAでなくていろんな会社の方に委託して白米に、要するに精米しているようであります。どのへんの段階でだから玄米だけで売るのは良いんでしょうし、粳で売るわけにもいかんでしょうし、そういった流通のことが非常に引っかかってくるだろうと思います。同時に辰野で食べるだけの数量、農協の方へも650トンぐらいは出荷してますからその分をまた町へ入れたらどうかとかいうことでもあります。同時にまた消費体系が今言いましたようにいろんなスーパーなどでも販売されちゃってますから、ルートルートがそれぞれみんな違ってせっかく美味しい米があっても、上伊那郡だけでも混ぜられちゃうし、また他へ行くと他の米ともまぜられちゃう、特別にコシヒカリとか新潟ってブランドが入っていれば別ですけれども、それも当てにならなくてどっかでブレンドされてるんじゃないかっていうようなことも噂されるぐらいであります。

体系が上手く整えば良いんですけれども、理想でありますけれども上手くそういった消費段階の、消費構造って言いますか経済構造が精米も含めてできるかどうか、ちょっと難しいじゃないかなと思いますが、研究課題ではあろうとこんなふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○根橋（13番）

米の生産から流通につきましては今町長の答弁のとおりで非常に複雑でありまして、すぐに来年からどうのこうのって言うようなふうにはならないわけですけれども、過日の新聞でも地産地消が地球を冷やすというこういう記事が出ておりまして、やはり経済効率あるいは輸送コストの削減などからもこの地産地消というのは注目されておりまして、そういった意味でも今後是非研究をしていただいでですね、できるところから取り組んでいったらどうかということでもありますのでそういうふうに期待をしたいっていうところでもあります。次に農産物の加工施設の整備ということですが、今農業振興の柱の一つに、農産物の加工販売というのがあります。味噌、漬物、びん詰め、ジャムなどの農産物の加工というのは現在各農家の主として女性が取り組んでおられるわけで、しかしこれは自家用だとか知人へ何かの贈答用が主でありましてそういう中でなんとか販売できるものは販売していきたいっていう考えもあるわけでありまして。そういった中で問題は共同加工施設が無いというようなことで、これがまた保健所の許可だとかいろいろ難しい問題がありまして、なかなかここクリアできないということで諦めている方も多いうふう聞いております。そういう点でこのいろんな補助制度も含めてですね、共同加工施設、こういったものを造る考えはないかどうか、またすぐそれができない場合でも今かやぶきの館には実はよってなんしょというのがありまして、加工施設も一応あるわけですね、こういった所も活用してそういった皆さんの要望に応じて付加価値を高めた形で農家所得の向上を図って、農業の意欲を高めていくというような一助になれば非常に今の時宜にあっているんじゃないかと思っておりますけれども、そこらへんについての取組みについてお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

詳しくは課長の方からお答えいたしますが、辰野町も農業構造改善事業、平成8年9年ぐらいに導入した頃、その一環としてかやぶきの館も今現在そうですし、クラインガルテンもみんなそうですが大出地区の方にこの加工場を造るという計画

がありました。味噌とか瓶詰めとかあるいはリンゴのジュースとか、しかしやはり思わしくなくて、断念したということであります。その原因自体は、その時は農水省の方からお金が付きましたので補助金はあったんですが、じゃ誰がやるのか今の言われたように保健所、常に何人かぐらいが常駐しなきゃいけない、専門家を置かなきゃいけない、それだけの生産があるかまたそこで生産量の需要があるか販売どうするかと、いろんなことにつっかかったことがあります。今後の研究課題であります、課長の方からもう少し詳しくお答えします。

○産業振興課長

お答えをいたします。農産物の加工としましては共同で行っておりますのがりんごジュースをJA辰野支所で行っております。量としましては、一升瓶で800本あまり1リットル瓶で4500本あまりを作っております。また農産物の加工の保健所等の許可としましては、加工品目にあった施設を造って当然従事者は健康診断と責任者といたしまして、調理師もしくは製菓衛生師等の有資格者を各所に置かなければいけないというようなことの決まりでございまして、大豆の加工って言いますか、味噌とか豆腐とかその品目によった施設を造って置かなければいけないという決まりであります。またかやぶきの館のよりあい工房につきましては、現在おやきの製造のみの許可でございまして誰でもが行ってその施設を利用して販売物を作る、現在では状況にはないということでございます。以上です。

○根橋（13番）

確かに保健所の関係はそういうことで私もちょっと昨日確認をしたんですけれども、やり方によっては別にその都度、その都度個人の申請でやればできないこともないというようなことでもありますので、さきほどの議論じゃありませんけれどもいろいろな困難は予測されてもそれをクリアしていくような前向きな取組みを是非ね、課長率先してやっていただくことを決意を表明していただければ、それで終わりたいと思います。

○産業振興課長

やはり農産物の加工でありますので、生産者自らが加工をとということでお考えをいただきまして、町として応援できる部分があればそこに応援をさせていただくということでお願いをしたいと思っております。

○根橋（13番）

以上で終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は12時といたします。

休憩時間 11時 50分

再開時間 12時 0分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席2番矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位4番、議席2番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（2番）

地方分権第一次勧告を受けてということで、1つとして身近な生活への影響はどうか、また2つ目として医療や育児、災害への対応は、3つ目として国道や一般河川、農業分野はどうか以上3点を主に質問をしてみたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。第一次勧告では国道、農業、一級河川の委譲が明記されまた全国一律で義務付けられている福祉施設の設置基準撤廃や公営住宅の入居者要件の緩和などが盛り込まれているようですが、これは今後の町政に有効に活かされる部分とそうではない部分と評価は分かれるところだと思います。また農地転用許可の都道府県への委譲も打ち出されたようではありますが、勧告どおり実施されるよう期待するわけでありませうけれども、過去の経過からして省庁の抵抗も相当強く予想されると思います。そして地方自治体の税財源を強化する提言も盛り込まれ、その中で都道府県から市町村への権限委譲も行われるよう明記されたようでもありますけれども、勧告どおり実施されることを望むわけでありませうけれども、その点を踏まえ町長の所管としてまず我々の最も身近な生活への影響はどのようなものなのかまず伺いたいと思います。

○町長

それでは質問順位4番の矢ヶ崎紀男議員の質問にお答えを申し上げます。地方分権第一次勧告を受けてということで、町長の所管ということ、総体的にはそういうことだそうですのでお答え申し上げますが、この背景は平成7年の地方分権

改革推進法、平成12年に地方分権一括法施行、平成15年に対しても三位一体改革という形の中で取り入れられてるものであります。第一次勧告がこう出てきたわけですが、本来はそのようにもう少し地方に権限を持たせ、権限を持たせるということは地方が威張るとかそういうことでなくて、住民の民意を一番汲みやすい住民と相談してまさに協働のまちづくりが進む、大事な一番これは根本であろうと私は理想的に進めばそうなると思っております。しかしそうなりますと、やはり国の方の官僚の仕事はそれだけ減るわけでありまして、上手く放すかどうか今とにかく日本は官僚問題がたいへん出ている中でありますので、心配されているところがあります。この文字どおりこういったことが進めば病院の病床数だとかそういうものも、国の規制だとか国の改革プランだとかそういうことなくもう少し自由にその地域にあった病院のベッド数、規模なども決められますし診療科目などもその域にあると思います。自衛隊に関しましても例えば災害派遣なども、今現在でも町村長のここと言えば松本駐屯の司令宛にお電話すれば来てくれることになっておりますが、もう少し住民のいろんな生活で、自衛隊の皆さん方がやっていただくことも増えてくるんじゃないかとかこういうふうなことも考えられます。他いろんな幼稚園と言いますか、保育所などの規制の問題とかそういったことも緩和されてまいりますし、それからまた1戸あたりの住宅低所得者の皆さん方が建てるにあたって、規模何㎡以上とかそんなことに対しましたことも自由になってくるでしょうし、市町村で決めれるでしょうし、その事情に合わしてですね広い所は広くなり、狭い所でも建てれるように、のような方法も出てくるでしょうし、また国道なども今現在2級国道100番台の国道に対しましては、県が直轄代行を受けてやっているわけですが、市町村の方もそれができるようになってくるでしょう。ただし予算が付いてこなければ全然ダメっていうことでもあります。これを悪用されますと権限だけ来て予算が伴わない、国もお金がないからと言って儉約しなんで足りない分を権限だけドンドン出してって予算を切っていっちゃうという方法、結果的にはやらないという方法であります。さきほどもお話が福祉の方でも永原議員からもあったように、いろんな制度を替えて人間ドッグやなんかの補助金なくなった、結果的に地方で見なさいっていったら国の方や保健機関そういったものは、儉約をして結局地方を苦しいところへまた押しつけているとかこういうこ形になっている、それしなければ住民がその分だけの不利益を被るとかこういうふうな、なんですかね政治の流れになっているわ

けであります。これは大きな声で一括して国の方へも陳情していく必要もあるし、国民が分かって大騒ぎすれば変わる、このように私も信じております。そういった意味で地方分権第一次勧告が出てきているわけではありますが、こうなって欲しいと願うし非常に良いことであるし、予算を伴っていただきたいし、その分だけ国の方の官僚も減らしていただきたい、そうしなければ日本のバランスが取れない、こんなふうに仕事が地方にくる分だけいらなくなるわけですから、今だって多いんですから今の仕事では。もっともっと減らして半分以下、4分の1以下になるようにして日本は儉約をして、やはり住民が幸せに潤沢に暮らせるようにしていただきたいと、こんなふう願って止まないところであります。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

それではもう1点、例えば政府の今言った地方の分権改革推進委員会が決定した第一次勧告を受けてですね県内の首長さんたちからはですね、農地転用や保安林の解除などでの権限委譲が進むことには一定の評価をするけれども、そういう声が聞かれる一方、委譲の内容が中途半端だとの不満も漏れるなど評価は分かれているけれども、町長の現時点でのこれに対する評価はいかがなものでしょうか。

○町長

私とすれば、そういうふうに地方分権がホントに進むということは大変大事なことであります。しかし三位一体ですから、三位一体ってのは前から言いましたように、国庫補助の国庫支出金の割愛でしょう、それから地方交付税を減少させるわけでしょう、それで分権ですからそれじゃあダメだということです。ですからやっぱりお金を伴ってこないと、ただただやれやれ地方にいろんな押しつけて予算が来ないんでは困る、だから非常に注意深くこれを見守っていかないと大変なことになるというふうにも思っております。

○矢ヶ崎（2番）

それではさきほど町長も述べられたんですが、医療分野についてなんですが、医療分野でも2次医療圏毎に定められている基準病床数は、現在国が算定しているわけですけども勧告では都道府県が地域の事情に応じ独自に加減できるようにも求めておりますが、今さら地域の事情に応じてと言われても対応が遅いと思うけれども、町長のこれについての考えはいかがなものですか。

○町 長

自由にいろいろやれということでありまして、いろいろ財政の方は地方に任せてというふうな方向が進んでいるんですが、こと病院に関しましては前にも申したとおり規制が感じられませんか。医者も減らされちゃう、診療報酬どんだけ一生懸命がんばってみてもこれしかよこさないとかですね、ベッド数はこれにしないとか今おっしゃるとおり規制が感じられませんかの中でどうやって泳ぐか、やっていくかということでありまして。そういう中で本当の意味の規制を外していただいた方がその地域にあったように、それは患者さんがいないのを大きくする病院はないわけですし、また必要なのに病院を潰しちゃうんでは非常にこれは時代に逆行でもありますし、住民負託に応えない部分がありますし、まあまあところで利益は出る出ないに関わらず大体トントンにいくぐらいのものをホントは決めていただきたいと思うんです。ですけどこの規制緩和のようになってますけれどもやはり診療報酬の方を国が握っている限りまた同じことになろうと思います。ベッド数その他は、やはりその地域に任せていただいた方が良いと思います。看護師の数も患者さんに対してこの医局があれば何名、7対1とか13対1とかいろんな規約があるんですが、それも病院の事情に本当は合わせた方が私は良いと思ってます。国の方はやはり大枠でこう区切ってそれを下まで押しつけてますので、実情に合わない部分も出てくるだろうと、こんなふうに考えます。眼科だとかそういう所はね、あまり入院数は少ないでしょうから看護師の数はその分はこうである、産婦人科はこうである、外科はこうである、そうじゃなくて全体で何対いくつ、入院患者は何人なら何人ってこんなような規制もあまりよろしくないだろうとこんなふうに思います。本当の規制は、まあまあ病院がトントンちょっとくらいでいけるということで規制を作っているにも関わらず、診療報酬をガクンと下げたもんだから良いような基準でありながら、それがそれでは赤字になっちゃったと、じゃあそれをどうするかというリストラができない、リストラクチュアリングですかねリストラができない、規制があってもできない、大変な規制の中でのみんなあえいでいるわけでありまして。今度は長期療養型病床郡などがまた元へ戻るようでありまして、そうでしょうおそらく、だからこんなことでは国民暴動、医療難民が続出だって私言ったとおりいくら厚生労働も考えてくれつつあるようでありまして、そんなことに対して病院などは緩和していただくならもう少し、しっかり緩和して診療報酬上げていただければ良い

と思いますが、そういう一助にこれになってくれればあるいは導火線になってくれれば、これを願っているところでもあります。ついでになにかあるとこっちが切られてますので国のやり方は。こっちがくるぞっと、こっちが切られてますんでそこだけは注意深く見ていかなきゃならないと思います。ですから今のこのままでは総体が良いとも悪いとも言えない状態です。けどもう一つ更に進んで、こんなこと一所懸命やっているうちに道州制っていうのが進んでますよね、どうなるんですかね。今度、州は何をするんですかね、権限移譲をしながら。で多くは町村でなくてこの市を対象にして今出してくるような第一次勧告ですから、もっと大きな市にしてそして県を廃止して道州制にして州の仕事はどうなるのか、そこがちょっと分からないところでもあります。もう少し注目して見ていきたいとこんなふうに思ってますがいかがでしょうか。

○矢ヶ崎（２番）

そうすると今の勧告の中に出てます小規模自治体への委譲は広域連帯を前提としたものでなければ現実的ではないとして、対象市に限定したことに対しての町長の考えが今述べられたことと理解してよろしいでしょうか。

○町 長

はい。

○矢ヶ崎（２番）

さきほど若干触れられたと思うんですが、災害時の自衛隊派遣も知事をおした要請が、市町村長もこれからは防衛大臣ですか、それにできるということを通知ができるということだろうと思うんですが、その他子育て支援でも設備の基準も自治体の判断に委ねることができるなど地域の実情に応じた基準が設定され、また認可保育所に預けられる子どもの条件も非常に緩和されてきていると。国土交通省が全国一律で決められている基準を自治体がそれぞれの独自にこれを決めることができると、これは子育て世帯向けに従来より広い、例えば部屋が提供できるとか評価できる内容だと思いますけれども、町長のちょっとこの点についての考えを伺いたいと思います。

○町 長

さきほどの自衛隊は、もう既に今でも要請は知事ですけれども阪神淡路の苦い経験をもって緊急の場合、市町村長からの要請ができることになっています。その後

市町村長は知事に報告する義務があるっていうことですから、これは市町村長が自衛隊にお願いするっていうふうに改革されても、あまり変わらないんじゃないかと思いますが、18年災の時も町の方から自衛隊にお願いをいたしました。なお県の方へは報告しておきました。それ以外のもろもろにつきましてはこれはその表面取るとですね良いことは良いと思います。決して悪くはないと思います。子育てのプランの方ですね、良いこと盛り込んでます。ただそれに対します裏付けで、どういうふうなことになるのか、市だけにしてしまうのか、やはり国の方は合併をもう少し進めるような方向にあるようですので、町村だけでがんばっていると、こういったもし良いというものがあるならば少し差を付けてくるということも、この間県の町村会の役員会で、町村長会の役員会で話しが出たところであります。まだまだこれ揺れ動いていてよく分かりませんので、軽々にここで全てが良いとか悪いとか言えないんですが良いことは良いだろうと、しかし予算を伴って欲しい、道州制がどうなるのかということであります。あ、道州制によってまた変わっちゃうんじゃないかということでもあります。

○矢ヶ崎（2番）

それでは一番この中で身近な問題だと思うんですけども、例えば直轄国道の権限の一部を地方都道府県に委譲する方向が示されたことに私は大変な疑問を感じるわけであります。というのは過去の私の一般質問をこの議場でさしていただいているわけでありますけれども、特に国道153号の諸問題の中で飯田までは国直轄の国道であるのに、それからこちらの方、要するに塩尻までの区間は県の管理になっているのでこれをなんとか国直轄に格上げするよう、ここでも町長にお願いをしたと思いますしそういう発言をしてまいりました。その立場からすれば正にこれは逆行する勧告であります。そこでもしこのようになるとするならば、例えば除雪の問題とか橋の問題とか非常に地方と言うか、財政基盤の弱い町村に負担が掛かるんじゃないかとそのように感じざるを得ないわけでありますけれども、この点での町長の考えを伺いたいと思います。

○町長

確かにおっしゃるとおりでありまして、例えば市町村にやっつけてしまいますと潤沢の予算がないがために、まあまあ建築基準法がクリアしたとしましてもですね、建築と言うか構造計算はクリアしたとしましても、橋の強度で差が付くとかですね

いろんな雪の多い所では除雪の回数などでも差が付くとかですね、やはり国がやっていることよりも地方に来ることによって、マイナスデメリットも出てくる可能性もあります。なおまた今おっしゃるとおり直轄の国道が今この辺は2級国道ということで、県が直轄代行してますし2級国道であっても下伊那の方は国が直轄していますということで、直轄ということはやってもらうに時間が掛かりますが、オーケーになれば全額国でやってくれるということです。これが地方に全部権限がまいてまいりますと、これはだからあくまで予算が付いてくればなんともないことなんです、国が下手すると官僚がこれをオーケーした時には予算も減らしながらこういうふうにしつけてくる、結果的に日本全体のこういう公共事業が進まない方向を取る可能性がありますので、その方が国の官僚が悪いって言えずにその市町村がやらないんだって言うてれば国の方へお目玉いきませんので、そういうふうに隠れ蓑になってしまっただけは困るなっていう心配はもちろんあります。国、そうですねやはり国道の問題に対しましては直轄に本当はしていただくと一番良いんです。飯田の方は特別直轄になったわけです。やっぱりあれは政治の当時の力でしょうと思います。同時に三遠南信もそれから結びついて静岡の方へ下りてくというふうなことではないかとかんなふうに考えております。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

1点、もう一つ1級河川の件でありますけれどもこれも12水系の管理権は委譲の候補としたことについてとありますけれども、課長の方でも結構ですが天竜川はこれに該当するかどうかお伺いしたいと思います。

○建設水道課長

お答えします。地方分権第一勧告の中に載っている部分については、一つの都道府県の中にある、で完結する一級河川ということでもありますので天竜川については辰野にも直轄機関ありますけれども、複数の県にまたがっておりますのでこん中に入っていないというふうに聞いております。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

それでは次の項目に移ってまいります。地域農業の振興と支援についてでありますけれども、地域農業の振興の中でまず始めにですね、辰野町農業の課題は依然として多岐に渡り農業従事者の高齢化、後継者不足等による農地の遊休荒廃地化が徐々に進行し農業生産額も低下の一途をたどっているのが現在であります。国の米政策

改革大綱の決定を受け、その推進にあたっては水田の利活用や担い手の育成等に営農センターの果たす役割は多いに期待されるものであります。その機能を活用し安心して安全な食糧の安定供給の確保を基本に農業農村の持つ多面的な機能の保全に取り組み、農業が産業として魅力あるものとなり、誰もが住んでみたくなる農村づくりを目指していかなければなりません。そこで一つとして遊休荒廃農地解消に向けて年々増え続ける遊休荒廃農地が増えているわけですが、この原因を大きく分けるとしたらどのくらいのものが、いくつぐらいがその原因として考えられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○町 長

遊休荒廃地が増えたりなんかする理由ですか。それはご存知のとおりであります。まずは後継者不足それから高齢化、担い手不足ということもありますし、それからまた有害鳥獣によって意欲損失も最近は少し出てきております。更には農作物の価格低迷ということでもありますし、また集落営農組合を辰野町にもあちらこちら作りましたが、それでも赤字になるから法人化できないというようなことはやはり価格の問題、やはり外国のような中国とかアメリカ大陸みたいなああゆう所で大きな何十mもあるコンバインを回すのと2、3mのコンバインでいくのと、いくら機械化でもコストが違ってしまふ、そのコスト差をどうするかっていうのが本当は日本の大きな政治の大事なところになるんじゃないかな、経済の採算性だけ優先していると日本の農業は衰退してしまうとこんなふうに思ってますし、同時にさきほど言いましたように食糧不足になっているわけですから、これ命がけで守っていく必要があるわけですのでそういった政策とってもらいたいなど、まあそういうことにもちょっと発展しちゃいましたが、遊休荒廃農地が出ている理由はそんなことじゃないかと思えます。

○矢ヶ崎（2番）

それでは耕作放棄地を解消することは国民への食糧の安定的な供給を図るうえでも、また限りある農地を有効に利用するうえでも近々の課題ではあると思えます。耕作放棄地の現状はその地域の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なっており、その対応方策も地域の実情に応じたものでなければならないと思えます。耕作放棄地については現状を的確に把握したうえで、状況に応じた対策の実施がこれは求められるわけではありますが、そこでちょっとお伺いしたいんですが、辰野町の耕作放棄

地の現状についておよそ農地の何%ぐらいが今これに該当するか伺いをしたいと思います。

○町 長

平成19年度の農業委員会の調査では、11.86%というふうに出ておりますが、耕作放棄地及び原野化した土地、まあ遊休荒廃農地ということだそうであります。パーセントでいいわけですね。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

05年の政策統計で38万6,000ヘクタールであるとされた遊休農地の解消に向け、農水省が全ての遊休農地の調査が行われ07年11月にまとめた農地政策の展開方向では、5年後の耕作放棄地解消に向けきめ細かな取組みを行うとしております。農水省の遊休農地解消の対策強化の一環として、5年後には耕作放棄地を解消せよとのことですが、辰野町においてきめ細かな取組みを行ったとしても5年で果たして解消可能なのかどうか伺いたしたいと思います。

○産業振興課長

お答えをいたします。国の方では5年間で遊休荒廃地を解消しろという話でありますけれども、辰野町としまして今後の調査等にはよりますが不可能かと思われま

す。

○矢ヶ崎（2番）

不可能ということですか。

○産業振興課長

不可能ということです。

○矢ヶ崎（2番）

はい、分かりました。次でありますけれども、市町村農業委員会は国、都道府県と連携し農地パトロールを基礎に一筆毎の3段階の分類集計を今後行うということですが、その3段階の分類方法というのはいったいどういうものなのかこの点も伺いたしたいと思います。お願いします。

○産業振興課長

本年度の3段階の調査分類としましては耕作放棄地内の草刈り、耕起をしてただちに耕作ができる土地というのは緑色で分類をされます。それで次に耕作放棄地内の草刈り耕起しても他の要因によってただちに耕作ができない土地を黄色の分類を

します。耕作放棄地内の森林原野化もしくは農地に復元不可能の土地を赤色の分類をいたしまして、赤色の中で農地、非農地、農地法上の農地、非農地をまた更に分類をするということになります。

○矢ヶ崎（2番）

それではそういうことであると農振、農用地区は原則としてどのような扱いになるわけですか。

○産業振興課長

農振農用地地区もその方法でとりあえずは分類をいたします。

○矢ヶ崎（2番）

人力や農業機械ですぐ耕作できる農地あるいはまた基盤整備されれば使える農地は、要活用農地として法律に基づき指導を行っていくことだと思ってくれるけれども、どのような形でこれは誰がその指導を行うのか、またその指導の中には所有者自らまた認定農業者や集落営業などの担い手、あるいは個人、NPOなどが借り手となって耕作するように勤めるそれも含まれるかどうか、あるいはまた農地としての利用が困難な場合には景観作物とか、その他草刈りや水はりなどの保全管理を行うようにすべく指導していくべきだと思ってくれるけれどもその点は指導する、だれが指導するのかも含めてお願いをしたいと思います。

○産業振興課長

農業経営基盤強化促進法によりまして、農業委員会が指導、要請を農地の所有者にいたします。またそれを受けまして町による通知、勧告、措置命令の法律によってできることになっております。ただ保全管理というのは一時的な状況でありますので、指導等によりまして営農再開を促していくということになるろうかと思えます。

○矢ヶ崎（2番）

農業ですけれども、これに中山間地直接支払い事業についてをちょっとお伺いしますけれども、景観もこれに含まれると思うんですが神戸地区のスイセン栽培他12地区で環境整備や景観保全の活動が行われていることはこれは高く評価すべきだと思います。そこで伺うわけですが国の直接支払い事業は平成21年度で一応これ終了となると思うんですけれども、引き続きこの事業を継続事業として行うよう今から我々もそうだし、町も含めてこれを政府に要望していくとこういうことも必要だと思ってくれるけれども、この点とそれから平成19年度から5年間の事業で始まった農地、

水環境保全向上対策が町内4組織で始まり、水路管理、ため池管理、花壇の植栽などが活動が始まっているわけであります。こういう点からしてもやはり中山間地の直接支払いを今後とも継続するように今から運動を展開する必要があると思うんですが、この点をお伺いをしたいと思います。

○町長

中山間の直接支払い事業は一度切れそうになって、また再度つないで21年でありますので、更にまた続けて欲しいということでありますし、ご指摘のように農地水環境保全対策事業なども農業地の景観保全ということであります。環境も全てそうであります。ということは休耕田を、休耕田であってもこれは一時的にしょうがないんですが遊休荒廃農地を防ぐことと一体化されたものだというふうに私も思っていますので、こういったことはまたなお先生方にもお願いをして継続するようにまた官僚にも直接行き会った時にお願ひしたりしていきたいと思ひますし、また長野県町村会もあげても運動をしていきたいとこんなふうに思っております。

○矢ヶ崎（2番）

次に集団化した優良農地に関してなんですが、散在する耕作放棄地、この農地はどのような扱いになるのか伺うと同時にこれは非農地なのか、あるいは地目が非農地となったら開発は自由に行われるのか、非農地となった場合ですね、開発が自由に行われるのか、農振農用地区域とすることが適当な土地に該当する場合は農振法上の開発規制の対象となるのかどうか、この点をちょっと伺いたいと思ひます。

○産業振興課長

優良農地内に点在する原野化した土地につきましては今回の調査でも非農地にはしないということで調査の要項が決まっております。ですので農振等は解除をされていかないということになります。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

最後でありますけれども、新型インフルエンザH5N1型についてお伺いをしたいと思います。鳥類などのインフルエンザウイルスが変異し、人から人への感染しやすくなったものでいつ発生してもおかしくないと言われている非常に毒性の強いウイルスH5N1型の変異が非常に心配されているわけでありますが、人には今のところ免疫がないために厚生労働省はもし全国に流行すると、医療機関を受診するのは最大2,500万人でその内の64万人が死亡すると推定しているわけでありませ

れども新型インフルエンザが発生し、世界的に大流行したら食品の輸入が止まり国内でも流通が滞ることになるかもしれません。そうなれば買い物に出かけることも非常に難しくなり、食糧確保が大きな課題の一つとなると思われます。そこで質問しますけれども、厚生労働省は最低でも2週間分の備蓄を呼びかけているようでありましてけれども、この機会に当町でもどういう形でも良いわけですが今から若干なりとも広報していく必要があると思いますが町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町 長

3番目の質問であります、鳥インフルエンザということでH5N1、大変猛威を奮う、また下手するとある国では人口の半分が死んじゃうんじゃないかとも言われます。蔓延しますとドンドンこの死者が増えて、そしてその発症した状態からそのウイルスを取り出して、そしてワクチンをつくるわけですのでワクチン作るまで6箇月掛かる、その間にもうほとんど死んでしまう、できたから良いかって言うとウイルスの方が形を変えてると効かないということでもあります。それで今備蓄する、効くだろうといわれているタミフルという薬であります、これはアメリカではですね既に3億人分の大体10粒ぐらい必要ですから3億人掛ける10粒は用意されているようです。日本は厚生省は用意しないんです。それで厚生労働省の官僚のお話がこの間テレビで出てましたが、それは市町村に任している、県、市町村に任しているっていうんですけれど、任された覚えはないんです。結局各市長村で買ってくださいということですが、試算をこの間やってみたんですけれども、辰野病院の方と検討して辰野でもって2万2、3,000人分のタミフルを掛ける10粒用意しますと、7、8,000万というお金が掛かります。それで必ずこれ効くなら良いんですけれど、効く場合と効かない場合がある、副作用もある。青少年にはちょっといろいろな副作用も心配される部分もあるということでもあります。と申しているうちに今度はイギリスでリレンザという新たな薬が出てきてタミフルは効く人は効くんですが、その中である酵素をウイルスが押さえてしまうと、タミフルが効かなくなるというようなことも今研究されております。その酵素を減らすだけの毒素とかいろいろなものが、ウイルスから出るでしょうから減らされても効くのがリレンザっていうことですから、これ何を買っていいか、ちょっと、買ってと言いますか備蓄をどうすべきか県の方へも相談したいと思いますが、こういう時こそ県も一緒にやっていただかないと困ると思えますし、厚生労働もホントにあれですね、もう少しいろんな問

題が続出しているわけですからこの効く薬を検討して日本の国民に用意するなり、補助金をつけるなりなんとかしないと、これみんな分かった分かった、困ったってということで困りながら手が打てないのが現状じゃないかと思います。もちろん今の辰野病院、両小野国保などもタミフルを持ってないわけではありません。しかし蔓延して全体的に広がった時の対応はまだできていない、備蓄はないということであります。なんとかこれを防いでいかないと大変なことになろうなと私は思っております。

○矢ヶ崎（2番）

これまでも震災に備えるために非常食の必要性は非常に叫ばれていたわけでありましてけれども、実際には震災や災害というのはいつ起こるか分からないために、この点についての備えはややもすれば非常に後手に回ってしまうのが実情というか、現実ではないだろうかと思いがいたします。流行は広域で2箇月間続くとも言われておりますね、このインフルエンザは。しっかりした準備は欠かせないものと思っておりますが、そこで最後の質問でありますけれども何をどれだけ備蓄したら良いか分からないという人は少なくないと思っております。阪神大震災など過去の事例を参考にしながら必要なメニューを町民に提供したらいかがかと思っておりますけれども、この点について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

○町 長

鳥インフルエンザの場合の時の個人の備蓄ということですか。まず個人でタミフルとリレンザと両方買っておいただきたいと思うんですけれども。これは手に入りますので、ただ行政で用意する備蓄するのは何が良いかよく分からないんですが現在はリレンザ、タミフルだと思いますので飲んだからって補償はできないんですが、それしか薬はないんですね。1番良いのはワクチンです。ワクチン形変えたらダメということではありますが、ワクチンは蔓延してこないといけない、6箇月掛からないといけないということです。それで個人でできる対策ということでどのように備蓄ということではありますが、さあ何箇月猛威を振るっているかなんですね、1番良いのは封じ込めと言ってそういう掛かった人を外へ出さない、それで蔓延してくればまた別ですが、初期のうちにはあまり外へ出ないとかですね、マスクをするとか手洗いするとか、咳き込んでいる人から遠ざかるっていう言い方もおかしいんですが、これは難しい。電車の中じゃどうしようもないんですけれども、そんなよ

うなことしか手がない。それで困ってこれが世界的な猛威、恐慌、恐怖ということでパンデミックフルーという名前が付いているわけです。世界的ものすごく爆発的な脅威という意味でパンデミックフルーです。そういう言葉ももう既に出てきて知る人ぞ知っているようなことで、段々その言葉も難しい言葉っていうんじゃないくてその言葉自体がもうインフルエンザを表す言葉になってきていますので、段々知れていくと思いますけれども是非一つこういったことはまた、マニュアルって言っても難しいですけれども、それから死んだ鳥には触らないとかですねいろんなことが出てくるんですけれども、また今何もしないんじゃないくて辰野も危機管理の方にもう既に2箇月前に申し上げて、命令って言いますか言っていますので、いろんな一つの方向性防衛の最小限でできる防衛性、それから病院が何するかとかいろいろ一杯出てくるんです、問題が。その部屋を陰圧にするとかですね、陽圧にするに出てきちゃいますから、陰圧にして廊下の風を吸い込んで他の方へ出して行って消毒しちゃうという方法とか、ガウンテクニックと言ってMRSAもそうですけれども、入り口の所で靴なんか履いてもバシャバシャっとうノリで付けちゃう方法とかいろんなこともあるんですが、またマニュアルを作りましてもいかなきゃいけないと思っていますので、そんなふうに準備をさせていただきたいと思っています。ただこれ完全じゃありませんので、だからパンデミックフルーになるわけですから、何をしてもダメな状態が今現状でありますから、もし蔓延すればですね。日本で十和田湖だとかサロマ湖だとかいろんな所で白鳥が死んでた、調べたら全部このなんですかウィルスを持っているようです。なお鳥だけで済んでくれればいいんですが、最近豚まで同じこのウィルスが掛かってきている、豚から取ると掛かってるし、形が変わってきているっていいますからこれ、大変なことで人間にもまた移る可能性もなきにしもあらずで心配しているところです。今後の課題で国にも掛け合いながら町としてできることもマニュアル化しながら取り組んでいきたいと思っています。それぞれが個人が注意することも出てきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時40分と

いたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩時間 12時43分

再開時間 1時40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位5番、議席8番船木善司議員。

【質問順位5番、議席8番、船木 善司 議員】

○船木（8番）

第169通常国会が今月15日会期末を目の前にして1週間延長されようとしております。その中身は後期高齢者医療制度の廃止、福田総理の問責決議、これら国民不在の政治ではないかと思う向きがあります。なぜならば先日のNHKの世論調査とは大分かけ離れているように感じるからです。いずれにしても国民のための政治、町民のための政治、このような政治であるべきと思いながら私は意識しながら質問に入っております。

まず森林づくりについて質問いたします。長野県は森林を緑の社会資本と位置づけ健全な姿で、次の世代へ引き継いでいくために「長野県森林づくり県民税」が今年4月から導入されたことは大きく報道され、県民の多くの方々のご理解のことであります。「なぜ森林税が必要なのか。」その是非について昨年云々されましたが「山が荒れているから税金で何とかしようと言う単純な発想ではなく、幅広い負担で途切れている県民と森林の関係を結びつけ森林環境が具体的に前進する効果を狙う。」という森林税懇話会議長、菅原氏の当時の熱弁が印象的でありました。そこで辰野町は85パーセントの面積を有する山林を今後どのように管理していくかが大きな課題であると思います。思い返せば尊い人命を奪った18年の災害も、森林整備がなされておれば、あるいは防げたであろうと考えます。森林整備の重要性が自ずと理解できるものであります。更に県内で民有林の約半分を占める人工林の多くは昭和20年代半ばから40年代に植栽され、半世紀近くを経た今は手入れが放棄された状況です。樹齢60年頃迄に間伐しないと森林の持つ機能が著しく低下すると言われた点を正に証明した事例かと思えます。災害防止上からの森林整備については次回以降質問することとして、今回は有害鳥獣対策の必要性を常に考えておりますゆえ

の、里山整備について考えていこうと思います。森林整備における経済的基盤を見ますと、先ず全国で県民税超過課税を導入している県は24県であり、各県の税額、税率は長野県と同じく個人から500円、法人からは5%の徴収が大半を占めております。長野県の森林づくり県民税活用事業は、国庫補助金の2億600万円と森林づくり県民税の3億6,500万程を合わせ5億7,100万円程の財源を見込んで3つの活用事業への取組みを計画しております。活用事業その1は里山での間伐の推進として、4億4,000万ほどの財源をもとに長い間放置されてきた集落周辺の里山の集中的な間伐を推進し、森林の機能回復を図ることにしています。私はここで、間伐による里山整備は有害鳥獣対策からも非常に大きな効果が期待できるものと考えます。間伐整備された里山は、緩衝帯として機能しクマ、イノシシ等有害鳥獣分布の住み分けができる、有害鳥獣対策からも重要な施策であると言えます。この里山間伐整備は、地域ぐるみでの同意を取りまとめ一定範囲を集約化して実施すべきであると言われております。ここで質問致します。各地域ごとあるいは森林組合等が当施策の取組みに対して町の支援体制が不可欠であると考えます。なお森林所有者が不明であったり、住民の中での山林所有者の割合が少ない地域ではまとめ役も決まらず、取組みの合意もできないようです。当制度が成功するかどうかは、支援体制によるものと言っても過言ではないと思います。この時こそ行政の支援がまさに望まれるところであります。町はどのような支援体制を考えているのかお伺いいたします。

○町長

それでは午前中に引き続き一般質問、午後の部であります。質問順位5番の船木善司議員の質問にお答えを申し上げます。長野県が初めて導入いたしました言わば森林税でありまして、森林づくり県民税ということでありまして県民の賛同を得てそれが徴収され実施されていることはご存知のとおりであり、議員のご指摘のとおりであります。我が町に対しましても里山が沢山ありまして、議員もおっしゃっておいりましたが、里山を放置することによって山が段々、里、畑、民家に近づいてきちゃってる、そういうことによって有害鳥獣もドンドンと下ってきて、里山を荒らす一因になっていることも事実であります。これに対しまして町としましては、今のような例えば、除間伐するに対しましても問題があるわけでありまして、中には100%事業などという有利なものもありますし、また里山集約化の事業の導入をこれもしていかなきゃならないと思っております。これに対しましては、地域にあります

森林及び山林組合それから集落の皆さん方に呼びかけて、その地主さんがはっきり分かれば良いし分からない所も、もし個人の地主と分かる所に対しましてはそういった事業、100%事業なども本人の持ち分なくてやっていいかっていう問題もあるようではありますが、やはりそのへんの問題は広く個人だけの利点になるわけではなくてその里山へ山が森林という林みたいな状態で下ってくることによって、あちらこちらに影響を、悪い影響を及ぼしていることも事実ですから、そこを除間伐して整備することによってこの1件だけでなく、複数の利益になるということも事実でありますから、そういったものを説明し同意はいただいてこの事業も導入していきたいと、こんなふうにも思っているところでもあります。やはりご指摘いただいた緩衝地帯、昔のように戻すことまた森林整備のためにも除間伐ということ、とても大事なことであるということで、今のように働きかけ説明会なども地域ですて進めてきたとこんなふうにも思っております。以上です。

○船木（8番）

只今町長の方から、100%補助事業という話が出ましたので、次に移ります。森林づくり県民税活用事業その2として1億ほどの財源で地域固有の課題に対応した森林づくりの推進をあげ、住民の実情や意向に精通している市町村が事業主体となつて、きめ細かな森林づくりに対する支援を計画しております。要するに100%補助事業であります。市町村独自の特殊性をもった事業推進がこれで可能となり、主な対象事業には鳥獣被害防止の為の森林整備を含んでおります。今までに絆の森整備事業として取組んできた里山間伐実施済の箇所は、大方本来の機能回復がなされてきたと思いますが有害鳥獣対策としては更に手を入れる必要があると感じます。ここで質問致します。年々鳥獣被害が増大し農家の耕作意欲をなくし、耕作放棄地が増える一方の現状を喰止めるためにも森林づくり県民税活用事業その2を今述べました、絆の森整備事業の補完事業として活用すべきと考えます。これらを含め町のお考えをお尋ねします。

○町長

次の質問でありますけれども、絆の森整備事業ということでありまして、できれば整備した後の管理型の方に使っていきたいとも思いますし、それに補完的にということでもありますけれども、さきほど言った里山集約化事業なおまた今年の5月の20日に国で施行されました、森林除間伐の促進に関する特別措置法というものも出

てまいりました。これなどを基に計画づくりをして、森林の整備特に里山などを力を入れて除間伐に進んでまいりたいと思いますしその管理はさきほど言ったとおりでありますので、管理も続けていきたいとこういうことでもあります。お願いします。

○船木（８番）

次の質問に移ります。ふるさと納税制度について質問をいたします。故郷の自治体等に寄付した場合、住民税を控除するふるさと納税制度について４月30日に地方税法改正案が衆議院で再可決されたのを受けて、多くの自治体が動き出し始めました。この制度は地域間の財政格差を縮小するため、政府が打ち出した看板政策であり財政難に悩む自治体にとっては、大都市圏等に住む地元出身者の寄付が新たな財源になるため多くの県、市町村はそろって受付窓口を充実し、多くの場所でPRに力を注いでいる現状であります。当制度は国土全体の均衡ある発展を図る上で重要かつ画期的な制度であると総務省は強い肝入りであります。具体的には１つとして納税者が自らの意思で納税対象を選択できること、２つとして自分が応援する地域に貢献したいと言う真摯な思いを実現できること、３つとして効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されること、４つとして納税者の志に応えられる施策を活かしていくことを通じてその地域が活性化し発展が促される、と強調してのスタートであったわけであります。ふるさと納税の提唱者でもある西川知事の福井県をはじめ、岡山県、山口県、佐賀県並びに多くの市町村に至るまで、それぞれの特色を生かしたサイトの開設が日増しに多くなっております。一方、長野県のふるさと信州寄付金の中で、今回の法案改正の控除方式が所得控除から税額控除方式への変更をはじめ控除率、控除対象限度額、適用下限額をそれぞれ変更し、長野県のふるさと納税制度としてスタートしています。では、辰野町は従来からの寄付金制度を運用し税収面では今議会に提出されました、辰野町税条例の一部を改正する専決承認で条例を整備し、この後は積極的な展開が待たれるところでもあります。ここで今回の法改正を私なりに整理してみますと、一般的に言われておりますふるさと納税制度はふるさと寄付金制度と表現すれば理解が容易かと思えます。先月31日東京朝日会の席上、町長はパンフレットをもとにふるさと寄付金の要請をなされたことを聞きましたが、後は多くの賛同者を期待するところでもあります。賛同者を募るには、辰野町出身者はもちろんのこと、他にも辰野町を応援したいと言う方々を広く募るべきと考えます。その上で今後は辰野町の財政の一部とするべく積極的な取組が必要であ

ります。ここで質問いたします。それぞれの自治体が競争意識をもってPRに、また寄付の要請へと動きが活発になってきましたが、辰野町は今後の取組への思い入れはいかがですか。お尋ねします。

○町 長

ふるさと納税につきましての、思い入れということでございますのでお答え申し上げたいと思いますが、これは辰野から出て行った人、辰野へふるさとを持つ人などが今の働いている所で納めている税金を、その徴収した市町村あるいはまた都などもあります。都、府がありますけれども、そちらから強制的に3%なり5%なり10%を振り替えてこちらへ送ってくれるものと期待を実はしておりました。しかしこの度は、東京都などの知事さん他の大反対がありまして結局議員がおっしゃったように寄付金制度と言うふうに名前を変えた方が分かりやすい、まさにそのようなふるさと納税のスタートは始まったということでもあります。しかしこれはないよりあった方がずっと良いわけでありますので、最初に頭出しをさせていただいてありがたいなあと、こんなふうにも私はまずは思っています。しかしこれは実際にこの間も東京朝日会などにも、今議員ご指摘のとおりお願いをしましてまいりましたけれども大変やっかいな、その気があっても大変やっかいな手続きが必要であるということでもあります。本人がそのふるさとを辰野に持つ人と仮定いたしますが、その寄付をしたいという場合にあたりましては、5,000円以上に対して免税になる。しかしその人の納めている所得税、町県民税などの10%を限度とするということでもあります。例えば3万5,000円寄付された方は3万円が控除になるということでもあります。しかしその人の納めている税金が30万を超えていないと3万円ということになってきませんので、それが限界でありますから限度の中であればまあそれだけは下がると、一般に全部これは所得によって違ってきますので分かりにくいわけですが、普通の通例の状態を考えると3万5,000円だったら、まあ5,000円はダメですよと、あと3万円に対しては全額控除いたしまししょうと。だいたい通例ですと町県民税全部合わせて、所得税も合わせて26、7万ぐらい30万以下ぐらいを納めているのが多いようでありますので、その以内に入るとこういうことで、分かりよく考えております。その方がいよいよ辰野町へこの税金を納めようとするので申込書を書かなきゃいけない、辰野町の方からお送りしますので申込書へ書く、書いてお金を送っていただいて町から領収書を発行いたします。そうするとその控除はその人が確定

申告をする時に、確定申告してない人もしなければなりませんし、確定申告している人はその時に経費的な扱いとしてその領収書を添付すると自分の納める税金が5,000円だけはダメですが、後は3万円は免税されるというものであります。なおこれが、毎年毎年のことでもありますので、1回こっきり、1回こっきりですから、来年も再来年も継続的にやろうと思うとまた来年も同じことをしなくてはならないということで、非常にこれは納税する側も大変やっかいな、その気持ちがあっても大変やっかいであるので、簡便性がないのでどんなふうになるかな心配している所でもあります。できるだけ多くの皆さん方がいろんな目的のために、どんな目的を書いていただいても結構ですから、納税していただくことをありがたく思っています。お願いをしたいと思ってます。大体考え方は地方などはおそらくそういったお子さんたちを育てる段階でその地方にいるだろうと、したがいまして稼ぐ段階の前ですから、親は稼いでいるわけですが学校、保育園そしてまた高等学校ぐらまでいかれるでしょう。高等学校から出る方もありますが、あるいは行かずに就職に入る方もいます。そしていよいよ一人前になって大都会で例えば、あるいは大都会でなくても他所の市町村へ行って稼ぎ始めたら、稼いだことによってその人は税金を納めますので、これは会費的な考え方もありますのでその住んでいる所へ納めてしまう。育った方はお金を使うだけと。将来またフィードバックされて、IターンUターンでもありますけれども、リタイアして帰って来られたと仮定いたしますと、今度は年金ぐらいしか入っていません、しかって言いますか稼ぐ全盛期を過ぎておりますので所得も少ない状態で、また納税も少なくそして、今度は福祉という形でもってお金を段々掛けていかなきゃならないということで、地方は育ったり、また福祉を将来受け持ったりということで非常に不公平ではないかっていう考え方があるわけでもあります。こういう方の中からこういったことがうまれたことは大変結構であります。もう一つ大事なことは辰野町みたいに世界を股に掛ける一部上場会社などがある所、大きな会社ありますがそういう方々は現に辰野町に勤めておられた方でも、逆に大都会あちらこちらから来ている方がいて辰野へ住所を移してない方も大勢います。ですから実際、人口はもう少し多いわけであります。事実上住んでいるわけですから。仮に辰野へ住所を移してある方がその人はふるさと納税をする場合がありますので、大都会とかあるいは他の市町村へそうすると入るだけじゃなくて、出てくことも考えなきゃならない、ですから相当これは辰野みたいな環境にある場合

は、積極的に移住を進めないと自然に出てしまう何もしなんでいると出ていっちゃ
う、こういうことになっちゃいますのでそこを気を付けながら、出る以上の何倍か
税金をいただければ大変にありがたいなあとこんなふうにも思っているところであ
ります。思い入れという形になればそのぐらいの答弁ということになりますが、お
願ひいたします。

○船木（８番）

今の答弁に関連した質問をさせていただきますけれども、多くの寄付を期待する
一方で辰野町の納税者が他の自治体へ寄付することによって、辰野町の町税が減少
していくということを、今町長がおっしゃいましたとおりにこれが危惧される場所
です。この対策はどのように考えておられるのか、進めていくのかということであ
るかがいかなければ。

○町長

始まったばかりでありまして、各市町村、これ市町村間の競争になってくるだろ
うというふうに思います。また良い手を打ちながら、また辰野から出す人は出さな
いようお願いするとかですね、そしてまた辰野から出て行った人は沢山入るよう
にというようなことで、5,000円分が結局割愛されてしまいますのでどっちみち免
除に納税者はなりませんのでその5,000円分に相当するものをお土産で送るとか
ですねそんなようなことを考えてる市町村もあるようであります。特産物みたいな物
で。そうするとその人は欲しいと思ったかどうかは別として、この5,000円分が例
えばりんごならりんご、ほたる饅頭ならほたる饅頭ということもないでしょうけれ
ども、何でも良いですから特産のようなもので埋めれば行って来いになるというよ
うなことを考えている所もありますし、辰野町としては納税していただければその
方へは月々の広報など送ったり、情報今言われましたとおりに、町は今こんなふう
ですよというようなこと、そしてまたそういったお金が貯まってきて何かやること
ができたならその報告をするとか、いろんなことを今考えておりますがあまり華美にな
ったり、大変な商業的な感覚でそれを進めるということもいかなものかとも、考え
ますので今考慮中ではありますが、また皆さん方も良い案がありましたらお聞かせ
いただき我々も考えてみたいとこんなふうに思っているところでもあります。

○船木（８番）

それでは次に進みます。総務省が強く期待しています納税者の志に応えられる施

策に活かしていくことを通じてその地域が活性化し発展が促される為には、納税者が自ら進んで寄付したいと言う気持ちを持つよう、いかに魅力ある事業に取り組むかがあります。当制度が成功するか否かは魅力ある事業を提案できるかどうかということに係っております。魅力ある事業とはあくまでも特化した事業であるべきです。先日作成されました「ふるさとたつの寄付金」パンフレットの中身を目にした時、寄付したいという気持ちになっていただけるのでしょうか。パンフレットの中の自然環境の保全、福祉、医療、子育て、教育等々欠くことのできない必要なメニューでしょうが、これに併せ魅力を感じずる活用方法を加えるべきと考えます。魅力ある事業を提案するためには、町内外を問わず多くの方々からアンケートをいただき活用方法を見出すことも一方策と思いますがいかがでしょうか。言うまでもなく辰野町はホタルの里として60回を数えるお祭りからも、知名度はある程度のレベルに達していると言えます。そこで私はホタルと併せ、魅力ある事業の創出が最適と考えます。ホタルにちなんだ一例として、ほたる童謡公園付近のJR線へほたる臨時駅を新設し、祭り期間中臨時列車を停車をさせるのもいかがでしょうか。ホタルにちなんだ夢の構想ではないかと思えます。又、東洋一のかやぶき屋根を誇るかやぶきの館へ温泉の掘削は如何でしょう。未来永劫辰野町の大きな財産であり、辰野町の活性化は確実なものであります。これこそ夢を語りながら現実に即した事業であり、納税者がかやぶきの館に入浴でき納得できる事業ではないかと思えます。もう一つ一例ですが、辰野町が確実に必要としている病院建設に納税者のお力をいただく方法も一つの選択肢と思えます。辰野町の将来にわたっての医療制度の確立は、辰野に残した親を思う方々の切実な願いであると確信します。ここで質問です。以上夢の一例を述べましたが夢が現実化する魅力ある事業の提案について、町はどのようにお考えでしょうか。

○町 長

今回のパンフレットに関しましては、また課長の方から今4つの方法どちらでもかまいませんよというような選択も、なんか一番最後はおまかせっていうやつも入られて4つであります。説明を簡単にさせていただきます。そういう中で今、議員ご指摘のいろんな夢という形の中で、魅力ある事業というような形、それは特化したものでなければならない、それに合わせて私が言おうと思ったんですけども、ホントに現状大変この地域には困っていること、そのことなど。例えば今の病院の

建設とか費用の問題もそうですし、医師不足のこともそうですし、また病院がこの地域に必要なというような考え方、20万人に一つの大きな病院があれば後は診療所で良いというような国の国策の考え方などに対しては、それが出ている以上大変な補助金も取れないわけですので、住民の皆さん方のマンパワーを使っていただいて、そして多くまたこのふるさと寄付金をいただければと、こんなようなことは私も同感であります。ただホームページだとかあるいは会に行ってお願いと、今度辰野会、朝日会でなくて辰野会になればもっと広くとかいろいろな事も期待申し上げますし、またふるさと大使の皆さん方にもいろいろなパンフレットへこんなを書いていただいたりですね、また口コミ宣伝をしていただいたり、同時に辰野の住民の皆さんもそれぞれご親戚が他町村にお持ちでしょうから、そちらの方からもまた声を掛けていただいたりというような、あの手この手をしていかないとなかなかさきほど言ったように、気持ちがあっても手続きがやっかいなためにしてくれなくて、つい時間が過ぎてしまいますこういうようなこともあろうかと思っておりますので、していかなくちゃならないと思います。魅力ある施策につきましては、今のような物を叩き台にさしていただいて、ホントにびっくりするような、またびっくりして怒っちゃっちゃいけません、びっくりして感激し感動していただけるような喜んでいただけるような物を考えていかなくちゃならないと思います。課長の方からもお答えを申し上げます。

○まちづくり政策課長

活用方法につきまして町の考え方をご紹介をさせていただきたいと思っております。2通りのこの活用方法があろうかと思うわけでありましたが、1つには一般財源化してそしてそれを当年度の事業の財源に充てていく方法があろうかと思っております。もう1点はある目玉事業を設けましてそこに寄付を募る中で基金で運用して翌年、翌々年というようなことで基金を積み立てる中で一つの事業を完成させていくというような方法があろうかと思っております。町村によってこの2通りをどちらかを選択しているわけでありましたが、辰野町につきましては1番先ですねこの研究委員会の自分の育んでくれたふるさとに納税をするんだという意識の中で寄付をいただけるということですので、事業でなくて辰野町への寄付を募るという考え方に立ちまして、どんな形で寄付をしていただいても活用ができるということで、この辰野町の寄付金というこのパンフレットに計上をさせていただきました。その中には自然環

境の保全には当然ホテルを中心とする整備の部分、そして福祉医療には病院建設といったもの、それから子育て教育文化という中には学校ですとか図書館の充実といったそういう事業が視野に入っているわけでありますが、そんな中でどんな形にしても寄付をいただければ運用のできるような必要があれば基金で運用ということも考えられるようなそんな形態を取ってスタートをさせていただいたわけでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○船木（8番）

次にふるさと寄付金の継続性についてであります。尊い寄付をお寄せいただいた方々は会員として登録させていただくことはもちろんのことデータベース化をいかに進めるかが、継続の鍵を握っていると言えます。「ふるさと辰野寄付金」パンフレットの中には『広報たつの』をお送りすると載せている点は評価できる点であります。ふるさとを離れた方々の切実な願いは「辰野町の皆様方とコミュニケーションを通じた結びつき」これを強く望んでいるという新聞記事を目にしました。また、今までの同級会等でも同様の意見を耳にしています。そのためには、時節に合わせた交流会等の開催が有意義と思えます。そこで質問です。継続的にふるさと寄付金をお寄せいただくために、町はいかなる方策をどの様にお考えであるか、お尋ねします。

○町長

課長の方からもまたお答え申し上げますが、私も最初に危惧したように1回やろうと思って切れちゃうという、またこれ手続き上の問題です。また同じことをしなければいけない、したがって今までのところ考えられるのはやっていた方にこの目的の場合は継続がいただけますでしょうかというようなことの案内状も今後は次になる来年に、今年やっていたければ来年に向けて前もってちょっとお送りするとか、そんなようなことも大事かなと思っております。また事業を指定された場合には、今この状態ですという中間報告なども報告していかなくやならんだろうと、それにはその他に町全体のさきほど言ったダブりますが広報などもお送りして情報をお伝えしていかなくやならないとこんなふうなことを思っております。課長の方からもお答えします。

○まちづくり政策課長

なかなか継続的というものは難しい部分があるかと思えます。それで町村によっ

ではさきほど申し上げましたように、贈答品を寄付者にお送りするようなそういうことを考えている所もあるようでございますが、これは当初のこの納税制度のその趣旨に沿った部分ではございませんで、どちらかというところと制度の乱用に当たるのではないかというような感覚を覚えております。当面情報誌をお送りするような形の中でコミュニケーションを図りながら、町民の皆さんにも知人縁者都会に出られた皆さんへのこの制度のPR、お願いをしていただくことを強くお願いをして進めてまいりたいと、そんなふうに考えます。

○船木（8番）

時間も迫ってまいりましたので、次の裁判員制度について1点だけ質問させていただきます。有権者が裁判員として、裁判官と一緒に重大な刑事事件を審理し、判決を言い渡す裁判員制度は、丁度1年後の来年5月にスタートすることが法律で決まっていますが、多くの町民の皆様が必ずしも理解しているとは言えない現状であります。当裁判員制度の成立は平成16年であり、辰野町出身の野沢太三法務大臣が在任中であったことは、多くの町民の皆様がご存知のことと思います。私はたまたま当時野沢事務所に在籍しておりましたため、当裁判員制度について今議会での質問が必要と考え取り上げました。ここで当制度の中身に少し触れながら課題を整理してみたいと思います。この裁判員制度は司法制度改革の必要性が強く叫ばれ、平成11年頃から審議が始まり、5年の歳月をかけ平成16年に成立いたしました。なぜ司法制度改革が必要になったのかと言うことは、自由で活力ある社会の実現を目指して多くの構造改革がなされてきたことにより、物事の事前規制や調整型社会から事後チェック及び救済型社会へと移行しつつある現状であります。このように重要性の増した司法制度は国民の身近な存在であること、国民の期待に応えられる制度であること、利用し易い制度にすべきである等々改革の方向性が検討されてきました。また裁判員制度に対する意識が高まれば高まるほど、事件の発生は減少するものと期待されています。今後1年間、法務省及び最高裁が17億円を掛けて広報活動に努めると表明しており、裁判員制度に対する国民の意識の高揚は今後の広報活動に期待するところ大であります。ここで質問いたします。町民一丸となって安心安全なまちづくりに取り組んでいる辰野町にあつては、国と連携を取りつつも町の支援による裁判員制度の周知徹底と参加意欲の高揚に向けた啓発活動が必要であると考えますが町長の所信をお伺いいたします。

○町 長

この裁判員制度であります、諸外国では陪審員制度ということで古くからずっと継続されております。日本も戦前に陪審員制度はあったようではありますが、これが中止となり現在は裁判官だけで行っているのが裁判という現状であります。こういう中で最近犯罪って言いますか裁判件数も非常に増えてきて、民事刑事ともにある中でありますが、やはり法律の見解と時代の流れ、時代の常識との有利さというのも出てまいってきております。しかしその常識の方が単面的であって、感覚的であってあるいは感情的であって正しくないところも多々あります。法律の場合は証拠などを優先させてそれこそ右も左も真ん中も、その人の病気もあったかどうか精神的なこともあったかどうか全部調べた上での判決であります。したがって住民から受け入れられないという部分もあるし、その通りだっというものもあります。そういう中で民間感覚の裁判員にも入っていただいて、そのお互いに分かり合う、またお互いに民間の皆さん方も我々の常識ではこんなふうと思うということも裁判の中では取り入れる。同時に裁判のやってることもこういうふうによっぱり多角的に物を見なきゃいけないんだなということも住民が分かり合う。この作業のためにとても大事なことだと私思っております。それでこれにはやはり住民のただ決まった人だけが行くだけでなく、理解と今議員がご指摘のようにやはりとてもこれ裁判員になると仕事休んでってということになって、大変なこともあるわけありますので理解も得なきゃいけないということで、議員のおっしゃるように説明会などもしていかなきゃならんと私も思っております。幸い36チャンネルもありますのでそれを使っていたり、また当町出身のふるさと大使の野沢先生、法務大臣の時にこのことが起こったわけでございますし決めていただいたわけありますので、今退官されてますのでお忙しくなければそういったホントの前法務大臣、元法務大臣が皆さんに対して講演会なども開いていただくようなことも私ども考えてますし、また職員に対しましてもまずスキルアップのさきほどの話ではありませんが、その一環としても研修の中へ折り込んでいければとこんなようなことも考えております。以上であります。

○船木（8番）

以上で私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 6 番、議席 11 番岩田清議員。

【質問順位 6 番、議席 11 番、岩田 清 議員】

○岩田（11 番）

6 月 6 日でございますけれども静岡大学の研究グループが 2050 年の推計人口を発表しました。青森、秋田、和歌山の 3 県では 2000 年対比で半分以下になるという発表です。我が長野県では 2030 年に 18 % 減の 181 万人、2050 年度では 36.8 % 減の 139 万人になるという衝撃的な結果でした。私たちのこの辰野町も少子超高齢化社会が直ぐそこまで迫っていることを実感せざるを得ません。行政においてもですねこういうことを反映して、一つひとつの課題をクリアしていかなければいけないと思っておりますが、それではですね通告の 3 点について質問致します。多岐にわたりますので簡潔、明解な答弁を期待したいと思います。

まず 1 番目ですが、土地開発公社の健全化計画についてであります。我が辰野町政におけます積年にわたる負の遺産を抱えている公社でございますけれども、最初に平成 22 年度を目途とした 5 箇年の健全化計画の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

○町長

それでは引き続き質問順位 6 番の岩田清議員の質問にお答え申し上げます。土地開発公社健全化計画ということで、当時 33 億円ぐらいの借金を持った土地開発公社であります。気が付いてなんとかしなきゃいけないなと思った時が 30 億円という時期がありました。これに関しまして経営健全化計画ということでありますが、土地開発公社の任務自体は町の土地など事業するにあたって先行取得をするのが目的であります。それが抱きかかえてずっといるということは、先行取得でなかった部分もあったということにもなってまいります。あるいはまた時代の変遷とともに、他の事業が優先した、あるいはその土地の利用がまたそこで躊躇しているというようなことなどもあるのかと思います。しかし今国の方も実質公債費比率だとか連結赤字比率だとか将来負担比率とかいろんなもの、4 指標出してきているわけですが、そういったところでドンドンとそういった放置するものをなくしていこうと

いうことであります。町もできるだけ売るということで一般の業者などにも入っていただいて、販売できる所は売ってまいりましたし埋めてきたつもりであります。同時にまた土地開発公社の借金の分を町が起債を借りられるようになりましたので、買い取ってそして、起債の方を返済するということであります。しかし連結になっておりますので、こちらの借金はこっちへ移せば同じことになるんですが、将来負担比率は、しかし一般の市中銀行さんなどから無理をしてお借りしているよりは今度の起債は日本中そうですので、少し有利になっておりまして利息が安い、少し安くなる、長期返済していく方が安くなるというような形の中で若干、そういうふうに町が買い取って返済した方が返済計画も立つし、利息の負担も安上がりになるだろうとこんなようなことで今進めているところであります。平成16年度が簿価で30億2,600万円であったものが、平成22年度末には15億5,800万円までこう予定以上に、予定って言いますが大体計算どおり進捗が順調に進んでいるところであります。もし詳しくということになれば、課長の方からお答えいたします。

○岩田（11番）

これから質問しようということも答えていただきましたけれども、遅ればせながらですね健全化へ向けて町がですね、努力されていることは理解できました。ところで計画では町が公社の保有している塩漬けの土地を漸次買収して行く訳でありますけれども、一般町民の目線から見ますと、まだ遊休の土地があつたりしてこの作業はなかなか理解しにくい作業だと思います。分かりやすい言葉で言いますと子どもである土地開発公社の払えなくなった借金を親である町が肩代わりして行くのですね、さきほども町長がちょっと答えられましたけれども親も現金がない、そうすると今度は親がローンを組むと言う方法ですよ、例えば矢ヶ崎家なら矢ヶ崎家にすれば子どもの借金を親がまた払うという形になりますんで、ちょっと町民にはですねどういうメリットがあるのか理解しにくいんですけれども、このへん分かりやすくご説明いただけますか。

○町長

親と子どもは年齢差がありますけれども、今回の場合の親と子は年齢差がないというふうに常に若々しい人たちが継いでやっているというように取っていただければ良いと思うんですが、交代番で。そういう中であります。さきほど言いましたが、若干の利息減になってくということはメリットがあるし町が一応買い取れば、

町の計画の中で返済しやすいということでもあります。土地開発公社が返済ということになりますと、非常にこれ資金が難しいですね、必要な分しか借りられませんし、ということでもありますから、町が買い取って起債がありますので、これを許されましたのでそういった方法で、分かりやすく今説明したつもりでもありますが、課長の方からなにか詳しくあればお答えをいたします。

○まちづくり政策課長

本来は位置付けと言いますか、この健全化計画のですね基本でありますけれども、本来は町がその事業毎にその都度買い取ってきたりですね、処分をしてくればこういう事態はなかったわけである。土地も実際価格が右肩で上がっていくような時にはですねこういうものがあまり意識をしなかったことかと思いますが、バブルの崩壊とともにこのような問題が出てきたわけでありまして、今町長言うようなことですね、今債務負担決算書に、予算書の方でご審議をいただいているわけでありまして、あれが一時に町政に掛かった時にはですねとても払いきれない、で国はその中でこの起債の制度を認められたということでもありますので、この制度に乗っかって作業を進め始めたという、そんなふうにご理解をいただければと思います。

○岩田（11番）

今ですね、まちづくりの課長がしっかりして言っていただきましたので少し分かった気がしますけれども、実はですねここに2005年に総務省が行ったいわゆる土地開発公社経理基準要綱の改正というものがございます。この解説資料でございましてけれども、主たる改正点は流動資産の区分表示の見直しと、時価評価主義の導入ということでございます。公有用地として区分していた土地並びに代替地のうち、設立団体による再取得の見込みがなくなった土地については特定土地あるいは代替地として区分して、時価による資産評価を行い、評価替えにより発生した元の帳簿価額との差損を損益計算書の特別損失の項目にですね、土地評価損として計上することに、されることになっているわけですがけれども、土地開発公社のですね平成18、19年度の事業報告書、会計決算書を見ましてもですね、この基準要綱や改正に則って作成されていないように私には見えますけれども、事務当局の見解を伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

今おっしゃられました、土地開発公社の経理基準要項が17年に出されました。こ

れと辰野町では辰野町土地開発公社の事務処理規則に基づきまして、事務処理を行っているつもりであります。毎年、県の市町村課にはこの決算書を報告書をですね、この事業報告書をお送りをしていただきまして、指導もいただいているところであります。今ご指摘のいただきました時価評価の件につきましては要項で定めますその原価の50%切った場合にということでありまして、まだ辰野町の土地は許容範囲の中であり、その特別損失の処理をするに該当しないというふうに理解をしているような状況であります。なおですね、ちょっと今のご質問に関してでございますけれども、町と密接な関係にありますこの土地開発公社ではありますけれども、町の行政とは離れた他団体ということございまして、その公社の内部業務につきましてはこの席でご報告をいたしかねる部分もございまして、土地開発公社の理事会においてですね、ご審議をいただいてもおりますので、私からの内部に関わります答弁の方は控えさせていただきたいとそんなふうに思っております。透明性に欠けているというようなご指摘もあろうかと思っておりますので、そのへんは今後の事務の中で透明性を確保してまいりたいとそんなふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○岩田（11番）

いずれにしても事情はよく分かりますけれども町から100%のね、子どもという形だと思っておりますので町がまた買い上げていくのも、そっから買い上げていくわけですから時価評価というのは欠かせないことだと思います。時価評価につきましてはですね、鑑定評価を正規にすれば経費が掛かるというようなお話も伺いましたけれども、費用の掛からない簡易鑑定評価のソフトなどもありますので検討していただけたらと思います。さて私、ここに今持ってきてますけれども、下諏訪町、茅野市、駒ヶ根市の土地開発公社の事業報告書でございますけれども、うちの町と一番変わっていますのは例えば貸借対照表の部ですね、上記の他市町村では土地資産をこの改正要綱に準拠しまして明瞭に区分表示してございます。例えば下諏訪町の例言えば流動資産の部では、公有用地、代行用地、完成土地、未成土地にきっちり区分してあります。ところがですね我が町のそれはですね未成土地一本になっておりますけれども、これは今までの慣習的なものでやっているのでしょうかね。事務当局にお伺いしたいと思います。

○議長

今の質問に対してはですね、土地開発公社の件は条例に基づいて別組織でもって

やっていることをございますので、内容の細かい部分についてはですね、質問は控えていただきたいと思います。

○岩田（11番）

そうしますとですね、そちらの方の理事会、運営理事会の方でしっかりもんでいただければと思いますけれども、ここにですねある地方自治体の土地開発公社に対する監査の要点というのがございます。7つありますけれども、1 会計処理が会計原則諸規定などにしたがって適正に処理されているか。2 土地の売買が適正に行われているか。3 支払い事務手続は諸規定に従って適正に行われているか。4 土地に係る原価計算が適正に行われているか。5 諸引当金が土地開発公社経理基準要綱等に従って適正に会計処理されているか。6 借入金の管理が法令及び諸規定に従い、かつ経済的に行われているか。7 長期保有地についてその管理は適正に行われているか。いずれにしましてもですね、バブル期にですね自治体が非常に土地を買ったと、そういう形の中で時価が下がっているという実態の中で塩漬け土地についてもですね、きちっとこれから処理をしていかないといけない、こういうことだと思います。それで3番目の質問になりますけれども、土地を町が買収することによる財政への影響につきまして、地方財政健全化の四大指標のうち、将来負担比率に関係しますけれども将来負担比率は標準財政額の350%というのが一つの許容基準ですけれども、公社の土地についてですね、この借金について健全化率、将来負担比率にですねどのように影響を与えているか、ご説明いただきたいと思います。

○町 長

当初申し上げましたように、将来負担比率は連結で見ると同じことであります。しかし町が買い取っていけば、返済計画で返済していきますので若干有利な面は利息負担分が起債の方が一部安いという部分が良いと。同時に返済していくと四大指標の方も下がっていくということで現在辰野町の予定の四大指標のとおりの折り込み済みであります。以上です。

○岩田（11番）

ここに県内の市町村の土地開発公社が抱える5年以上の塩漬け土地の表がありますけれども、6年度末時点で約697億円、これは簿価でございますけれどもあります。こうした土地と実勢価格との差が含み損ということでございますけれども、じゃ辰野の場合はそれに対して、将来負担比率に対して大きな懸念はないでしょうか。

再度、答弁をお願いします。

○まちづくり政策課長

18年度の決算までしかまだ数字は出ておりませんが、18年度で起債の借り入れが1億7,700万という数字であります。このへんのをですねベースにしますとこの4つの健全化指標のうち、実質公債費比率、町の方での実質公債費比率とそれから将来負担比率という2つの比率にこれ関係してくることかと思えます。将来負担比率につきまはさきほど町長も申しあげましたように、どちらに転んでもですね同じ表の中で計算をされますので、公社の起債がこちらに回ったということがございますので、一気に改善されるということはありませんが長期にわたり改善される予定であります。私、前にも申しあげたかと思えますが200%前後になりそうだという中で実際に計算してみたら、170%前後ぐらいでおさまるかなとその中の6、70%がまあ土地開発公社が占めるわけがございますが、健全化基準が350%でありますので、この将来負担比率につきましては我が土地開発公社の土地の負債額はあまり大きな、影響はありますけれどもそんなに心配することはないだろうと、実質公債費比率につきましては1年間で0.5%くらいこの借り入れた起債に対する償還金のウェイトが占めるわけであります。ですのでそれを毎年5年間やっていきますと、重複してくるピーク時が6年くらい出てくるわけですね、そうしますと5倍になりますので、0.5掛ける5ということで2.5%くらい将来的には実質公債費比率に影響を及ぼすのかなとそんなふうに考えております。

○岩田（11番）

2.5%ということで私が考えているより少なくてちょっと安心したわけですがけれども、いずれにしてもですね県の市町村課の方でも三セクの経営改善や塩漬け土地の解消など早急の対策が必要とされておりますのでこれからも、まちづくりの方が中心となって鋭意努力されていくことを要望します。

それでは2番目の後期高齢者医療制度が始まったの問題点ということで質問させていただきます。国の方でもですね揺れに揺れているこの制度の末端行政についてでございますけれども、保険証が届かないとか、過誤徴収などトラブルがですねこの初期段階であったと思えますけれども、その対応について伺いたいと思えます。

○保健福祉課長

お答えいたします。まず後期高齢者医療制度に関する問い合わせ苦情の状況でご

ございますが、3月末までは1日平均約8件、これは保険証を発行したことによりまして、字が小さくて見えない等印字に関する苦情が主なものでございました。4月上旬は1日平均約15件、これは制度の内容についてのお問い合わせが主なものでございました。4月中旬では1日平均約30件、仮徴収決定通知書を発行したことと15日の年金からの天引きが行われたことによりまして、国保の保険料についての問い合わせが殺到いたしました。制度や75才の根拠、また年金問題に絡みまして社会保険庁や厚生労働省に対する不満等が多くありました。お一人に30分から1時間を要するケースも多くありましたが、特に担当の説明で納得いただけなかった方は広域連合での対応をお願いいたしました。また4月下旬からは、1日平均約5件と件数は少なくなってきておりますが、7月の普通徴収と口座振替のご案内をこの6月6日に郵送させていただきましたので、またお問い合わせが増えると思っております。また被保険者証再発行枚数でございますが、届いていない方が4月38件、紛失された方が4月22件、5月6件でございます。また4月から5月に掛けまして要請のありました町内7箇所に出前講座を実施いたしました。以上でございます。

○岩田（11番）

保健福祉課は業務が増えたにもかかわらず、キチッと対応していただいていることをお聞きして、ひとまず安心しているわけですがけれども、国民1,300万人のうち対象者ですね、この1,300万人のうち1,100万人は保険料が安くなるというような推計もありましたけれども、どうもこここのところのメディアの報道によると、様子が違っている様子です。厚労省の実態調査によれば年金収入177万円未満の人では39%、約4割の人が保険料が上がったと、あるいは違う組合の調査では5割の方が上がったというデータもありますけれども、辰野町の現状はどうなっていますか。またそのへんについてですね、どうやって把握していますか。

○町長

今回のこの後期高齢者説明不足だということで国が今反省し、またこれをどうするかということではありますが、大きく申し上げますとこの後期高齢者に関しましては、50%を国庫補助で持つと、4割が若い人が持つと、で75才以上の後期高齢者の人が10%持つてくれということでもあります。しかし今までも国保などに入られた方もいらっしゃるわけではありますが、それにそちらに移るわけでもあります。大きく大別しますと単身世帯では、概ね全ての所得区分で後期高齢者の保険料の方が減額に

なります。夫婦ともに75才以上の世帯では、後期高齢者の世帯では若干増額となる。例えば夫75才、妻73才、妻の方は73才ですから国保ですが、そのケースでも75才以上のこの世帯同様にさきほど言ったように若干増額になる、両方足すと。同居世帯では3、4%後期高齢者の方が増額になるということでもあります。あんまり大きなお金の分担はない、差違はあまりないようですが若干増とかそういうことは問題です。しかし一番私ども危惧しているのは、これを使って医療費の問題です。この医療に制限が出てくるだろうと、もう既にそちらの方が問題で包括医療と言って、例えば検査、検査料は600点までというような枠が少し臭ってきているようです。

600点というと6,000円です。掛ける1点10円ですから。6,000円で検査しか1箇月認めないということです。病気っていうのは検査しない月もあるでしょうし、入院してても、検査するときは集中的にCT、MRI、血液検査その他いろいろがパッパッパッと行われる時がありあます。しかし600点以内だと、6,000円以内だと、あとは自由ですよって言うんですが、個人負担か病院負担になります。これ病院は赤字でとてもやりきれないと、いうことでまたその病気に対してはいくら診てもらっても良いですよ、しかしいくらまでですって包括でやられちゃうから、それ以上できない、そちらの方がかえって心配だなあというようなこともまた論議になるんじゃないかなと、いらんことではありますがお答え申し上げたところでありませう。実数につきましては、もし必要でしたら課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

実数については、出ておりません。以上でございます。

○岩田（11番）

それでは実数につきましてはですね、また注目してデータを取っていただきたいと思っております。

3番目の質問に移ります。ジェンダーフリーと男女共同参画社会ということでございますけれども、さきほどですねアメリカの大統領選挙におきまして、民主党の候補者の2人が注目を集めました。女性初の大統領誕生かと注目を集めたヒラリー・クリントン氏のことでございますけれども、結果黒人系の男性オバマ氏に敗れ、男女平等が建前のアメリカにおいてさえ下からは分からないが昇って行くと必ずぶつかるとガラスの天井という見えない壁に阻まれました。そして女性の昇進がいかにこの社会で難しいかを知ることになりました。辰野町におきましても初めての女性課

長が誕生したと言うことで町民の話題になりましたけれども、男女共同参画社会を謳う辰野町にとっては、これは余りにも遅すぎた出来事だと思われれます。町長はジェンダーフリーと男女共同参画について、そしてまた女性の地位の向上運動として捉えられてます、フェミニズムとの相関関係につきましてどのような基本認識を持ち、日々の行政に臨まれているのかを伺いたいと思います。

○町 長

お答えを申し上げます。私の一番最初の第一期目の公約が男女共同参画型、あの時は型という字が付いていましたが、男女共同参画型の社会づくりということで共同社会づくりをめざしておりました。それで研究もしそしてまた委員会も設け、そしてダイジェスト版も作って各家庭へ全戸配布をいたしました。そういう中で、公民館長が女性になったり、この度遅すぎたのかもしれませんが、課長も女性が一人入りましたし、課長補佐も係長も女性起用になってきております。そういう中で議員の皆さん方にも約2割ぐらいは女性をと、農業委員会の農業委員会の方もおかげさまで2名も入っておりますが、まだまだ少ない状態であることも認識いたしております。もう少し女性の社会登用ということがとても大事であります。フェミニズムとかフェミニストっていうのは私ちょっと勘違いしてまして、フェミニストっていうと超女性尊重型のことかなあと考えておりましたが、協議した結果そうでもなくて、男女共同だとかあるいはまた女性の社会進出を求めることだとか、あるいはまた雇用機会均等法などを進めることがフェミニズムだと言えばそのとおりだと思います。超ってということになっちゃいますとそっちだけとかこっちだけじゃないと思いますし、ジェンダーフリーという言い方は良いでしょうけれども、男女差別とか言葉自体がもう差別であるってということでジェンダーフリーが一番適当な言葉なのかな、あるいはまた理屈言う人はジェンダーディスティンクションだと言うようなことを言うような方もありますが、まあ英語の訳はともかく大事なことでありますので、しかし大事なことはそこでもって何でも同じかということでもあります。例えば思い荷物を持つのに女性、同じだから持てっていうことなのかと、こういうことを錯覚する人もありますがやはり女性の特性は認め、また男性の特性も認め合ってそれを活かしていくことが大事であります。人間の価値だとかできることに関しては同じ価値があると、特性は認めていこうとこういうことで進めていかなきゃならないと、以上のとおりでございます。

○岩田（11番）

ジェンダーフリーという言葉以外と浸透していませんけれども、政府のですね内閣府男女共同参画局はですね、ジェンダーフリーについて「一部に、画一的に男女の違いをなくし人間の中性化を目指すという意味で『ジェンダーフリー』という用語を使用している人がいますが、男女共同参画社会はこのようなことを目指すものではありません。」と説明しています。私も全くそのとおりでございますし、今町長の基本的な認識を伺いましたけれども、私はジェンダーフリーというのは性差を否定することではなく、男と女は平等であっても同質ではない。性別による固定されている社会での役割を柔軟に、かつ平等にしてゆく運動であるというふうに考えています。したがってですね一部のジェンダーフリーを言う人たちはひな祭りや鯉のぼりもですね女性、男というふうに伝統行事が限定されてますので否定したり、ランドセルの色を統一するとか、運動会の競技を男女混合にすることはちょっとそういうことも言っている人もいますけれども、これはですね男女の体格差とか一つのいわゆる性別による一つの認識の違いを考えた時に、これはですねジェンダーフリーとはちょっと違うジェンダーレスじゃなかなと私は反対の立場を取っております。今ですね、子どもたちのジェンダーフリーが出ましたので、教育行政につきましてこの問題を取り上げたいと思います。学校人事におきますとよく女性の校長さんが出てきますけれども、比較的女性管理職の登用が行われている職場だと思えますけれども実情はいかがでございますか。教育長に答弁を求めたいと思います。

○教育長

女性管理職の登用ということについてのご質問でございますので、お答えをしたいと思います。まず全国中の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校についての校長ですけれども、小数点以下は四捨五入して申し上げたいと思いますが12%であります。それに対して長野県は7%であります。それから教頭につきましては同じく今の全校種で全国は16%であります。大分、やや上がります。長野県について言いますと13.2%ですので校長よりは教頭の方が倍ほど多いという計算になってきます。したがってこういった推移が続いていけば、もう数年すれば校長のパーセントもずっと上がってくるということが言えると思います。また校種別に考えてみますと小学校と特別支援学校が女性化率が高いです。それから次が中学、高校という順番になってきます。全国の小学校で言ってみますと、校長の女性化率は18%、長野

県は10%、ちなみに言ってみますと辰野町は5小学校ある内1女性ですので、まあ数が少ないところですからパーセント言ってもあんまり意味はないかもしれんけど、あえて言えば20%になる、こういうことになります。また同じく小学校の教頭は全国で言うと21%、長野県が18%、辰野町は教頭は40%、5校の内、ただし今言っているのは19年度の数字であります。20年度はまだ数字が出てきませんので。19年度の数字で言いますと教頭5校の内2名、40%とこういうことになります。それから中学で言いますと、ずっと数字が落ちまして全国の女性教頭が5%、長野県は3%、町はゼロであります。それから教頭について言いますと全国が8%、県が7%、辰野町はゼロであります。というのが女性管理職のパーセントであります。ちなみに付録で一つ申し上げますと、県の小中学校のPTAの会長さんは2.6%であります。以上であります。

○岩田（11番）

今の数字を聞いて、ちょっと驚いたんですけども非常に女性の登用があるとされている教育現場においてもそういうことだと思います。もっとも我が議会においても女性議員が2人ですから14分の2でパーセンテージでいくことも無意味でしょうけれども14.2%ということで、議会においてもですねもっと女性の進出が望まれるところがございます。せつかくの機会ですので、実践教育の分野でさきほど運動会の協議を男女混合にするなんということにつきましても含めてですね、ジェンダーフリーという形はどのような形で教育現場で実践されているのでしょうか。

○教育長

さきほどの議員さんの指摘の中ではジェンダーフリーとジェンダーレスという言葉がございましたけれども、ジェンダーですのであくまで社会的に作られた人為的な習慣とか性別の役割分担ですね、ということの問題にしているのでありますので生まれながらの生物としての男、女ということは当然これは認められるべきことでありますので、そのへんとは区別をして考えていかなければいけないかとこんなふうに思っていますし、またジェンダーフリーなのかジェンダーレスなのかのことは考え方によっても多少違いがあろうかとこんなふうに思います。そこでそのことを前置きをいたしまして、現在行われている学校におけるジェンダーフリーであります、まず教科の中でですね小学校は家庭科というのがありますけれども、これは男の子も女の子も全部一緒にやりますので調理実習も裁縫も木工もみんな一緒にや

ります。で中学校では技術・家庭科という教科になりますけれどもこれも男女共習でありますので、女の子も男の子も一緒に調理実習をやりまして木工とか金工も一緒にやると、これが原則になっております。また体育の時間も男女共習になってますので、一緒に事業をやりまして。柔道とか剣道とかですねダンスとかいうようなのも男、女関係なく選択ができるという形になっております。それから男女混合名簿というのがあります。従来、男子がいつも先で女子が後という名簿を男子、女子に関係なく、あいうえお順に並べていくというようなことは今、どこの学校でも定着をしております。また教科書のさし絵みたいなものも、今大分気を遣っておられるようになってきまして、お母さんというといつもエプロン掛けて台所に立っていて女の子がお手伝いをしていると、こんなようなワンパターンのような挿絵はなるべく控えていくというふうな形になってきております。また今ご指摘もありましたけれども、ランドセルの鞆の色ですとか、運動着の色とか、上履の色とかいうようなこと、男女関係ない色に統一をしていくようなことを考えていますが、考え方によってはジェンダーレスだとかいうこともあろうかと思っておりますけれども、そんなところが実践のところでございます。

○岩田（11番）

我々なにげなく見過ごしてましますけれども、今のお話は参考になりましたしこれから我が子を育てる、あるいは子どもたちを見る目というものをもう少しジェンダーフリーの立場から見ていかなければならないということを感じました。それでは最後になりますけれども町役場の組織人事についてですね、ジェンダーフリーあるいは共同参画というものがどのような形で意識付けされ、努力されてきたのか、また役場でですね管理職に女性が占めるパーセンテージも含めまして副町長よりご答弁いただきたいと思っております。

○副町長

それでは役場の中の組織人事ということでもあります。まず女性の占める割合もということでもありますので、まず割合の方を先申し上げたいと思っておりますが、課長職でまずありますが17名今、課長職という数がありますがその内の1名、今年からであります。それから課長補佐16名中1名、これもやはり20年度はということでもあります。したがって率で言いますと約6%、非常に少ない数字であることは確かであります。ちなみに係長がですね、次期上に上がっていくということからいき

ますと係長職が64、これ保育現場だとかいろいろの消防署だとか全部含めてであります、64の内17名が女性ということでもありますので約27、3割弱ということでもありますので、今後はたぶん女性の登用も率も上がってくるのかなと、こんな推理をしているところであります。それで意識付けがどうなっているのか、努力されてきたかということでもありますけれども、特にこの組織人事の中ではそういった意識はなく均一な評価の中で基づいて、人事をやってきているのが現状であります。ただ職種的にですね、どうしても女性のなじまない部署も全くないとは言えませんので、そのへんのところは確かにありますけれども、だからと言ってですね女性がいわゆる昇進が遅れていくとかそういうことではありません。そんなようなご理解をいただきたいと思いますが。まずこの男女共同参画社会が謳われてきてですね一番やっぱり変わってきたっていうのはどういうことかと言いますと、私は役場の中でいきますと男性職員より女性職員の方が変わってきたかなと意識が、というのは今まで女性は作業着を着て現場へ出るっていうことほとんどなかったんですけれども、今率先的に積極的に今現場に作業服を着て出るような体制になってきております。特に18年の災害の時ですね女性職員も大勢現場に出てですね、土木作業もしたということは目にしたかと思えますけれども、女性職員が大分変わってきております。したがってこういう今言われるような、ジェンダーフリーとかっていうような意識はあまり職員の中ではあまりないのかなっていうふうに受け止めております。中でもですね採用条件も今は変わってきてまして、男性、女性の区別が応募の中にはもう削除されてきておりますし、給与等もですねそれによって昇進であるとか、昇格であるとかっていうことも特に男性だから女性だからっていう差別も特にしてはおりませんし、休暇等につきましても介護休暇、育児休暇も男性職員にもあるわけでありまして、これはもう等しく男女同じであります。ただ一つ現実的な問題としてですね女性職員の方がですね、中途退職者が多いということでもありますので、そういうことからいきますとその管理職になる適齢期と言いますか、そんな年になっていきますと女性の職員が非常に少なくなってくるので、そのへんでどうしても男性の方が管理職が多いのかなと、こういう実情かと思えますので、今後そのへんのところは順次解決もしながらいくんではなかろうかなとこんなふうに思っています。以上であります。

○岩田（11番）

今、副町長の答弁を聞きまして、そんなに意識しなくてもですね係長職は64分の17ということで27%、順調に上がっていけばこれは部署にもよりますけれども、女性の管理職がこれからは占める割合が増えていくということで、安心しますけれども、私が提案しようかと思ったのはその管理職の4分の1ですねクォーター制ということで4分の1は女性にするというようなことをですね努力目標にしている自治体もありますけれども、今言った社会情勢の中でこれから昇進していく女性がそういう形で係長職が17名もいるということは非常に心強く思いました。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時15分といたします。

休憩時間 3時 5分

再開時間 3時 15分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位7番、議席5番宇治徳庚議員。

【質問順位7番、議席5番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（5番）

私は2つの分野からご質問させていただきたいと思います。最初は環境行政とその実態、それから環境ISO14001についてであります。地球温暖化は今や地球はおかしいといった言葉では済まされないほど私たちの生活を陰に陽に直撃しており、発想はグローバルにそして行動は日常的一人ひとりが正しく向き合う必要があります。環境白書は21世紀を環境の世紀とするため、行政、国民、事業者等の活動自体が足下、足もとからの変革を進めなくてはならないとしています。そして21世紀の環境行政は当面地球温暖化対策、すなわち低炭素社会と循環型社会の形成を重点に展開すべしとされております。しかし現実はどうでしょうか。年々地球環境は世界各地で厳しい局面を露呈し地球のリスクは益々増大しております。オーストラリアの大干ばつ、ミャンマーの未曾有のサイクロン、そしてCO2の増加は産業革命以降ドンドン増加し、1999年のデータでは1.3倍、それが今のペースで増え続けると

今世紀末には平均気温が 2℃ 上昇し、海面水位は 50 cm 上昇するとされておりますが、既に南洋諸島は水没の危機に直面している島々があります。日本でも一昨年のもう一つの豪雨災害に前後して北陸の豪雪、あるいは昨年の 40℃ を超える猛暑、台風は春に始まり 12 月まで通年襲来するなど、俳句の季語もいつ自分の出番か分からなくなるほど日本の鮮やかな四季も崩れる心配さえあります。折しも 6 月は全国環境月間であり、町は第 60 回のほたる祭りを控えております。自然環境の象徴とも言えるホタルを介して水とほたるの環境管理は町をあげて今日まで半世紀以上にわたり営々として実施してきており、他に誇れる分野と考えます。そこで町長にお尋ねいたします。町における環境行政の実態についてであります。平成 10 年 3 月に環境基本条例が制定され、その後平成 13 年には環境基本計画が環境審議会により策定されておりますが、今日までどのように推移しているのか、できましたらこういった内容でありますので、数値あるいは指数等を含めてその状況についてご説明いただければと思います。

○町 長

それでは引き続き質問順位第 7 番の宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げます。環境ということで、ほたる祭りも近く水環境のバロメーター、辰野の水質その他大事な要素を占めるお祭りが近いということでもあります。この指摘のように平成 13 年に辰野町の環境基本計画を作りました。これは当時、イソと言いますか I S O の 9000 番とか 14001 番とかいうようなことの中でどうするかということではありますが、町は町独自の基本計画でいこうということと特にホタルを愛好する水環境を大事にする町ということでそれを進めているところでありまして、その計画によりますと 5 つの基本目標と 50 の個別目標で構成されてそれを鋭意、続けているところでもあります。公害のなく安心して暮らせるまちづくりということで、第 2 項の水質保全などに関しましては町内 14 箇所、各河川の水質検査をいたしております。これ言いますとこの数値をあげていくととても大変なことではありますが、大まかに言いますと小野、議員さんの近くの小野川の下流におきましての水質では大腸菌が平成 16 年 6 月には 2 万 4,000 、単位面積あたりあったわけではありますが、現在 2,300 、 1 割に減ってきているとか。B O D 生物学的酸素要求量ということではありますが、これは前と同じ 0.5 未満、0.5 未満というふうなことでもあります。他にこれ河川あげていけば大変なことではありますが、代表的なことだけで申し上げますと、小横川も 490 から 78 に大腸菌数が減っておりますし、天竜川下流はこれは相変わ

らずまだ大腸菌数は 3,300、3,300 というふうな状態であります。しかし BOD に関しましては 2.0 が 0.8、これは諏訪湖のアオコの数少し減ったのかなというふうな考え方もいたしておりますが、小野川は 7,900 もあったものが 2,400 と大腸菌などが減って、これやはり下水道完備その他などが良い意味の影響をしているのかなというふうに思います。窒素的な問題に関しましては、どうしても水田の水が直接放流されている所はなかなか減らない、これも上手く改修できれば最高であります。諏訪湖もそれで悩んでいるところであります。どうしても窒素は一番アオコを発生させるわけでありますので、下水道処理にあたりましては窒素も一部分出るわけですが第 3 次処理まで、第 1 次、第 2 次、第 3 次処理までしないとこれ取れないということで、諏訪湖はそれを始めたようであります。その影響も辰野の方へも少しづつ出てきているだろうというふうなことで、こういったことは数値であげると大変でございますが、そんな河川の問題も水質に関しては、大気汚染はちょっと町ではやっておりませんが、しかし当時人間が暮らすには少し臭いがあったという町であります。これも時代の推移、企業の推移の中で現在はなくなったというように環境的に見ると非常に良いことであり、その空き地も他の工場で埋まりそういった公害が他の公害も出てもないということは大変結構なことだといふふうに思います。アレチウリだとかこういう公害もありまして、これも平成 16 年には 10 区で 195 人出動してやっていただきましたが今は大分各区長さん方も考えていただきました。平成 19 年には 14 区が対応して 311 人が出動していると、こんなような数値で言うところのことになってまいります。なおまた堆肥づくり、生ゴミというふうな問題がありますので、また詳しくは課長の方からまた申し上げますけれども、平成 19 年には 2 万 2,249 kg の堆肥化が行われました。今年に対しましては今度は大石平でモデル地区といたしまして、一般家庭からの生ゴミを堆肥化することが今進んでモデル地区で進めているところであります。そのようにいろいろございまして、形式に捉らわれず環境基本条例、基本計画に基づいて鋭意進めているところであります。ご理解をいただければありがたい、またご協力いただければありがたいことだと思っております。課長の方からもしあれば付け加えてください。

○宇治（5 番）

大変時間の推移でですね、成果をあげて目に見えて改善されているのがよく分かりました。私の知るところでは、今のような事例はですねどちらかという環境行

政の中の公害行政から、端を発しているように今見受けられるわけですが、今の時代の環境の要求はですね、遙かにその領域を超えている要素が多分にあるかというように私は感じております。5年前の平成15年9月ですが、この定例会の一般質問でここにおられる前田親人議員が、環境ISO 14001の取得を含めて環境行政について質問されております。その議事録によりますと町長は「環境基本計画を優先しISOについては一旦距離をおき、時期を見て評価、考えてみる」旨の答弁をされております。丁度5年経った今、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長

毎日毎日はやってもやらなんでもえらい違いがない、しかし長年経つと大きく違うというのはこれ環境で、すぐ目に見えないものですから、なかなかこの指導も難しいところでありまして、またその気になってもやった皆さん方もさきほどのモチベーションじゃないですけども、すぐ見えないということに対しましては非常にあの進めるのに時間の掛かる問題だと思います。しかしこれは、まさにこれはめげずがんばっていくことが大事なことでありまして、積み重ねが結果を出すということは日本中のことにも通ずるかと思っております。それでさきほどのような公害的な問題だとか、人間の生活習慣的な問題だとかにかたえて加えて、企業もやっておりますように

14001とかそういうことですが、辰野町役場に関しましても車をできるだけ軽自動車化するとか、あるいは電気を節約するとか、お昼なんか来てみてください電気真っ暗になってます。真っ暗って言うか電気消してありますし、ただお客さんくる所は点けとけということになってるんですが、そのような節約とか紙をできるだけコンピューターもあることだし、節約して減らしていくとかなかなかこれ減らないのが現実でありますけれども、そのように職員も努力いたしておりますし、庁舎内とればそんなことであります。なおまた環境審議会もありましてその都度、住民の皆さん方にも呼びかけていくようにしていきたいと思っておりますし、またゴミゼロ運動はもう定着いたしておりますし春と秋やっておりますし最近ではここ3、4年、4、5年ぐらいは学校の生徒も加わってくれるということで、町中がそういった出動が非常に増えてきたところでもあります。そんなところで現在ございますが、以上であります。

○宇治（5番）

町長と同じのように直接的にISO 14001の話はございませんでしたが、ちょっ

と参考までにお手元にお配りしたですね資料の説明をさせていただければと思いますが、No. 1 と No. 2 は裏面にございますけれども、No. 1 というのはいわゆる日本の環境 ISO 14001 のですね取得状況でございます。17年の5月現在ですけれども1万8,328件ということでこれは大企業から中小企業まで網羅され、この時点で日本の取得件数は4分の1を占めて世界1になっております。No. 2 の裏面ですけれども、これは業種別の内容ですが、このデータ自体は日本企画協会の内容でございますので種類の分け方も多少いろいろあるかと思っておりますけれども、この表では52業種の中でもサービス業あるいは建設業、産業物の処理業などが伸びておりまして、特に注目されるのが黒枠で特に囲みましたがけれども、自治体の2.6% 486件という数字であります。これは解説の中でも非常に注目する内容だとされておりました、1都道府県あたりにしますと10件くらいになるわけですけれども、近隣では塩尻市が平成18年に取得をしたというふうにお聞きをしております。特に環境 ISO の本質ってというのは取れば良いというものじゃありませんので、マネジメントのあくまでも手段ですからその意味するところはあらゆる業種、規模で世界中のどのような組織でも使用できること。その成功の秘訣はトップマネジメントの強いリーダーシップと全員参加の高いレベルによるとされているわけです。特徴的なことは方針を受けて目標を各職場に割り付けると、これは当たり前のことですがけれども毎月フォローし、トップにフィードバックをする。6箇月毎に資格を有する組織内の内部監査員というのが必要になってですね、これが自分の職場以外の数字目標をマニュアルに照らしてチェックするわけです。不適合を見つけてそれを直せと、それをまたフォローして是正していくと、で1年に1回ですね今度は第三者機関の外部機関によってその内容をフォローされていく、年々それを繰り返してフィードバックしてレベルを上げていくと、こういうこういうものでありますから、ある面で今町長も言われたように非常に息の長い継続的な活動でないと成果がなかなか捉えにくいという、こういうものかというふうに思っております。そこで改めてですね、町長にお尋ねしたいわけですが、この4月から法律に基づいた辰野町地球温暖化防止実行計画っていうのが策定されたようにお聞きしております。行政手法での全国を調べての環境対策活動かと思っておりますけれども、環境活動は明解な目的意識と組織的で地味な継続的な活動であるわけですが、できれば辰野町としての特有って言いますか、何かこうそれに付加するものがないのかなあという、私も常々考えてみましたんですが

例えば申し上げますと環境辰野モデルというような名目でですね、町民を巻き込んだ特徴ある取組み、というようなものができないものかというように考えるわけです。1例を申し上げますと、全町一斉にですね、買い物はマイバックにしましょうというようなこととか、あるいはノーカーデイには奇数日には奇数のマイカーは乗るなどか偶数しかダメだとか、何かそういうふうないろいろアイディアはあるんじゃないかと思います。ですからそんなようなことをいろいろ踏み込んだですね、環境行政というようなものを町長がどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副町長

このISOの14シリーズにつきましてはですね、町がいろいろと事務事業の見直しの中でもですね、改革プログラムの中でも検討した経過はあります。この14シリーズをどうするかという話もありまして、ホントはやろうかという話までちょっといったんですけれども非常にその手続き的にもですね、作業量もですね非常に多岐にわたり過ぎていまして、ちょっと頓挫してる部分がありまして、今の中では計画では特にはこれをやっていこうっていうまだ機運には上がってはきておりませんが、その背景の中にはですね、さきほども町長申しましたとおり、まずそのもう前にできるだけ職員の中にはですね、そういう意識を徹底をさせまして環境に良いと言いますか分別から始まってですね、電気だとかあるいはエアコンも温度セットをすとか、オープン化にするとかですね、そういった分を取り組んでいますので、今年ですね辰野町地球温暖化防止実行計画っていうのを今立てようと、義務も多少ありますのでそのへんの計画を今ちょうど検討中でありまして、中身をもう少し精査をしていつになるかちょっと分かりませんが、状況によってはこの温暖化の防止実行計画っていうのが策定がされるだろうと、そうなってくるとですねもっと具体的な数値もあがってくるわけでありまして、当面はそんなところのあたりでちょっと対応をしていきたいなとこんなように思っております。

○宇治（5番）

確かに環境ISO取るっていうのは大変なエネルギーとですね費用も掛かるんですが、10年前の費用が大体700万とか1,000万掛かっていたものが今では2、300万でも取れるというようなこともありますし、いろいろの業種も多岐にわたって実際にやっておりますから、参考に是非ご検討いただければありがたいなというふうに思っております。

次にですね2点目の質問に移らさせていただきます。両小野病院の経営実態と今後のあり方ということでございます。世界でもまれな長寿国家に突入した日本の医療は国と地方、少子高齢化と病院、医師不足と患者という本来は良好な関係あるべき状態が医療改革という名の下に益々不安定な未知の関係へと変質しつつあります。このところの後期高齢者医療制度の波紋はもとより、医療制度三位一体改革による診療報酬の引き下げ、公立病院改革ガイドラインなど矢継ぎ早にブレーキをかけており、医師不足も加わって特に地方の公立病院を直撃しております。そのような中で両小野病院につきましては、平成13年度から16年度の4年間黒字経営を実現している矢先に診療報酬の引き下げ等で一気に赤字転落という事態に直面したわけであり、自治体病院が4年とはいえ黒字経営を実現した実績は私は大変なものだというふうに評価しております。遅ればせながら再び両小野病院は高齢者の強い要望や地域医療を守るために、振興会含めて住民サイドの取組みも現状説明会以降今や遅しと必至で展開をしております。一方病院サイドも訪問診療の開始や無料送迎の拡充、待ち時間への配慮、改善など全力で取り組んでおります。折しも私はある開業医に言われた言葉が今でも思い出すわけですが「いつの時代もお上の弱い者イジメはなくならないが、医師会も弱体化してしまった。地域医療は地域で守るしかない、医療難民が出ないよう、地域の各組織のリーダーも住民も相互に協力して打開していくしかない。」ということでございました。そこで町長にお尋ねいたします。平成19年度両小野病院の収支結果をどのように分析されてるか、まずお尋ねしたいと思います。

○町長

次の質問であります。両小野国保病院の問題であります。診療報酬が下げられて、また療養型病床群10床、平成17年度2月に出てすぐに満床になったところが療養型が国の方から見直しで減らせということで、特に両小野の場合は複合型で入っておりましたので、真っ先に切られちゃったということであります。お医者さんの院長先生の病気が出たとかそういうことも若干ありますけれども、大きくはそういういった同じことを同じようにやって赤字になっちゃったと。前は同じことを同じようにやって黒字だったということで、医療制度の改革の問題が大きくこの決算に影響しているということであります。ただ行政体もこういった国保病院、辰野病院も同じでありますけれども、公立病院は一般の特別会計という形で企業会計を導入し

てやっていますために、当然これ赤字になればなったで町が補填するところありませんから町と市が半々に持って、塩尻市にお願いして投入にしているのが現状であります。そうなりまして、両市町ともにご存知のように地方の切り捨てみたいな状態がドンドン進んでおりまして、交付金その他の問題、町の行政を運営するにも大変な状態、各いろいろな団体の補助金まで割愛さしていただいてももらっていないきゃ回っていかない、職員の数も減らす、給料も下げるとこんなようなことでやっている中でありまして、この大きなこの赤字は大変な行政負担になるなということは事実でありまして、この分析と言いますのはよく職員始めがんばっていただいたり、小野の皆さん方も中心に北小野の皆さんも利用をいただいている、また送迎バスなども案として出していただいたり、また訪問診察なども進め、あまり多くはありませんけれども空いた時間には先生方も出て往診などもしてくれてるというような中で、精一杯努力してのこういう赤字かなということでもあります。決して職員云々だとかいうことでなくて、さきほどくどいようであります、医療制度の改革特にその二つの大きな問題、他の病院はこれにかたて加えて医師不足が入ってまいります。両小野もホントは3人いなければ病院として成り立ちませんが、大先生もいらっしゃるのです、今2.5カウントでようやく体面を保っているような状況でありまして、いずれにしましても行政としては大きな問題であると、大変な負担であると同時にこれはまたこの辰野町全体でこう考えると、大きな論議を醸す問題になるんじゃないかこんなことも思っております。経営研究委員会をお願い申し上げてありまして、ついこの間中間の答申と言いますか報告をいただいたところでもあります。7月前半ぐらいに答申をいただけるというものですから、それを一応待ってどのようにするか、またこの議会でも論議してもらったりして方向を決めてかなきゃならないと、この大赤字のまま進むわけにはなかなかこれいかないことは、誰が考えても事実なことであるとこれだけは事実であります。以上であります。

○宇治（5番）

具体的な数字はお聞きできなかったんですが、確か7,200万ぐらいの赤字だと思うんですけどもこれは両小野地区の特異性という部分でですね、現実には塩尻市と半分になっているわけで町としてはその半分で済んでいるというそういう見方をしたときに、このレベルでも大変厳しいとこういう認識で理解しろということによろしいでしょうか。

○町 長

町全体の運営から見てまいりますと大変に厳しいということは事実であります。お金のな問題でね。財政的な問題で。

○宇治（5番）

病院経営はコストだけじゃなくて、地域医療という観点です。地域住民も非常にそういう意味では病院の存在というものに対しては、重要性を感じているところですが、昨年私も12月にですね町長のお尋ねした内容で町長の答弁は両小野病院研究委員会の諮問を尊重すると、こういう回答をいただいているわけですがその点については今も変わらないとそういう理解でよろしいか、それとももう病院は無理だと、したがって診療所しか選択肢はないということで町長がそろそろ必要なら言明していただく時期じゃないかというのも私の考え方ですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○町 長

これは事務長の方も同じことを言っていると思いますけれども、この地域です。ね、小野の方で言っていると思いますが、一応諮問した以上はここで私どもが軽々な結論的なことを出すことは時期尚早かというふうにも思っております。ただどうあれ、誰が考えてもこのようなこのような状況でありますので、さりとて国の方がすべて正しくてこのままずっといくとも限りません。こんなことすれば日本中が医療難民になってしまう、地方がですね、大きな大都市は別です。それで最近では前にお話しました日本で36万床療養型病床群というものができた。これは医療型と介護型とあったと。それがちょっと多くなったんで減らしたいと。どのぐらいいたら、全部足して15万床にしたいと、37万床が15万床ですからちょっとじゃない、半分以下とえらいことをやってきているんです。それで介護型はもう切られちゃいました。で療養型の方を15万床に減らそうというようなことで、これ医療型です。やりましたところあちらこちらで大変な問題がもう既に起こってきて日本中で。ほんとにもう自殺まで追い込まれる方、それから医療難民、間違いありません。それは福祉の方でみろというようなことを簡単に官僚の方は言われますが、福祉の方は上伊那だけ見ても特養なんかは600人ぐらいの待機状態です。辰野町の福寿苑見ても待機がありますし、かたくり見たってあるんですがこれ合計してくるとそういうふうになります。ということでホントに医療難民でありますし、ということの中でやはりこれ療

養型は必要になるだろうというようなことを厚生省も反省して、訂正してきてまだ決定じゃありませんがもう十大新聞なども取り上げてくれております。それでどのぐらいっていったら25万床って言うんですから、じゃ減らす前と同じです。じゃあ小野の方も療養型のこの複合型っていうと、複合型だけはダメだって言うんですけどね。じゃ複合型であったところの病床はどこへいくのか分かりませんが、いずれにしてもこの療養型なども少しずつ、要するに今のこのままじゃもう、あれはもう医療行政じゃないですから、大きな、大きくなって言いますか先進諸国と比べてみて、G N Pあたりの医療費の率を出してみましてもアメリカやドイツなどはもうG N Pの14%ぐらいが医療費、日本は7%でやってけないつつているんですから、これはやはりおかしいことだと思います。どこに原因があるのかどうも国の方が経費を使い過ぎているんじゃないか、国の公務員の数から何かからもう洗い出ししていかないとこの問題解決してないんですが、しかし少しずつこう変わってくるだろうと思います。私は基本的には両小野病院は今のような状態が続くのを理想といたしております。しかしこの国が気が付いて改正してくるまでは、やはり一時的に止めるわけにはおそらくいかないと私思っていますので、医療という形の中で残しながら、やはり緊急避難的な施策を打っていかないと、今改良されるまでの維持ができなくなってしまうというふうにも思います。ですので一つこの経営研究委員会の皆さん方も時勢を良く分かった上、分かった上の判断が当然なされてくるだろうということをお思いますのでそれで、尊重したいとこういうことを言っているわけでありまして。またそれなりの方々がこの問題を自分たちの地域の問題として、取り上げてくれていられるだろうとこんなふうにも思います。したがっておそらく予測ですが、「いらないよ。」とは言わないと思います。「今のままやっつけいけ。」というのもそれもきつと言わないだろうと、できないこと分かっていますから、じゃどのへんにやっつけいくなだろうかなあというようなことは、また研究委員会の皆さん方の答申を見て判断をさせていただきますが、きっと皆さん方も理解ある恒久的でなくてたとえ一時的であっても、またお医者さんがもし足りなくなったら補給できませんので今、間違いなくどこでもそうです。みんな日本中って言いますか、長野県も日本中も足りないわけですから、とにかく今いるお医者さんたちを大事にさせていただいて、一つやっつけいかないと手が打てないかなと思います。早く国がそういった医療の方に対しても分かってくれて迷惑、一番元祖は厚生労働でなくて財務省から既に発信、全

てが発信されているようであります。決して国会議員や政治家や各政党の皆さんがこうしろなんて誰も言っていません。全部官僚が作ったものを出ているわけでありますので、国会の先生方にもお話しなきゃなりませんけれども、半分国会の先生方も官僚に教わってやっていますので、あまり良い結果が出ませんがまあ今ねじれ現象なる中でいろんな問題が出てきて、これは結構もうちょっとねじれてくれればいろんなのが出てくるんじゃないかと期待を実はしているところではありますが、そんな中で普通にいくと全然出てこない問題です。それもやっぱり国家の問題点はどこにありやと、やはり見抜かないとというふうに私も思っています。そういった大きい問題の中の今グローバルに考えて、アクト・ローカリー（地球規模で考え、地域で行動しよう）ですから小野の問題も取り上げて考えていただきたいと、こんなふうに思います。

○宇治（5番）

ちょっと私も今まであんまり認識がなかったんですけども、よく考えた時にですね公立病院の改革ガイドプランという、これはまあ辰野病院に適用して現在進められているんですけども、これは両小野病院の場合には策定されるタイミングはどうなのか、これが研究委員会との絡みでちょっと私も理解できないところなんですけれども、その点についての町長のお考えをお聞きしたいんですけども。

○町長

総務省の、これはまた総務省が出てくるから変ですね、厚生労働の管轄でありながら、今度は総務省はお金を出す側、出す側って言いますか昔の自治省ですから、それで公立病院だから足りないお金を町村で出しているからそこへ文句つけてきているんですね、それが病院に対してガイドラインを作れとそれでそれに基づいて今言うように改革プランを作りなさいと、これは20年度一杯ですから来年の3月までに作れば良いということです。しかしいろいろ辰野病院なんかの場合は他の問題もありますのでそれじゃ間に合わないのが大急ぎでやっていますが、小野の両小野国保病院の場合には今の病院の形態でいくということになるとやはり、来年の3月までに改革プランを、3月にパッとできてなきゃいけないですからもっと秋口とかそのへんからやってなきゃいけないことは事実だと思います。あれやると答えが出ないと思いますよ、やってみると良いですけどね。手も取り足も取り、診療報酬やり、医師不足にし、療養型取られそれで100m新記録出せっていうようなことを総務省

言ってきているわけですから。できないでしょう、だから止めなさいってことです。ね、あれは、っていうことは裏に見えてますが、そんな簡単にそんなことは地域住民の皆さん許すわけじゃありませんし、どこの地域の病院も歯を食いしばって今のところやっているわけですが、そういったことで改革プランは両小野国保病院をどう残すかで決まってくるというふうにも思います。診療所、有床であっても無床であっても診療所だと改革プランは必要ないだろうと、こういうふうに一応思いますが、病院の事務長もいますのでそこはちょっと答えていただきます。

○両小野国保病院事務長

今町長申されたとおりが主でありますけれども、ガイドラインによる改革プラン作成につきましては20年度3月までに作成というのが総務省からの厳命でありまして、現在7月に予定されております両小野国保病院の経営研究委員会、この関係の提言待ち、これによりまして必要な回答が出ましたらそれによりまして改革プランを作成に入っていくというそういう状況にあります。以上です。

○宇治（5番）

仮にガイドプランの作成が必要とした場合にその費用というのはどのくらいと見るんですか。

○両小野国保病院事務長

参考でありますけれども、まだ見積もりじゃありませんので参考になりますけれども、当両小野病院につきましては平成12年度に1回経営危機に陥りましてその時にコンサルタント会社を入れまして、再建計画を作成してございます。その時に掛かった費用が約250万掛かっておりまして、改革プランはもう少し内容が多岐にわたりますので、大体300万ぐらいの委託料が掛かるんじゃないかというふうには予測しております。以上です。

○宇治（5番）

7月の提言書のタイミングまでということですが、最後に一つお聞きしたいのはですね、改革ガイドプランを読みますと次のような内容があります。

「同一地域に複数の公立病院が併存し役割が競合している場合はその役割を見直し、医療資源の効率的な配置に向けその間で十分協議するように」とあるわけです。それでいきますと辰野病院と両小野病院っていうのも例外ではないように思いますけれども、この点につきまして町長の見解をお聞きしたいと思っております。

○町 長

町の立場から考えると、おっしゃるとおりだと思います。ですけど私の今考えているのはやっぱり地域性もある病院でありますし、昔小野村の歴史ある病院でありますので、まず小野の住民の皆さん方がどういう考えにするのかと、逆に国のこともあるいはこれは恒久的でなくてどうも国がちょっと変なことやってる間だけだとかいろんなことを気が付いていただいて、その間の緊急避難的な措置に対して理解できるかどうか、から発していただいてそれをいただいて今度は町全体で協議した時にまた国、県などが小野と辰野病院との問題に対しても考えるだろうと思います。例えば小野の病院をここで、増床するとか改築するとか、辰野病院がここで新築移転に踏み切るとかこういった時には必ず出てくる問題だろうと思います。許認可的な問題の中に引っかかると思います。しかしそのことは次の段階の問題であって、まず両小野をどうするのか、辰野病院をどうするのかその運営委員会なり経営研究委員会なりでまずは練って欲しい、というのが私のお願いであります。以上であります。

○宇治（5番）

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

進行いたします。質問順位8番、議席7番成瀬恵津子議員。

【質問順位8番、議席7番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（7番）

それでは通告にしたがいまして、1項目目について質問させていただきます。ふるさとおもいやり基金条例の制定について質問いたします。自治体や住民が選んだ政策メニューに対して全国の団体、個人から寄付を募りそれを財源に政策を実現する寄付条例の導入が全国の自治体で進んでいます。この寄付条例とは自治体がかじめ自然保護や福祉、教育など複数の政策メニューを提示し、提示された政策に対して賛同する地元出身で県外に住む人や団体から寄付をいただいて、基金として積み立て目標額に達したら事業化して政策を実行するという取組みであります。平成16年6月に全国で初めて長野県泰阜村がふるさとおもいやり基金を導入し、その

後全国に広まっております。寄付条例は自治体にとっての自主財源を確保すると同時に住民参加型の施策推進を促す効果もあり重要な施策の一つであります。質問に入ります。最初に全国の自治体でもさまざまな形で導入の検討が進んでおります。寄付条例を作ることは納税制度の取組み意識を高めることだと言われております。辰野町はこの寄付条例を作る考えはあるかどうかお聞きします。

○町 長

さきほどもふるさと辰野寄附金につきまして、ご質問がありまして答弁したとおりであります。町は基金、基金条例ありますけれども、寄付条例は今現在作ってありません。しかしご多分に漏れずさきほども言いましたように自然環境の保全とか、福祉医療だとか子育て教育文化とか後はおまかせとか4項目の中から今とりあえず選べるようになっているわけですが、また船木議員の提案もありまして魅力あるものということで、至急これはいろんな政策、もう少し具体策の中で病院も含めたり、あるいはまた特化できるようなものなども考えていきたいというふうにご答弁申したところでありますので、そのような状態であります。それを推し進めるにあたって、寄付金条例が必要であれば作っていききたいと思います。別に寄付金条例なくてもその項目で受け付けていけばその皆さん方に報告すれば良いわけでありますが、要は乗ってホントに出してくれる人がいるかどうか、それを多く少しでも多く募っていくような方策を考えていくことだと思ひまして、現在は寄付金条例、現行ではこれがために使うということはありませんが、次のさきほど言ったような段階で必要になれば作りたくてこういうことであります。現行と今後について分離をお願いをしたいと思います。

○成瀬（7番）

寄付条例を導入した場合、やはりただこの寄付をしてくださる方に寄付をくださいとかお願いしますっていうだけでは、寄付してくださる方に理解していただけないと思います。寄付の趣旨、また辰野町には今何が必要なのかを積極的に訴えていくことが必要だと思いますが、その訴えていくにあたっての方向性ということは町は考えていますでしょうか。

○まちづくり政策課長

今までもですねここで急に寄付金の制度が変わったということでもありませんでして、従来からですね寄付もいただけるものはいただけてきております。それを有

効に活用させていただくために基金なんかも設けてきているわけでございまして、ここで改めて寄付条例をどうするかというところまでまだ議論がいておりませんが、基本的には条例というのはですね住民の方に義務を果たしたり、それから住民の方の利害関係の生ずるそういう部分の権利を制限したりという部分で、条例というものは効力を発するわけでありましてですね、これはどうしても今早急に必要かどうかということは時間を掛けて検討させていただいても良いのかなと。昨年寄付いただいた19年度の1年間で250万ほど一般寄付金それから事業それぞれの目的のある指定寄付金をいただいておりますので、志のある方はですねなくてもやっていただけるんじゃないかと私これは個人的な考えでありますけれども、18年も360万ほどいただいておりますので、PRの仕方でのパンフレットでもって当面はPRをしていきたいとそんなふうに考えております。

○成瀬（7番）

寄付条例はっていう形で無理に制定しなくても良いと思いますけど、やはり寄付条例を制定したことによって皆さんの意識を高めていくのではないかと思います。次の質問であります。寄付金を集められるにあたっては、お金を寄付して下さった方の気持ちに添ったより良い使い道、また事業内容をキチンと整理をしアピールをしていく必要があると思いますが、辰野町は皆様からいただいた寄付でどんな事業を考えてアピールしていくのかお聞きをします。

○まちづくり政策課長

船木議員さんのですね質問とちょっとダブるかと思いますが、このパンフレットにですね、中に載らせてさせていただいておりますけれども自然環境、福祉医療、子育て教育文化という中で活用させていただくような基本的な考え方の中でまいりたいと思いますけれども、町議さんのおっしゃられておりますその基金で運用をしてですね、ある程度その目玉的な事業に活用した方が良くないかということになりますとですね、また協議をいただく中で今一般会計だけでもですね17種類の基金がございます。それぞれ条例がございましてですね目的等が謳われておりまして、このふるさと納税の趣旨に添うような条例がいくつかございます。またこれ議員さん方の勉強会の中でも検討をいただいております、これが地域福祉基金であったりふるさと基金であったり、ホテルの保護育成に関する基金であったり教育基金であったりということがございますので、こちらの方を活用させていただく

ような方法で検討さしていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○成瀬（7番）

先日新聞に日本福祉大が60才以上を対象にアンケートを取った結果、辰野町は住みよい町と答えた方は3割で半分以下でありました。そういう結果が載っております。寄付をしたくなるような施策を提案し、年老いても安心して楽しく暮らせるまちづくりを目指していくことを要望いたします。

次に2項目について質問をさせていただきます。学校、保育園の耐震化についてお聞きします。5月に起きました中国四川省大地震は死者約7万人、負傷者36万5,000人、行方不明者が約2万人という甚大な被害でありました。日本でも阪神淡路大震災、新潟中越大地震と記憶に新しく今更ながら地震の怖さを痛感いたします。今回の中国の地震では多くの子どもたちの命が失われました。それは学校の倒壊が数多くあったからであります。最も被害が大きかった四川省では全省で約2万2,000ある小学校の内3分の1が損壊、全半壊が300校以上、生徒や学校関係者が約2,000人が犠牲になったと報じられています。地震発生時が丁度授業時間だったことが、要因の一つとされておりますが最大の原因は倒壊した校舎の多くが、耐震性の低い建物だった可能性が高いとされております。もし今回のような大地震が私たちの住んでいる所で起きたとしましたら、地域の子どもたちが通う学校は大丈夫でしょうか。ある記事に全国の小中学校の危ない校舎耐震化率ワースト200が掲載されておりました。このデータは文部科学省が出したデータであります。耐震化率のランキング1位に両小野小学校、123位に両小野中学が入っておりました。大地震が起きた場合、倒壊する危険性は非常に高いわけであります。質問に入ります。東小学校始め、他の小学校の耐震工事が全くと言っていいほど進んでおりません。非常に遅れていると思います。耐震化に辰野町は少し消極的ではないかと思っておりますが、この工事が遅れている理由は何かお聞きいたします。

○町長

耐震化につきましてであります。東海地震に関しましては辰野町の場合は伊那と諏訪地方の東海地震防災対策強化地域挟まれましたので、特別お願いして間が空いているじゃないかということで辰野、箕輪、南箕輪そして長谷を一緒に入れて貰ってやったんです。これはですから色は違ってます、この危険度のそれで色が違って特別そこが認定されて広域的には応援ができるということでありまして、東海地震

に関しては最初からは危険地域には入っていなかったとこでありまして、堅い岩盤の上が比較的多くてということになっているようであります。そういう中ですから安心してはいるわけじゃありませんけれども、直下型ということになると日本中、世界中どこでも同じでありますので早く耐震化はしなければならぬと思います。それで現在は耐震調査は今の小学校などやっておりますし、優先度調査なども全部一応やって終わっております。さあどうしてやらないかというんですが、財源の問題だけあります。財源がなかなか厳しく、手が着かないのが現状であります。しかしここで国の方も文部省の方もただ言うだけでなく、例えば耐震化の費用に關しましては大まかにいきますと国が3分の1ぐらいの負担、あとは市町村でやりなさいと。3分の1ですから3億円掛ければ1億円くれるけれども2億円出せということですね、大規模であればそのぐらい掛かっちゃいますが、大規模改修も一緒に合わせてやれば。しかしさきほど言いましたように東海地震の特別強化地域に指定していただきましたんで、3分の1が半分ぐらいまで国は出してくれるようになってます。それで物によっては国庫補助が50%っていうのもありますから、あと50%を市町村が出せばいいんですがそれは強化地域に入ったために、3分の2まで国が持ってくれるという事業もあります。そうすると辰野町が3分の1分持てば良いということで強化地域に強引にして貰ったこと自体は、色が違ってても非常にそういった補助金は有利になるそれがためにやったことでもあります。しかしその3分の1もなかなか出せない状態でいろいろあちらこちらということでもあります。それ以前にもう交付金が下がってきていますからね、こう下り勾配の時ですから右肩下がりの時ですから、来年来年と思ってもっと下がってたら今の経費やってく事業だけで精一杯になっちゃうというのが事情であります。しかし四川省ばかりでなくて、国の方もいろいろ考えまして大分今回有利な補助金制度ができてまいりました。学校の耐震化に対してです。結果的に辰野町は3割ぐらい出せば良いのかなと、しかし強化地域に入っているんで25%から20%出せば良いのかな、その内に最近の情報ですとその町が10%から15%でもって耐震やれと、後は国で持つというような事業も出てきておりますのでこれは逆に言うと待って良かったなということになってきますけれども、もう手を付けていけば向こうの、今までの補助金の制度だけです。待ったおかげでそれができるのかなとも思いますので、射程距離に入ってくる部分が大分出てきているような気がいたしますので、1割ぐらいだったらやらなければと私

も思いますのでもっと精査してできる財政を整えて、そしてまた皆さん方に相談してできるだけ早いうちに取り組んでいきたいとします。優先度に関しましては、もう調査済みでありますので計画に沿って進めていきたいと、以上であります。ただそう言って良いかどうか分かりませんが、報道だけで私ども責任持って言えませんが、個人的な感想でいきますと四川省のようなああゆうことは、いくらなんでもそのなんですかね、耐震構造に関しましておから工法っていうものは辰野町にはないと、今ご指摘された所もですね。ただし新耐震の56年以前であることは事実でありますので、鉄筋の本数とかそういったものに対しましては今の耐震から見ると少ないことは事実です。それに対しまして付加して周りでいくか、この間の阪神大震災みたいに行くか、柱建て替えるか、じゃあついでに大規模まで入れていくか、いや大規模じゃなくても耐震だけにしようと、それで終わるか、そのへんは更に検討しながら進めていきたく。ありがたいことに大規模改修が補助金が少なかったんです。しかし今回の場合は大体どこでも柱を付加したりすれば、そこいじるんで穴空けますので、またあのブレスか何かこう入れる時につなぎますので当然教室から何から全部3分の1ぐらひは壊らなきゃいけない、そうすると大規模改修がつきものだろうということでありありがたいことに文部省の方は大規模改修まで同じような耐震と同じような比率の補助金を出してくれることになりました。したがってそれを使いながら進めることが良いかなと、今できるだけ近未来的にやるように検討中であります。以上であります。

○成瀬（7番）

学校という所は子どもたちがたくさん集まっている、校舎の耐震化工事の予算はホントにどんなに町が財政が厳しくても付けていくべきではないかと思します。辰野町は学校、保育園を含め公共施設の耐震工事関係の予算が、平成19年また平成20年ともゼロという状態であります。今ホントに頻りに地震も起きております。また耐震化もホントに非常に騒がれている時であります。これだけ耐震化が叫ばれている時にこの辰野町は平成19年度、平成20年度予算がゼロということはどういうことかお聞きします。やはり財政の問題っていうことでしょうか。お聞きします。

○町長

座ってて答えててすみません。まさにそれだけの問題であります。以上です。

○町 長

おっしゃるとおり学校へ注目すれば何をおいても学校の耐震は入るべきだと私も考えます。福祉を考えれば福祉の方を優先すべきだと思います。病院のことを考えれば病人が寝ているんですから、一番危険な所ですからそこを優先すべきだと思います。あれもこれもできません。あれかこれか選択のところでよしになります。議員も今言われましたとおりでありますので、良い予算が付けばできるだけ早く早急に取り組んでまいります。以上です。

○成瀬（7番）

国は公立の小中学校の耐震化を大きく推進するために地震防災対策特別措置法改正案が衆議院で可決されました。さきほど町長が言われたことありますけど、学校の地震補強事業の補助率が現行の2分の1から3分の2に引き上げられます。自治体の負担は現行の3割程度から1割程度にするとされています。このことによって学校耐震化推進の大きな障害となっていた、地方財政負担が大きく軽減されると思います。さきほど財政が非常に厳しいと言われておりますが、今後の辰野町の耐震化工事計画の考えをお聞きいたします。これからどのような耐震計画をしていくかお聞きします。

○町 長

教育長の方からもお答え申し上げますが、どのように計画ってどのようにってことでありますが、既に計画も立ってありまして優先順位も調査も終わっております。それに基づいてできるだけ早く予算が有利なものがありそうでありますので、着工していくということになります。

○教育長

校舎はですね昭和57年以降の建物につきましては、耐震化を満たしているということになっておりますので、これは耐震工事をしなければならない対象外であります。でその他にもですね、例えばプールの更衣室とかね小屋とかそういうのは、対象外になってますので耐震を進めなければならない町内の校舎数は、6小中学校合わせて23棟です。23棟全部検査はしてあります。その結果だと危険度が高いものもいくつかはあります。そこで耐震化を進めていく、さきほど来おっしゃられているとおりでございますのでそのつもりでありますが、今議員さんおっしゃられましたように国会を通ったんですか？

○成瀬（7番）

まだこれからです。

○教育長

まだですね、これからですね。なのでそれが通るかどうかなを見ながらですね、通ったところで文科省と直接交渉をしながらどのくらいの金額でできるのかを試算をしながらできるだけ早く進めていきたい、こんなように考えているところであります。国ですね中央防災会議が想定をしている辰野町の震度の予想でありますけれども、東海地震においてはですね、辰野町の予測は震度5弱であります。5弱で被害はほとんどなしというのが、東海地震の辰野町に対する想定、国の想定であります。したがって震度5弱程度では、えらい被害があることは考えられないということでもあります。でそれ以上の震度が来そうなものはですね、伊那谷断層で地震が起こったとすると6強が来るといふふうに予想になっております。ここのへんになるとやや危ないかなと。それからもっと危ないのは糸魚川静岡構造線の中部地方ですね、このへんのところが震源域になった場合は震度7がくるおそれがあるところというふうに言われて、7が来ればかなり被害はあるだろうというふうに思いますけれども、7は震度としては最高の震度ですから、そこまではすぐに来るとは予測は難しいかな、こんなように思っているわけでもあります。5弱程度では今言ったようにね、東海地震の5弱程度ではほとんどまあ被害はないだろうというふうに考えています。それからさきほどおっしゃられましたそのワースト200ということですが、ある女性週刊誌に載っていたものでございます。私もここに今コピーを持っていますけれども、このワースト200の中で両小野小学校がワースト1の、ワースト1もいくつかパーセントがゼロのやつは全部ワースト1になっているもので、ワースト1がいくつもあるわけですがけれども、これをよく読んでみるとそう言っちゃ申し訳ないけど、これはでたらめな数字であります。さきほど申し上げたように57年以前の校舎は全部ダメだっという想定でパーセントを出してあるんです。そうでなくて両小野小学校は57年前の建物4つありますけれども、それは全部検査してありますが潰れる校舎ではありません。したがってこの記事のまやかしかがあるということを知っていただければありがたいかなとこんなふうに思います。是非両小野小学校も安心していて、そんなに絶対潰れないというわけではないですけれども、ワースト1という数字ではないというふうに私は考えています。以上です。

○成瀬（7番）

はい、分かりました。時代を託す大切な子どもたちが集まり昼間の大半を過ごす学校は安全安心な学校でなければなりません。どんな状況であれ早急に耐震工事の推進を是非優先していくことを、要望いたします。

次に3項目目の質問に入らせていただきます。小中学生の携帯電話の使用規定について質問いたします。現在携帯電話が子どもたちの間で急激に普及しています。その携帯電話も多機能の電話であります。普及率は高校生96%、中学生58%、小学生で31%と言われております。この普及率で子どもたちの携帯電話の使い方が問題視されております。千葉大学の教授の調査によりますとメール依存症が情報社会の中で子どもたちに浸透しつつあると言われております。また日本PTA全国協議会が昨年11月に全国の小学5年生、中学2年生と保護者9,600人を対象に調査したところ、ほとんどの子どもが常にメールをしていなければ不安であるとの回答があったそうであります。通話料金も多い子どもで1箇月に約18万円近く使うとのことあります。携帯電話によってメールやインターネットを使ったいじめ、詐欺、脅迫、出会い系サイトと悪質な事件が続発しております。一步間違えれば犯罪に巻き込まれる危険性を十分に知らない18才以下の女の子が被害に合うケースが非常に多いとのことあります。犯罪や陰湿ないじめが非常に多いとのことあります。犯罪や陰湿ないじめの温床として、社会問題化している中辰野町においても子どもたちを守るための携帯電話使用についての対策が早急に必要と考えます。質問に入ります。各小中学校は、ほとんどの子どもたちは学校へ携帯電話を持ってきていると思います。学校内での携帯電話の使用規定、指導はどのようにされているのかをお聞きします。またインターネットやメールを使ったいじめや犯罪等の問題は起きていないか把握できているかお聞きします。

○町長

すみません、さきほどの質問中でお答えしようと思ったんですが、ちょっと落ちがありましたので、落ちて言いますか念のためこれから辰野も耐震構造に入るにあたって分かっていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。地震を防ぐという建物っていうことは、耐震今の、それから制震と免震とあります。免震は下をこう揺らして建物を揺すらない方法、制震っていうのは今、長谷の特養がありましたけれども、ぐーっところ動きを押さえちゃう方法です、基礎の方で。

それから今の耐震っていうのは柱を太くして、ちっとは揺れても折れないよということ。それで耐震構造にすれば絶対大丈夫かっていうことなんですが、それはそういうことじゃないんですね。クラックも入ったり割れたり、倒れ掛けたりすることもあります。ただある一定の時間そこにいる人間が逃げ出す空間を保持する、それが耐震でありますので、絶対倒れないとかクラックが入らないとか、全く何も耐震にしたから傷も何もつかなんだということではないようです。これ建築基準法の中で決まっていますので、念のためお願いしたいと思います。その耐震が大事なので進めていくとこういうことでもあります。今の質問は教育長の方からお答えいたします。

○教育長

それでは携帯やなんかについての質問にお答えをします。どのように把握しているかというようなことでございます。今所持率の点につきましてもパーセントを議員さん言っていたいただきましたわけですが、それはいつの調査のどういう調査なのかがちょっと分かりませんが、私が調べたところだと昨年4月にですね、全国一斉の調査をしてあります。その全国一斉の調査によりますと小学校6年生の所持率が全国で私の見た数字は28%というふうになっていました。多少ちょっと数字が違うけどおよそそんなところかと....

○成瀬（7番）

すみません。これはついこの間NHKで言っていた数字ですけど。

○教育長

ああそうですか。はい。昨年の全国学習生活状況調査に合わせて、全国全部一斉にやった調査の結果であります。昨年4月です。それと全国28%、長野県が小学校6年生17%であります。辰野町内の4小学校両小野はちょっと教育委員会が違うので、違う数字で出てきてましたので町内4小学校でいうと19.8%が小学校6年生の所持率であります。それから中学3年生につきましては全国が59%、長野県が40%に対して、辰野中学は51.6%であります。だからさきほどの数字とそんなに大きくは違わないわけですが、昨年4月の小学校6年生と中学3年生の数字でいうとこんなところあります。それに併せてですね、毎日あるいは時々通話やメールをしている者っていう数字になりますと小学校6年生が9.4%、中学生は49%です。なのでおよそ半分くらいは毎日か時々、メールや通話はしているという状況

かと思えます。それに対してどういうふうな指導になっているかと、こういうこと
でございますが一応中学校の方では、学校の学習活動に使わない者は持って来ない
という指導でございますので、携帯を学校の学習活動で使うわけでないので、一応
持って来ないというふうになってはいますが、どうしても例えば塾へ行った帰り
に必要だというような場合があるならば、学校へ持って来た時に先生に預けて帰る
ときに貰って帰って使うとこんなような対策をしているのが実情であります。また
インターネットや携帯の問題についてですね啓発用のリーフレットを教育委員会か
ら配布をしております。これは1種類は県の生涯学習課が作成した小学校用の物、
これがございまして小学校5年生と6年生町内全部、今年の2月に配布をしてあり
ます。それから中学生同じく中学生用ですが、これも中学生全部に配布をしてあり
ます。それからもう1種類、国の有識者会議の作ったパンフレットがございまして。
これも中学生には全部配布しております。教育委員会から配布したものは、中学
で2種類、小学校5、6年生へ1種類、国の作ったやつは子どもと家のお父さんお
母さんが一緒に見て考えましょうっていうパンフレットになっています。それから
学校におきましてはですね、PTAの皆さんがですねかなり力を入れておまして、
昨年あたりからなるべく持たせないような運動をしようじゃないかという雰囲気
が出てきております。今年は中学のPTAはPTAの活動の最優先課題として、携帯
を持たせないようなこと考えようじゃないか、とこういう運動をしてくれておりま
す。丁度この6月の26日にも授業参観日の後、講師を呼んで講演会を開いて親向け
にインターネットや携帯の使い方や危険性、有害サイトなどなどについて講演をお
聞きして親を啓発するとこういうふうになっているようでもあります。昨日でしたか
ね、朝NHKのテレビでやってたのは東京の品川区では、小学生に話しをする相手
方が3人だけ、それとGPSの機能それが付いた携帯を与えたと、区として与えた、
教育委員会として与えたというニュースをやっておりましたけれども、そういつ
た機能の物がドンドンできるようにこれからなってくると思えますし、国会でも今
丁度そのことを審議をしているところでございまして、インターネット上の有害情
報から子どもを守る対策法っていう法律が、これもさきほどのあれじゃないですが
今国会でこれを通そうというふうに考えているようでもありますので、多分これが通
るのではないかと思います、そうすると携帯の会社だとかインターネットの接続
会社が18才以下の者にフィルタリングサービスを必ずしなければならないという

義務付けができるようなそんなことも聞いておりますので、そんなことがどうなるのかということも今興味を持って、見守っているところでございます。ときにそういうところでございます。

○成瀬（7番）

インターネットやメールを使った犯罪等とかそういう問題は辰野町では起きておりませんかでしょうか。

○教育長

犯罪と言いますかですね、いじめや誹謗（ひぼう）、中傷に関わった事が学校で1件ございました。昨年であります。中学でありましたが、それは早速に対応をして現在は解消をしております。

○成瀬（7番）

携帯電話使用について子どもの心を知るためのアンケートの実施を各学校ではやったことがあるかお聞きします。

○教育長

そのことについては私は今キャッチしておりません。

○成瀬（7番）

是非このアンケートということをやってみたらどうかと思います。次に学校の登下校時などで事件に巻き込まれるといった悲しい事件が多発している中、保護者の皆さんはお子さんに携帯電話を持たせなければ心配かと思います。しかし多機能の携帯電話は子どもたちには必要ないのであります。その点の携帯電話の使用規定については、保護者の皆様にもご理解をしていただかなければいけないと思いますし、保護者の方の努力も必要であります。この点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長

おっしゃられるとおりだと私も考えております。さきほども申しあげましたように携帯電話の会社でフィルタリングサービスをして18才以下の者には、フィルタリングをしなければならないとこういうような法律が通れば、それはきっとそうなるだろうというふうに考えております。また、ただしそれはですね親の権限でフィルタリングを外すことができるというのものもあるようですので、携帯電話会社のこともいろいろあるでしょうしするのでそんなふうになっているようでもあります。したがっ

ておっしゃるとおり、親の親御さんたちの正しい理解というのが非常の大切になってくるかというふうに思いますので、P T Aでも運動していただくようにまず親がこのことを正しく認識しなければいけないのではないかなというふうに考えます。

○成瀬（7番）

今後子どもたちの携帯電話の使用についての指導は各学校の先生ばかりではなく、先生が指導を行うのではなく住民の方々やP T Aの方々がインストラクターとなり、正しい携帯電話の使用についてきちんと子どもたちに指導し、トラブルや犯罪から子どもたちを守っていくべきと考えます。以上で質問を終わります。

○議 長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労様でございました。

9 . 閉会の時期

6月10日 午後 4時 31分 延会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番

第4回辰野町議会定例会第9日目一般質問会議録

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成20年6月11日 午前10時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
消防署長	丸山均	開発公社常務理事	竹淵光雄
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢秀行	事務局長	林龍太郎

6. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長 桑沢高秋

議会事務局庶務係長 飯沢誠

7. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席第4番 前田親人

議席第5番 宇治徳庚

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さん早朝より誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第4回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。10日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位9番、議席6番宮下敏夫議員。

【質問順位9番、議席6番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（6番）

それではあらかじめ通告してあります、質問項目に沿って質問していきます。今、全国地方自治体は構造改革、三位一体改革の名のもと、地方交付税が大幅に削減され、財政運営が厳しくなっております。そんな中、平成19年国からの税源移譲で所得税の一部が住民税に移譲され、住民税額が増えたことによる町民税の滞納者、滞納額が増大しており、今後も更に増加することが予測されます。そこで早急な滞納額徴収向上策の強化が求められております。辰野町の平成20年度の一般会計当初予算は72億3,700万円であり、そのうち町税は26億9,400万円と全歳入の37.2%、すなわち総予算の約4割であります。こうした厳しい状況の中で年々増加する町税、各種公共料金の滞納額は更に町の財政運営を危機的なものとし、自立を選択した町の存続に不安を感じる一人であります。辰野町の平成18年度滞納額は過年度分を含めて税金分2億500万円、その他公共料金など1億1,200万円、合わせて3億1,700万円となっております。この膨大な金額には唖然としておるところであります。そこで質問いたします。町税、各種公共料金の滞納整理対策について、1つ目として19年度の滞納整理のため、どのような取り組みをしたかお伺いいたします。

○町 長

おはようございます。昨日に続きまして、2日目の6月議会一般質問であります。傍聴の皆さんも早朝からお出かけいただきまして大変にありがとうございます。感謝申し上げます。それでは本日1番、通算で質問順位9番目の宮下敏夫議員の質問

にお答えを申し上げます。まず滞納という問題についての取組みということでございます。一口に滞納と言われましても、各種滞納がございます。議員もご指摘のとおりでありますし住民税他、ありますが住民税務課担当におきましては、町県民税も入ってまいりますし、国保税もそうでありますし、また固定資産税、軽自動車税などが含まれてまいります。このように各課がまたがっている色々な税という形の中であるいはまた使用料という形の中で、いただいているわけではありますがそれに対して未払いであれば滞納と、というような形になります。建設水道課におきましてはご存知のとおり水道料あるいはまた下水道使用料、それから下水道受益者負担金、住宅使用料、公営住宅の方であります。保健福祉課では介護保険料というのがここ数年始まっているところであります。教育委員会では保育料もこの並びに入っておりますかと思っております。公立病院が辰野は2つありますがその診療に対しましての診療報酬の一部個人負担分の部分もこの未払いであれば滞納という形になってまいります。したがってまして第四次行財政改革のプランの中で目標値を作りまして、これを阻止していくと、また滞納になってしまった方には強力にお支払いをお願いしていくというような政策をとっております。今言いましたように各課にまたがっておりますので、住民税務課、昔で言えば税務課だけでやるということではありませんので、連携を取るようになっております。それでこの推進本部ということですが、滞納対策推進会議を年5回ほど設けてその本部が中核となって各課連携のもとに、各課バラバラでお願いするのではなくて比較的滞納者の皆さんの場合は、またがっての滞納が多いということになってまいりまして、1個だけという特殊な例もありますけれどもそうでなくしていますので、各課連携の中で無駄な集金でなくて代表が行って自分の担当課以外のものも一緒に請求を願うと、こういうふうなことで進めているところであります。このことに対しまして辰野町では副町長が推進本部長になっております。そこでまた詳しく今の推進状況なども、後もまた説明させていただきますかお答えをさせていただきます。ただ取組みの体系ということになれば今のことでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○宮下（6番）

辰野町第四次行財政改革大綱（集中改革プラン）推進プログラムでは各担当課部署で税及び各種料金の徴収率の向上への、目標設定がされております。19年度目標設定の1つとして個人住民税を見ると、目標値が現年度98.5%過年度17.4%であり、

18年度徴収実績、現年度98.6%過年度19.8%より低い設定となっておりますが、本来、目標とは実績を上回る高い目標として推進すべきと考えるがこの見解をお伺いします。

○住民税務課長

それでは議員の言われた目標と実績の話でありますけれども、確かに年度で設定する目標につきましては、前年が例えば98.5なら次の年は98.6にするっていう年度毎の設定でありましたら、こういうふうになるかと思うんです。また月で設定すれば先月より今月の方が多くしなけりゃいけないとか、週でいけば先週より今週、日でいけば、極端にいけば日でいけば昨日より今日はもっとがんばるぞと、こんなことになるかと思えますけれども、今回のこの目標の設定は18年度の実績に基づいて19年度を設定したものではありませんので、第四次行財政改革大綱集中改革プランでありますけれども、これは平成16年から平成20年度この5年間で達成する目標を定めてありますので、5年間は同じ目標に沿ってこれをキチンと達成しようということであります。この5年間16年から20年にキチンと達成できた時にはまた新たな次の5年間の目標を設定するということでもありますので、18年度の結果に基づいたものではありませんので、同じとなっておりますしそれがもし達成できたとしてもそれより上げた目標ということにはなっておりません。以上です。

○宮下（6番）

いづれにせよ、このプランに沿って最終目標値が達成できる取り組みをすべきと考えます。次に2つ目として19年度末滞納額、滞納に対しての徴収実績、差押件数、差押税額、換価額をお伺いいたします。

○住民税務課長

それでは19年度末の滞納額、まず滞納額でありますけれども19年度末これはまだ5月の滞納整理が済んだものがキチンと納まってはおりませんので、5月に滞納整理しましたのでこれより少なくはなるかと思えますけれども、現年分が9,739万2,000円。過年度が1億950万2,000円と、合計でありますと2億689万5,000円くらいになっております。それと19年度徴収実績でありますけれども、19年度中に行いました滞納整理の実績でありますけれども5月8月12月と3回、税だけではありませんけれども行いまして町税としましては736万8,519円、国保税が726万9,116円ですか、合計で1,463万7,635円を徴収しております。8月につきまして

は町税、国保税合わせまして 2,169 万 6,696 円、12 月には 2,618 万 4,503 円これらを徴収をしております。また19年度中に差し押さえまたあるいはこれの換価額でありますけれども55件の差し押さえをいたしました。内訳でありますけれども預金が31件、給与が3件、不動産1件、所得税の還付金が20件であります。この内途中で納めていただいたり、分納誓約できたものにつきまして7件については途中で解除をしております。差し押さえのこのもとになった税額でありますけれども、これが1,022 万 1,051 円のものを押さえたわけでありますけれども、換価額としましては、お金になった金としましては195 万 2,027 円が税金として納めていただいております。この差し押さえでありますけれども、過去には出資金とか私学の助成金、自動車税の還付金なども差し押さえたこともあります。この差し押さえに先立ちましては5月7月11月にですけれども、催告書ですかこれは各課共通で行っておりますので、行っておりますけれども5月には約1,100件、7月にはこれも1,100件くらいですか、11月の末には1,150件くらい、このくらいの催告書を送りながら徴収を行っております。以上であります。

○宮下（6番）

さきほど町長より副町長が本部長として推進をしているというお答えでしたので、副町長の方からこの滞納金回収についての何か今の推進状況についてお話を聞かせていただければと思います。

○町 長

総体的な滞納に対する町の姿勢あるいはまた町長の考えということではありますが、やはり税金でありますので、納めるのが国民のあるいは住民の義務であるということでありまして、特に今ここで問題になっているのは町、地方税の関係あるいは使用料さきほど言ったとおりであります。このことに対しまして今まで滞納というのが日本中に段々段々こう広がって、広がってて言いますか景気、不景気も考えられますけれども、そういうふうな状況あり日本中の問題になっていることも事実であります。これも特に辰野町の場合は滞納額というのが億単位で出てきたので、全体の中の何%かって判断していただくとまだ分かり良いんですけれども、その例えば3億とか4億とか聞くと「やあえらいことだ。」というふうなことでその金額だけが一人歩きしてそれが住民の皆さん方の公平でなければならない、というのに何だというふうなことで大変お叱りをいただくわけでもあります。同時にまたそん

なにあったんではということで、正しく納税をしていただく皆さん方の気概を、それは楽でみんな払っているわけではないと思いますので、削いでしまう可能性も出てきているということでもあります。それで金額自体の問題なんです、辰野町の場合はよその地もあるって言いますか、これ行政によってそれぞれ累積の仕方が違うんですけれども、5年あるいは6年、7年ぐらい経てばこれは結局貸し倒れ、一般の会社でいくと貸し倒れみたいな形、取れないというふうなことということで数字を減らしていく場合があります。不納欠損と言います。そうするとまああの一定の金額で進むんですけれども、辰野町の場合はそうしてしまうと、じゃ5年待っていれば払わなくていいんだと、6年待っていれば払わなくていい、7年経てば時効になるというような考え方がありますと、ついそちらの方へ時間を掛けて待つ人も増えてきてしまう、そうなる大変なことだということで累積をしているわけでもあります。したがって滞納が例え2、3%あるというような全体の中の考え方であっても、累積しているためにドンドン増えていくんです。一切不納欠損で辰野町は落としておりませんので、10年前より今、今より来年、再来年これから10年先だともっと大きな数字が出てこようかと思います。それを見ると全体的な判断ということでききほどの問題になってまいりますけれども、単年度でいくらか、その単年度は今までの過年度と比べてどうなのかと見ていただき、累積しているのが、これは滞納があれば必ず増えてっちゃう、累積があっただけかからない限りですね、ということでそういうふうな数字を載しているわけでありまして、どちらが良いがよく分かりませんが一応辰野町は累積加算なのでドンドン増えてく状況にあると、増えていくっていうのは加算されるシステムになっているということでもあります。さりとてその金額も決して少ないわけじゃありませんし、単年度見ても大変なことでもありますので町といたしましては、強くこのことをお願い申し上げてそして今まで行政ではあまりあちらこちらではやるところはやっておりましてけれども、辰野も導入さしていただいて県、県も地方税の一部でありますので県と一緒にあって、県が行き辰野が行けとそれぞれ一緒に滞納されている方は、でなくて協調してやっていく、今地方事務所とも昨年度も県の方からも交流職員は専門にそれにあたっていただきまして、共同で進めていくというようなことも今現在やっているところでもあります。国税の方は比較的滞納が少ない、やはり税務署があり強制執行がありいろんな場合があります。辰野町もそういうことで今のように県と共同体制を取っ

と一緒に協調してやっていく、更にまた地方税で一括で今県の方も考えておりました、ともに町税まで町村税まで一緒になってやっていくというような検討会も開かれておりますので、そういう中でまた更にまた納めていただけるようお願いをしていかなきゃならないと、こんなように思っています。それとこの税金自体の問題ですが辰野町も今課長の方から報告いたしましたように、結構の差し押さえということが進んできております。差し押さえはやはり固定資産、あるいは流動資産であってもあるいはその方の給与であっても、銀行預金であっても差し押さえさせていただく権限が町にありますので、事実上それを執行しているところでもあります。もちろん固定資産税もそうです。ただよくそういったことになりましたと、今度は逆論が出てきまして人間生きていくのに困るに困っても、生活できないのにと取っていくのかということでもありますけれども、一応この差し押さえの規定がありまして個人破産の宣告をされた方にはこれは執行停止であります。また会社なんかの場合には、会社も一応止めてしまう場合には3つ方法がありまして、解散というのと倒産というのと破産というのがあります。倒産だとか、解散というのは財産まだあるわけがありますし、これは債権者会議の中でその財産が均等に法の手を借りて配られるわけがありますから、辰野町も当然そこに入って会社などの場合には入ってまいります。個人も財産があるうちはそうやっていただきますし、ただ亡くなってしまったとか行方不明であるとか財産がもう全然ないとか、さきほどのように破産宣告になってしまっているというような場合には、なかなかそれはできませんし執行停止をせざるを得ない、そういうことでもあります。どこまでもということではありません。それから生活保護者の場合もあります。そういうふうなことで情状酌量ももちろん考えておりますので、生活保護者に対したり生活困窮者に対しては、その限りではありませんが払える方、誰が見ても払える方、払えて払わない方に対しては更にきつくお願いを申してまいります。特に水道料に至りましては水道の蛇口、蛇口じゃなくて元の所を供給停止、給水停止ということも多々行っているところでもあります。少し入れていただければすぐにまた開栓するということでもあります。その人間の生きていくのに水がなくてどうなのかと、そういった生活権の問題もありますがそのへんから見比べながら決して給水停止もできないわけじゃありませんので、やりながら適宜払っていただくように呼びかけをしているところでもあります。以上のようなことでこの滞納額をできるだけ減らすようにしかし、例え1%あってもくどいよう

ですが累積でありますので増えていきます。その増え方がどうか単年度でどうかっていろいろのこう3、4項目にわたって見ていただいてご判断を住民の皆さんにもいただきたいなあとこんなふうにも思っているところでもあります。以上です。

○宮下（6番）

今町長より累積という言葉がありましたけれども、これがこのまま放っておくと本当にドンドン増えていくわけですが、実際に企業倒産あるいは今言われた個人破産、所在不明者など明らかに回収不能と思われる不納欠損処分、これはいつまでも残しておくでなくてこういうことが判明した時点では処理をしていくことが適切かと思えます。それでは差し押さえの処分についても今、町長よりありましたけれども実際に差し押さえた物件等の処分はどのようにしているか、お聞きかせ願います。

○町長

滞納の方の中から今のような方法を取って、差し押さえしたとかいうことがありますが、もちろん現金なら良いわけで預金なら良いわけではありますが、物件ということでもありますのでそれに対しまして、それを換金していかないと何も意味がないということでもあります。このことに対しましてはいろんな方法もありますけれども、なかなか換金しにくい部分もあります。また換金したところお金にならないと、あまりならない、思ったほどならないと押さえた金額にならないということもあります。また滞納の埋めておいてまたそれが差損が出てくる、さあその場合のじゃあ差損はどういうふうにやられるかということになります。大変難しいことですが鋭意できるだけ換金するように努力をいたしておりますが、担当課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

さきほどの差し押さえのところでも話をしましたけれども、預金とか給与、所得税の還付とかすぐお金になりそうなものは、押さえてありますけれども物につきましては今のところ換価が難しいということで、押さえてはございません。

○宮下（6番）

滞納整理のためには、電話催告やそれから催告書の発送等、さきほど聞きましたけれども1回に1,000件、年に3回あれば3,000件ということで郵送料についても約24万ぐらいの経費が掛かるということ、それからそれに関わる職員の人件費も考えると可及的速やかに滞納に歯止めを掛けなければならないということ、今実感

しました。そこで3つ目ですが年々増加する滞納に対し、20年度の新たな徴収向上策の導入について3件提案したいと思いますが、可能か否かをお伺いいたします。

まず、1件目の提案は、動産の差し押さえ品のインターネット公売、いわゆるヤフーオークションです。町では差し押さえを預金、給与、不動産、所得税還付金としておりますが動産も加えるべきと考えます。インターネット公売は本年度は箕輪町でも開始されるようです。伊那市ではすでに実施しており、他近隣では飯田、茅野、塩尻市、富士見町も加入しており、ちょうど現在今開始中のものでは王滝村も参加されております。4月に伊那市でこのヤフーオークションの下見会があり私はちょっと見てまいりました。伊那市の担当者と話をしたところ、実際動産の差し押さえとなるのは、すでに預貯金の差し押さえをした上でのことであり、オークションによって滞納金を埋め合わせるといった効果よりも、動産が差し押さえられるということ、またそのオークションの現品の下見会をすること等が滞納者に対しての滞納抑止力、滞納しているところのものまで差し押さえられてしまうのか、という効果が非常に大きいということでした。実際にオークションの中で見たものは、古くなったような応接セットとか、お皿セットとかそういうものでしたけれども、実際インターネット上では2,000円の値の付いたのが、最終的には15,500円、12,500円とかそういう大きな数字になって落札してるのが現実です。そうしてこの出品及び落札料等はヤフーのオークションではそんなに費用も掛からないと聞いております。パソコン上で24時間売買ができるということで、非常に取り入れも簡単だと思いますので、この辰野町もそうしたインターネット公売の導入が可能かどうかお伺いします。

○町 長

差し押さえの場合に、まず流動的で即現金であるもの、それからまた今のように家庭内にある動産のようなもの、固定資産の場合は押さえてまたその固定資産を処分する前にだいたい払って貰えるようになってますから良いんですけどもそういった問題でありまして、それら小物と言いますか動く物、動かせる物これは確かに競売、あるいは公売の対象になると思います。しかし一応法律規定がありまして、ここが非常に難しいところなんですけれども、その人が生活していくのに差し押さえで持って行かれた物をわざわざ買わなければ、最低生活ができないというものは差し押さえてはいけないことになっております。それが昔では茶器とか箸とか釜とかです、ね、っていうことなんですけど今の時代になってまいりますと、暖房機も一部入っ

てくる可能性もあります。それから応接セットみたいな贅沢というふうになってくれば押さえることもできるでしょうが、例えば厳寒期のこたつとかですね、そういったことも少し広義に今は法的には取られてますので、そのへんの判断が難しいところでもあります。今のように 2,000 円で押さえてきたら 1 万 5,000 円で売れるなんてものは大変ありがたいことで、さきほど差損と言いましたけれど今度逆に差益が出てくるわけですから、そういうものが沢山あればありがたいと思います。しかしさきほどのような一応難しい限界というものもありますので、それらも見てまたそこまで行く前に計画を立てて分納でもいいですから払って貰うような方向も考えていかなきゃならんとこんなふうに思います。大きな所ですと良いんですけど、今度はテレビ、インターネットなどでドンドンと公売掛けた時に明らかにあそこの家のもんだって分かる物に対しますと、これまた違う法律が掛かってきます。一般でどこでもあるものでどこだか分からない、これを押さえたので買ってくださいとこういう物は良いでしょうけれども難しい限りであります。車などは大体押さえてきても良いですけども、大体車屋さんの方へ持っていかれちゃうというのは多いようであります。要するに全額払ってない、払ってないと車が担保になってますので払ってない所へ、要するにその車屋さんへ持って行く率が非常に高い、押さえてきても乗ってきただけとこういうふうなことで難しい点もあるわけであります。このことに関しまして課長の方からもお答えを申し上げたいと思います。

○住民税務課長

それではインターネットの公売についてということでもありますけれども、現在ヤフーとは契約済みになっております。19年の7月に契約はしておりますけれども、これ契約料の公売の落札価格の3%を納める、また消費税ですね落札システムの利用料ですか、これに対する消費税5%を納めることになっております。それと公売可能なものが物件があれば実施できる状況にはなっております。それと問題点として、これの預かってきたものの保管場所が必要となるためにこれらの小型、あんまり大きな物でなくて小さいものの価値のある物件、こんな物でなければいけないって言うようなこと、またこれを差し押さえる時には家宅捜査となりますので、第三者として警察官などの立ち会いをしていただいて物品を預かってくると、こんなことでもありますので感情的な対立も招きやすいって言うことも確かであります。それとまた物件の正当な価格、第三者にこれを鑑定してもらわなければいけないと

こんなことも起こってきます。それと実際にオークションが実行されまして落札金額が納入されて、物件が引き渡しする完了する直前に滞納が解消してしまった時にはまたこのオークションを即座に中止しなければならないと、こんなこともありますのでこんな問題点もありますけれども、できれば世間の様子を見ながら、できる状況になれば検討していかなければいけないかと思っております。以上であります。

○宮下（6番）

お手元に資料として配布しましたが、6月7日に信濃毎日新聞記事によると19年度県税納税者の差し押さえ物件の公売による収入が48件、8,100万円。そのうちインターネットによる公売が66%を占めているとのこと。18年度はネット公売なしで6件17万円であり、19年度始めたネット公売の効果が大きいとの記事がありました。これらも参考にして導入については積極的に考えていただきたいと思えます。2件目の提案は県、上伊那市町村広域連合による徴収専門職員交流についてであります。狭い町内では町徴収職員と滞納者は身近であり、滞納への強硬手段を取りにくいことなどが考えられます、徴収し易い町外よりの専門職との連携が必要と考えます。昨年まで県職員の交流があったようですが、本年度も引き続き県職員を受け入れるべきと考えますが、町としての見解をお伺いします。

○副町長

それでは県の職員との関係でありますけれども、ご質問のとおりですね昨年と一昨年は県の職員と市町村の職員の交流職員ということで町からは1名、県の方から1名、2年間にわたって交流をいたしました。その方が税の徴収に関わっている方ということで2年間お願いをした経過があります。それで20年度、今年度につきましてはその交流期間切れましたので、県の職員からの派遣はないということになりました。その替わりといたしまして、県と市町村の共同による滞納整理に関する協定書というのを町と県の方で結びました。この内容につきましてはいわゆる県の県税も当然でありますけれども、町の職員と県の職員が共同でいわゆる市町村、町ですね大口の部分であるとかあるいは対応が困難な者に関しては、共同で滞納整理にあたるという協定であります。それで場合によっては、滞納処分まで共同で行っていきたくてこういう協定の内容であるわけでありまして、いわゆる県の職員につきましては併任職員という肩書き、身分の中で町の方に入ってくるわけでありまして、6月の2日の日にですね、この併任職員の協定書も更に結んであり

ます。県の方からは4人が町の方の併任職員ということで税の滞納についての、整理処分にあたっていくとこういう状況でありますので、これからはそういった協定にもとづいて県と共同して滞納整理、処分が行われていくのかなとこんなふうに思っております。

○宮下（6番）

時間があまりありませんので、次の質問に入ります。3件目の提案ですが保育料についてです。入園時の申請書の保証人へ代替え請求をすることです。そしてもう一つの手段としては徴収職員と保育園職員との連携です。近隣のある町では保育料滞納整理の一つの手段として、徴収職員が子どもの送迎に付き添ってきている保護者に対して直接折衝しているとのこと。どういうことかと言いますと、送迎時の保護者に対し園長室に来ていただき、そこで園長立会のもと徴収職員と保育料滞納について話し合いをしており、非常に成果が上がっているということです。辰野町でもこういった二つの手法をしたらいかがと思います。次に時間がありませんので、提案ですが4つ目として、この税収確保対策についての質問ですけれども、国からの税源移譲は県税収入となる個人県民税と市町村収入となる市町村民税であり、増え続ける滞納額の対策は県、市町村との連携強化が必要であります。京都府の計画によりますと後期高齢者医療広域連合と同じく、県単位で広域連合を設立し課税、徴収業務の一元化を図る。広域連合が課税から徴収までを全業務を行うことにより、自治体の職員の削減と効率化が期待できる、ということで京都府は25市町村と府の計、約960人の税務職員を3割減の700人規模に削減できるとの計画が新聞記事で出ておりました。これについてと、それからもう一つ地方税法改正に伴い住民税を65才以上の年金受給者に対し年金からの天引きが平成21年10月から導入とのことですが、その効果についてお聞きしたいと思います。以上です。

○町長

年金からということになりますと、まず技術的に年金はそれぞれ年金の社会保険庁他などから直接本人に振り込まれております。1回町に入っていくならばこれありがたいんですが、その人に限って町へ送れとかそういうことができませんし、介護保険料みたいに町の方でその社会保険の方へ各全市町村ですが対象者の場合は、全部集計表を送ってそれを引くことになっていきますから、コンピューターもそれに覚えててちゃんと引いてくれるからいいんですが、単発的に何人だけここやってく

れってということに対して乗れるかどうかが問題です。同時にまた法的にも一応現状では私の判断としては、年金からこの税金であっても滞納額を差し引くということは一応できないことになっているのではないかとこんなように思いますけれども、そのへんまた今後は調べてはみますが、いずれにしても良いということになっても大変大抵技術的に難しくなるというふうに一応考えます。保育料のこと園長がお話するとかそんなようなことに対しましては、教育次長の方からお答えいたします。なおまた徴収業務の一元化につきましては副町長の方からお答えいたします。

○副町長

それでは私の方から一元化の話をしたいと思いますが、市町村税と県税との賦課徴収業務の共同化ということでありますが、これについては共同をしてですね調査検討をしていきたいということで、今年の5月の13日にですね地方税共同化検討委員会というのが設置をされました。これは県であります設置されました。この組織については13名で各市町村長を中心として委員を組んでおります。その下にですね幹事会、いわゆる税の担当課長を中心とした幹事会。それからその下という言い方しちやいけませんけれども、その下に4部会になります、それぞれの研究部会これが係長クラスで構成をされるようになっております。それから更にですね広域単位で10の広域単位におきまして地域会議というのが開かれます。こういった中でですね、共同をしていくためにどうするかということは今検討をされてきておりますので、辰野町からもこの部会に1人推薦をしろということで、ついさきほどもきておりますので大体ですね今申し上げた地域会議へ部会等がですね、6月あたりからスタートをしてですね、具体的な検討を研究に入っていくのではないかとこんなふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

○教育次長

保育料の滞納の関係ですけれども、さきほど町議さんの方から話がありましたように辰野町でも園長たちに送迎の際に保護者に直接折衝をしていただいています。また場合によればその際にこども係も行きまして滞納についての分納等の相談等にも乗ったりしております。また催告書の関係ですけれども、催告書については郵送でなくて顔を見て園長から話をしながら渡していただくというような形を取ってまます。やはり顔を見てというような方が効果があるというような状況です。それと保証人の関係につきましては、17年度から滞納をなくすために保証人を付けていた

だいています。中には友達感覚のような保証人というような方もちょっと見受けられますけれども、責任のある保証人を立てていただきたいというようなことで保護者の方にはお願いをしています。それで場合によれば保証人に立替をお願いをするというようなことも話を進めておりまして、今月保護者に場合によれば保証人の方に連絡をしますよというような通知を出さしていただきました。それでたまたまその関係で、保護者から相談に来るケースがかなり増えてます。分納、あるいはいついつか一括で払うというようなそんなような効果も出てます。それとまた一つは過年度分の滞納の関係あるいは退園者もおりますので、また17年前は保証人がいないというようなことの中からできればこれからは、年3回支給されます児童手当の関係、この関係につきましても保護者の同意を取り付けながらそれから納入をしていただくというようなことも今月通知を6月支給ですので、それから通知を出してお願いをするような形の対応を進めております。以上です。

○宮下（6番）

いずれにしても、特殊な事情のある人を除き、払える能力があるのに払えない人には強硬手段で臨み、税の公平性を確保するための税金、料金の収納率向上が町の財政安定化のため最重視すべきテーマと考えます。以上で滞納整理対策についての質問は終わります。もう一つ私がふるさと納税制度についての質問をあげてありますが、昨日船木議員、成瀬議員からの質問に対し町からの回答をいただいておりますので、その中で私は理解できましたので質問は省略させていただきます。以上で質問は終わります。

○議長

進行いたします。質問順位10番、議席10番中谷道文議員。

【質問順位10番、議席10番、中谷 道文 議員】

○中谷（10番）

それでは事前に通告してあります2点について質問させていただきます。まず第1点の消防がらみの質問でございますが、一つは消防の広域問題であります。現在国、県の指導のもと中南信については、4月に松本に任意協議会が設立されまして検討に入ったというような新聞報道があり、また私も消防委員の一員として概略お

聞き承知はしておりますけども目的だとか構想、それから移行時期等についてその後の進捗状況について質問をいたします。

○町 長

それでは質問順位10番の中谷道文議員の質問にお答え申し上げます。今議員もおっしゃりましたように消防委員会が5月28日に行われております。その後の進捗はありません。また概略ということではありますが消防委員会で説明をしたとおりであります。あまりこれで答弁終わっちゃうといけませんので、住民の皆さんもいらっしゃるものですから概略だけそれこそお話申し上げますと、この消防広域化に対しましては消防組織法の改正、一部改正、国の方がそのようにやってなんでもかんでも合併していけということでもあります。それで広域って言いますが今度は大広域でやっといこうということで長野県の場合は今、案としましては長野県を2つに分けて中南信と東北信、それで一つの消防本部を作ってそこへみんな連結して、したがいまして今現在伊那消防組合というので伊那と後、伊北と一緒に組合をやり宮田から南の市町村は伊南広域ということで消防組合が上伊那2つ分かれているわけですが、そういったものも自然発展的解消になって各消防署がその大広域の中の本部へ結びつくところということでもあります。そうすれば通報が大広域の方の例えば松本なら松本と仮定しますと、そこへ119あるいは救急車も119が通報されてそれから各消防署へファックスでそちらの方から発信してよこして、それでそれぞれでの出動があるとそうすると通信の人数が減るだろうということなんです、これがなかなか難しいことだと私思っておりますが、消防委員会でも申し上げましたがまず場所の確定は電話すれば電話の場所が地図で分かる、じゃあ携帯でかけたらどうだ、今携帯も大体どのへんからかけたということが分かります。通過交通が過ぎながらどうっともう15分も20分も経って通報すると、全然違うところへ行っているということになりますけれども、その場でかけてくれれば問題発覚時点の所は特定できる、それをファックスでよこすっていうんですけれども、それファックスを見た今度は各消防署、今ある市町村の消防署は例えば救急だとすぐに出動もできるでしょうけれども、火災の場合はさてどこへ、どういう通報で出動を出したらいいか、もちろん消防車はとんで、消防署の方昼間であれば常備の後もとんでいきますけれども、火災は1回で消えるとは限りませんので第2出動、第3出動どこでかけるのか、そうすると各消防署であろうと思います。そうするとやっぱり消防署に通信がいるだろうと、

大きく受ければなんてだからちょっと単面的な考えじゃないかなと私思っているんですけども、総務省の消防長官の命令によると地方の場合は各消防機材器具が少ないというんに出ているんですね。大都市人口に応じていろいろ車その他が消防車などが配備されてます。地方は人口の割に少ないと出ています。だから広域化してやっていくとお互いに相乗りができるだろう、確かに相乗りのできる所はあります。塩尻、岡谷、辰野から見ると箕輪と、そうすると台数が少なくて済むだろう、少ないからそうした方がいいってこういうような論理なんですけども、もとはと言えばお金を減らしたいことが全部根底にあるわけですけども、消防団っていうところに配備されている車を見ていないんです。消防団でどのぐらい配備されているかっていうのを割愛して、公共の消防署とかそういうような単位でやっている台数だけ見て足りないとかいうふうなことやってますから、ちょっとこれは論理的におかしいなと思いますけれども、いずれにしても国のやることでありますので強制命令みたいな状態で、今はもう日本中大広域の中でどうかっていうことを検討に入ります。こういう状況でありますので、消防委員会でお話したとおりでございますのでお分かりいただければとこんなふうに思います。以上です。

○中谷（10番）

それでは続いて質問を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、消防の広域問題につきましては地方の財政、これからの地方の行政のあり方等含めた幅広い国の考え方の中で進めてきていると思いき、理解し得ぬことではありませんが、とにかく通常において、過去の例から広域化とか合併とか大きくなること、一緒になることがすべて良いことでなく、必ずデメリット、メリットがあります。課題と対応を十分検討され対応するよう提言いたします。なぜなら、こと火災、風水害始め防災対策のための一番のよりどころであり、安心安全を守る面では町民にとって基本的な重要課題であり、慎重に運ぶことが肝要と思っております。よく論議し、他の消防組合とも十分調整し慎重に進めることが必要と思っております。さきほど町長からも所見をお伺いしましたのでこの件につきましては慎重をお願いすることを提案して、終わります。次に女性消防団員が4月より制度がスタートしてありますのでそのことについてお聞きをいたします。本年度スタートした女性消防団員制度につきましては県下でも有数のめざましい活動展開をしている辰野町消防団に、また一つ長年の希望と夢が現実のものになり、団長はじめ関係者の努力に対し敬意と理解を示す者であり

ます。現時点での配属や活動状況についてお尋ねいたします。

○町 長

今年度から6名の女性団員が消防団の方へ加盟していただいて配属になったところでもあります。この件も5月28日の消防委員会で論議されてそれこそ委員会ですから議論されておりますので、報告はそのところのことを思い出していただいて議員も委員でありますのでお願いをしたいと思っております。何か再質問があればまた署長の方からお答えいたします。

○中谷（10番）

なお今後の進め方等につきましてお尋ねしたいと思っておりますけれども、女性団員の今後期待する役割及び展開方向について、また更に女性団員の確保に向けての取り組みが必要と考えられますが町としてはどんなふうにお考えなのか質問します。

○消防署長

さきほど町長が説明をしたとおりでございますけれども、概況について説明をいたします。消防団員数が496名の内、本年度6名の女性消防団員が入団をいたしました。活動については各分団にお任せをしております。人数的に言いますと常備部が3名、第6分団が2名、第8分団が1名で計6名でございます。災害現場での活動はまだまだ訓練等が少なく無理のところがあります。主に災害防止のための広報活動などに活躍をしていただいております。今後につきましてですけれども、女性消防団員の希望を取り入れた活動内容になるかと思っております。例えば災害時の広報活動、救護、老人家庭等の予防査察等があります。また消防団では団長が本年度の第一目標に活動しやすい入団しやすい環境づくりを挙げ、女性消防団員が活動しやすい入団しやすい環境づくりに努めております。来年度以降も多くの女性消防団員が入団し隔々まで行き届いた消防団活動と消防団活性化に期待をしているところであります。以上であります。

○中谷（10番）

引き続きまして、進めてまいりますけれども年々消防団員も減少化し補充が困難な実態の中で女性消防団員制度のスタートは辰野町消防団組織の活性化に大いに貢献していただけることと期待しております。町の安心安全のために女性団員への更なる支援、協力を期待しこの質問を終わります。

次に2点目でありますけれども、よろしく申し上げます。第2点目は荒神山公園

のウォーターパークの施設の問題であります。現在町財政状況等の問題で休止の状態にあり誠に残念でなりません。今回総務省所管の各補助金等の交付要領が一部緩和されました。内容は近年急速な少子化、高齢化の進展や産業構造の変化等社会経済の変化に対応して、既存ストック施設等を効率的に活用し地域活性化を図るとし、建設10年以内の施設にあっても弾力的に補助金の返還なしで、取り壊しができたり他の施設に造り替えても良いと言う規制が緩和されました。町として何かお考えは無いでしょうか質問いたします。

○町 長

国の言わば地方切り捨て政策のような交付金などの割愛、補助金のカットなどから大変残念ながら、荒神山のウォーターパークは今休止という状態であります。このことにつきましての話であります。借金がまだ終わっていない状態です。それであっても10年経過すれば取り壊しても良い云々であります。壊すのにも当時見積もりますと9,000万円ぐらい掛かるんですね。そうかって危険な状態だとこれは放置できませんし、なおまたこれはこんなことは不可能かどうか分かりませんが、今では予測できませんけれどもあれもやっぱり意味あるウォーターパークでありますから、それを回せるだけの町に財政力が出てきた場合はまた一部建て直ししたり、お金を掛けてやっていくことも可能であろうと思います。しかしまた、あるいは財政が非常に潤沢になってきた場合、そこまで手が回る状態になった場合、あるいは優先順位が上がってきた場合ですね、あるいは時のまた町の町政がそこをウォーターパークを主力とした政策展開が第一義的に入ってきた場合などが再開が可能ですし、また手直しもまたお金も掛けていくでしょうが今の状態は本当にご存知のとおり昨日の学校の耐震までちょっとまだ待っていただいている、あっちもこっちも、あれかこれかになってしまった。あれもこれもじゃなくてあれかこれかになってしまった。そのあれかこれかは例えば一つの例として、1日に3人しか通らない道路を先にするのか1日に10万人通る道路を先にするのかの、あれかこれかではないんですね。3つも4つも10万人ずつ通るような道路があつてどれを先にやるかっていう選択ですから、子どものこと考えれば学校ですし、病人のこと考えれば病院ですってこういうふうなことの中で、絶対やらなきゃいけないものをその時点では我慢し、切り離して他を優先させることなんです。それだけ今各地方行政は大変な選択を余儀なくされている、そういう意味のあれかこれかです。

ら、誰でもが分かるような話の中のあれかこれかじゃありません。そういう中でのウォーターパークを考えた時にさてどうするかということは、今考えが現状ないわけではありますが、以前の一般質問の中であそこはもし有効に活用するならどうだろうというような形の中で、きっと福祉的な扱いの展開が比較的有効な所であろうというふうには申し上げていたわけではありますが、現状では本当に議員もあのまま放置して目障りかもしれませんしいろいろしますけれども、危険になれば手を出しますけれどももう少し現状のまま、それこそペンディングという感じですね。じゃないかと思っております。壊すにも壊す費用すら、壊すのに国庫補助、県補助付きませんので全部一般財源そのままです。国の100%事業などをなんか他に導入できますともものによってはパークセンターふれあいはそうでしたが、前のたつの荘壊る分まで国の補助金を付けてそして新しいものを造ったという事業もありますが、こんなのは本当に特殊な例であって取り壊しは全部自分、という形でありますので大変に思慮、思慮を要する所であるとこんなふうに思っております。以上であります。

○中谷（10番）

只今町長の答弁にありましたように、町の財政状況やら取り壊しに多額な費用が掛かるということにつきましては、十分理解するところでありますけれども現在その貴重な土地を提供した元地権者、周辺の地権者の多くや町民より何か有効に利用する方策はないかというような声も非常にあがっておりますので、よろしくお願ひします。また施設の管理はしていただいているものの、周辺の草刈りや水溜りプールにはあお泥、夏にはボーフラの発生も予測され衛生的にも環境的にも悪く、また人が侵入した場合には危険とそんな状態も考えられます。また、景観的にも見苦しく残骸化した施設建物は危険状態が進行していますので、できるだけ早期の撤去等のお考えがありましたら、お聞きしたいところではございますけれども只今町長所見をいただきましたので、答弁は結構です。最後になりますが、一つ提案をしたいと思ひます。撤去費等につきましては新しい事業の取組みによってその分含めた形での施設導入ができないかと、こんなように考えるものであります。新たな施設を導入し荒神山公園の充実とウォーターパークの再利用を図ったらどうかと、例えば新たな施設の導入、あるいは既存施設の再利用の検討、一定の施設改善を図り指定管理者制度等に移行して運営をしていただくと、また現在公園内にありますので、スポー

ツ公園に関する諸施設や健康増進の施設、青少年健全育成のための施設、地産地消型の事業等については比較的展開しやすく辰野町の活性化と荒神山公園の充実に合わせ町民益につながる方法で広く再活用できるよう何らかの検討組織を作り研究することも方策と考えますが町長のお考えをお聞かせ下さい。

○町 長

さきほどの答弁の中に全部組み込まれているとは思っておりますが、いずれにしても財政がですねそこまで、今の今考えるウォーターパーク、あの位置、今後、現在あるいは再利用、そのような潤沢な状態になれば当然やります。あるいはまたさきほど言いましたように、きゅうきゅうとした財政状況でもありまして主力政策にあそこを取り込むようなものは出てくるかどうか、そうすれば当然他を止めてもやるでしょうし、また優先順位が非常に高くなれば子どもの水泳あるいはまたそういった環境づくりなればやってくでしようと思っておりますが現状では、その考え方はございませんが、またこれは期待でありますのでこっちから反問できませんので、議員さんの方に良い案があれば逆に教えていただきたい。提案を逆にしていただきたい。何か考えがあるかって提案じゃなくてこういうふうにも考えるがどうですかというようなこともあればですね、教えていただければと思います。以上で答弁に替えさせていただきます。

○中谷（10番）

取り壊しの経費のことなどか利用性の問題等につきましては、多分そういう答弁になると思うことで、いろいろと方法は考えてありますのでまた改めて提案をさせていただきますので、その時は是非よろしくお願ひしたいことを申し上げて私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位11番、議席9番三堀善業議員。

【質問順位11番、議席9番、三堀 善業 議員】

○三堀（9番）

通告してあります、2項目につきまして質問並びに提案等を含めてこれからお願ひしたいと思います。まず最初に小野宿を考えるということでございますけれども、

小野宿と言ってもどこからどこまでが小野宿だということとははっきり分かりませんので、小野宿周辺というふうな考え方で申し上げていきたいと思います。お手元にたまたま昨年の秋頃から切り抜いたスクラップをコピーしたのを、参考までに置いてありますけれども、この1年ぐらいの間に宿場や古い建物、町並そういったものを見直そうという活動が数多く報道されています。その殆んどが城下町、門前町。あるいは街道沿いに栄えた宿場周辺で、いずれも時代を経た建物が数多く残る歴史的な意味の、あるいは価値のそうした下地を持った地域でございます。そのために保存保護の動きがやはりどこでもあるわけでございますけれども、同時に悩みも抱えております。現代の生活様式に併せて共存していくことは大変世代間の問題もありまして難しいわけです。同時に改築等、金も非常に掛かります。容易ではないのが実状です。しかし今申し上げましたように、保護あるいは復活というようなことを目途として動き出している活動というものは共通しているところ、古い物や古いものを取り巻く環境を大切に保存し、地域のまちづくりを通じて人々が結び付きを深め、その地域を発展させようと言う考え方でございます。これらは全国に展開されてる協働のまちづくりで、地域の特性を生かした典型的な活動でありますけれども、そこで我が辰野町の小野、この小野宿周辺をどのように今後考えておられるか。私はその尊い歴史のまちづくりというような考え方で、今後いくべきではないかというふうに考えておりますけれども、その見解を町長お聞かせいただきたいと思っております。

○町 長

それでは質問順位11番の三堀善業議員の質問にお答えを申し上げます。町の宝でもあります小野宿の保存についてということと、またそれをどのように今後展開していくか、また売りにするかという話もあるのかどうか分かりませんが、そんなような見解をとということでもあります。現在問屋が町に寄贈をいただきましたので、問屋を現在は県宝になり、また町の文化財の指定をさしていただいているところであります。それ専門の見識ある先生方にいろんな管理や調査を更にお願いをして大体の調査は終わりました。また古文書他などは裏の蔵、他などへまた格納し虫の付かないように保存を大事にし、そしてまた年間何回かあそこを公開してまたあるいは先生にその担当の先生にお願ひすれば、そこを開けて見せていただくとこんなようなことで一般的に常備たまたまではなくて公開をさしていただいているところ

であります。あそこの小野自体は宿場町というよりも、宿場町と言いますとむしろ宮木とか平出とかそちらの方、他にもあるわけですがけれどもいずれにしても三方へ当時もつながっていたわけでありまして、あそこは問屋を中心に中馬制度が江戸時代に有力になってくるまでは、問屋の任務、業務などが行われそれに類似した建物などがあちらこちらにあるというふうにも認識いたしております。宿場ももちろん一部あったわけですが、宿場だけっていうようりもむしろその中継点にあった。善知鳥（うとお）峠を控えての北、そして南の midpoint であったというふうにも思っております。またあの頃はそれぞれ国盗り物語の中で松本藩の方と上伊那あるいは伊那高遠藩の境にもなっていたということで、重要拠点であったことも事実でありますしあのへんがまた塩の道の分岐点、南塩の終わり今現在の塩尻市は北塩の終わりの所であります。塩尻が塩尻って言うなら辰野のその小野地点も南塩の塩尻であるところなふうに意識いたしております、大変に歴史的にも流れの中でも重要地点であることは分かっておりますし、できればできるだけそういった町並も保存できればと思います。しかし残念ながらと言いますか、現状は通過交通が 153 号線がそこに入っておりますので人間の暮らしも気をつけないと、しかし通過交通もスムーズに流さなきゃならないというふうなことで、いろんな時代的な要件の重なってきている所であります。そこを保存ということは町としては今現在問屋だけやっておりますが、他の皆さん方もできるだけ意識して自分では壊さないようにはがんばってくれていると思いますが、なかなかそれ全体を保存したというわけには資金的にもあるいはまた居住者の居住権の問題もありますし、できないところでもあります。第 1 段の質問はそんなことで良いのかちょっとご質問が非常に広すぎて絞れなくてすみませんが、よろしく願います。

○三堀（9 番）

次のところまで段々に入っていきますので、これからまた質問してまいります。現代の生活様式がこれだけ変わってきますと、当然のことでございますけれども県内の宿場、その周辺って言いますか古い建物併せたものは、昭和の終り頃から次々とその姿を消しつつある中でとりわけその有名なのが妻籠馬籠というようなのがありますけれども、奈良井だとか海野、和田峠、郷原宿というようなものもあります。そうした宿場として残そうという活動が盛んになっていることも、一つ動きの中に注意していかんやらんものがあると思います。最近では小諸市の北国街道ほんま

ち町屋敷というような形でもってでコミュニティ施設として市が力を入れていると。宿場では旧中山道の長久保宿で地元のグループが、長久保若衆会というような組織を作ってその昔に軒を連ねていた旅籠（はたご）の姿を趣を、復活させようと取り組んでいます。それから大平宿、飯田の大平宿ですがここは人が住んでいないというような事情がございまして、大平宿を残す会が準都市計画区域ということで県内初の指定を受けた、これはそれをかけることがそこに住んでいるとすれば大変問題が出てきますけれども、誰もそこに住んでいないというようなことで、受けやすかったんではないかと思いますが、いずれにしてもその宿を残すという会が熱心に働きかけていることは確かでございます。そしてまた南信濃では遠山郷和田宿ということで、屋号の看板を掲げて今もまだ宿場の業を続けている家もあるそうです。それから昔の和田宿に戻そうと秋葉場街道の栄えた和田宿にしたいということで頑張っております。そうした中小野宿にだけがなんか復活の動きがないというような気がしてなりませんけれども、いろいろの事情があると思います。さきほど町長道路の事情等、述べられましたがそのとおりだと思います。小野の宿場周辺その歴史上の意義、あるいは役割のどれ一つ取っても他に劣るものではないというふうに見ております。これから3点ほど申し上げますけれども、そういう中で今後最大限の努力を傾注するに値する歴史ある貴重な資料が大変に残っている、問屋の中に残っているということを聞いております。そしてまたその地元の人たちそれから辰野町内の方々の熱心に研究して後世に伝えようと、残そうということで活動しておられる方々が大勢おります。そうした先生方の努力にもやはり今後敬意を払うと同時に、いろいろの面でもし行政で対応できるものがあれば、やるべきではないかというふうに考えます。そこで何点かの質問になりますけれども、さきほど町長全体を保存復元ということはとても無理だというふうなことをおっしゃられました。僕はやはりそうだと思います。それからせめて現在の最大限の保存を考える、問屋周辺の一角を保存するというようなこと、せめて問屋だけを保存して後は流れに任せるというようなことがあろうかと思えます。そのあたりは今さきほど町長の方からお答えいただいたので、次に進めますけれども、なんとかそのあたりでもってどこかに留めて小野宿周辺の保存を是非考えていきたい。それでそのために次の提案ですけれども、小野宿の完全復元図、姿、今の施設、建物一切を残すっていうのではなくて小野宿の資料を全部集めて、CGの技術は今発達しておりますので、がぜん画像処理なんか

は非常に上手にできると思います。CGあるいはDVDのような形に図をまとめて町の財産として残す、それでまたいろいろの所への宣伝材料にもなるじゃないかというふうに考えます。簡単なダイジェスト版ぐらいのDVDを作れば、ほたる祭りの客に渡すとかあるいはかやぶき、パークホテルに置いて泊まり客にやれば、そこからまた宣伝がいき届くようなことも考えられるじゃないかというふうに考えます。そこでなんとか小野宿の完全復元図というものを、DVDぐらいのものにまとめて作っていただきたいということですが、そのへんはいかがでしょうか。

○町 長

細部にわたりましては教育長の方からお答え申し上げたいと思います。私の場合は今さきほどの全体保存か現在最大限保存か問屋のみかというふうな選択、議員自体もできれば広く最低でも問屋あるいは周辺ぐらいにというふうなお考えで、みんながそんな同じ気持ちじゃないかと思うんです。それでさきほど来お話がありましたようないろんな各宿、奈良井だとか海野宿だとか馬籠だとか妻籠だとかあるいはまた今お聞きすれば大平、あるいはまた遠山郷あるいは逆に向こう北の方へいくと秋山郷なんてありまして、秋山郷と遠山郷は栄村同時にこちらの遠山郷は南信濃村で両方が同じ郷を守るということで姉妹都市を結んでいるぐらい大事にしている所でよく意味は分かるところであります。しかしどれを見てまいりましてそこに住んでいる皆さん、周辺の皆さん方から盛り上がって残そうと、今も議員もおっしゃいましたし新聞などもそうじゃないかと思うんですが、そういう気運の中で、したがって協力者が出てきてそして我々もじゃ守っていこうと、逆になにか指定してもらおうと、そうすると建て替える時も制限が出てきちゃいます。同じもの造る、同じようなものを造る。近代的なアルミサッシの戸を入れるっていうわけにはいなくなってしまう。それでいてそれだけ予算がくるかっていうとこれは文化の問題は大変でありまして、文化庁の指定受けても県でも町でも若干のものだけであって殆ど補助金がないというのが現状であって、指定されてえらい目にあっているということをよく他の観光地でも聞くんですけれども、自由にならない、生活改善の中で新しい人たちももう住んでくれないとかいろんなことの問題が出てきます。一番大事なことはやはりその地域から小野なら小野の地域から、そういった気運があがるかどうかそこが、一番問題である、ポイントであるというふうに思っております。お金の問題だけじゃなくてまず住民同意、それからそのような気概があって更にい

けるかどうかであります。現在は問屋の方は辰野町も当時ちょっと分かっただけでも私ども議員やっている頃であります。1,500万ぐらい掛けたり、いろんなお金の中で修繕、復旧をして、形が残ってましたのでそれを再現できるようにして、崩れないようにして基礎も全部替えてそして昔の様相を呈しているところであります。そしてその周辺だけということでもありますので、これまた指定して何とかということになるとさきほどのような問題になりますから、協力方頼む、できるだけ保存して欲しいということをお願いはできます、町として。問屋があるためにそのへんの周辺、強制はできない、指定はまだとてもじゃないが住民同意がなければできないこういうことでもありますので、そんなことの中でまた大事な里であることは事実でありますので、憑の里のまた歴史と発展のためにも考えはしてまいります。教育長の方からさきほどのCG他のDVDの件はお答えを申し上げます。

○教育長

今町長申し上げたとおりであるわけでございますけれども、町並全体を保存するということはですね文化財保護法によりますと町、市町村でですね条例を作って伝統的建造物群保存地区というのを指定することができますけれども、これは非常に縛りが大きくなってそこに住んでいる人たちが非常に不都合が多くなってきます。現状を改築したり増築したり修理したりするようなこと、あるいは取り壊したりするようなことそれから伝統的な建物に限らずその周辺の伝統的な建物に関係ない人々の所までずーっといろいろな縛りが一杯出てきます。土地をいじることから木を切ることまでもものすごい縛りが出てきます。特に重要伝統的建造物群保存地区っていうのは、国が指定することになってますがそれになるともっと強い縛りが出てきますので、まず保存をするにはそこに現在住んでらっしゃる方々が全員が賛同してもらわないとできないということが非常に大きな縛りだとこんなふうに思います。したがって現状より現在のところでは仕方がないかなと思っているわけであります。また今ご提案のようにCGやDVDへのまとめができないかというご提案でございます。小野宿は指定されたのは江戸時代のちょっと前ですね、中山道ができた時に宿場として指定をされたわけですが、それから二百数十年あったわけですが、江戸時代の終わる少し前に小野宿は大火にあっております。安政6年、1859年ですが45棟が全て焼けてしまっておるわけでありまして、現在残っているのはその後の建物でありますので、現在までに140年ぐらい経っているこういうこと

であります。したがってですねCGを作るとかですねDVDを作るには、当初の大火の前ですね物は資料が殆どありません。現在残っていない状況であります。町割とかですね、屋号で言うと何屋さんがここにあったというような平面図では分かっているわけでありまして、CGで作るということになると建物がどんな様相であったかということまでみんな分からないとCGできません。その資料は全くないわけでありまして、不可能であります。それから大火の後のことにつきましても現在でいくつかも残っているわけでありましてそこについては良いわけでありまして、既になくなったものについては殆ど資料がやっぱり残っていません。したがってCG、DVDを作成しようと思っても作成する資料が何にもないわけでありまして、大変残念ながら不可能に近いというふうに言わざるを得ないというふうに思います。ごく最近、例えば写真ができたのが家に1枚残っているよとか2枚残っているよとかそういうことは、もしかするとあるかもしれませんが町並み全体をきれいなCGあるいは、DVDとして作るということはず不可能に近いとこんなふうに思っています。以上です。

○三堀（9番）

これ全体を復元というようなことはとても無理であろうということは十分に承知しております。今説明がありましたように私ももしやるとすれば石積みだとか、あるいは池だとか、蔵だとか一切がっさい全部キチツとした形の復元というのは大変なことだろうと思います。そうしたことを考えますと安政6年に1859年大火があったということで、その時は45軒と祭林寺まで燃えてしまったというようなことをお聞きしました。今から165年前のことですけれども、してみますと大体今教育長おっしゃったように140年くらいの年月の経っている家が古く残っているかなあというふうな気がいたします。しかし個々の家には場合によっては写真を撮っておいたとか、図面を作っておいたとかってというようなものが残っているかも知れませんが是非またこれからも、その資料の掘り起こしは十分に考えていただきたいと思います。いずれにしてもそのまちづくりというのは非常に大変なことだと思いますが、非常に成功している例もございます。大分県の豊後高田市の場合のは昭和のまちということで、豊後高田市が昭和のまちを選んだのは江戸時代だとかってということになると他にもあるし、そしてまた大正ってということになれば横浜とか、何とかって所の方が神戸だとかって所が上だと、してみると昭和のまちというもの

を謳い込んだらどうか、ということでやり始めたのが非常に大きな成果をあげて大変にぎわいを、これほど大勢の人が来るとは思わなかったというふうに地元の商店街の人たちも言っている、バスを連ねて来るといふ、しかしここには背景に安土桃山時代の城下町と言うような最上級の条件があるわけです。そしてまた最近ちょっといろいろの所で名前があがっておりますけれども、巣鴨、東京の巣鴨ですけれどもこれは刺抜き地蔵ということで全国のネームバリューを持っておりますので、年中人並みが絶えないとかいうようなことをございますけれども、ただ僕はそこで見落としてはならんなあと思ったのは、いわゆるそこに生活している人たち、商店街の人たちが常に活性化の努力を怠らないというところに、やはりしっかりした動きがあるじゃないかなというふうに考えます。ソーラーアーケードで町内の節電あるいは災害時でも電気が通じるようなことにも備えると、そしてもう一つもてなしの心ということを謳っている点では足が地に着いているというような印象が強いわけです。まちづくりというのは地道で地域の特性を活かしてそこに根付いたものでないと、なかなか定着も長続きもしないという一面があるのではないかと思います。その点で昭和のまちと巣鴨の例は歴史や人口背景、例外中の例外ですけれどもそこには参考になる資料が沢山あるじゃないかというふうに考えます。もう一つこれもちょっと大変なことをございますけれども、私は町が本気になってその時期が来たら是非、そっくりを移転復元ぐらいの計画を立てて欲しいと、そのためにも今までの資料をしっかりと骨組みを骨に肉を付けて、しっかりしたものにしておかにやなりませんけれども、移転復元を考えていただければなあということをお願い申し上げます。将来町としては最大のビジネスとしての計画になると思いますが、しかしこれには地元の人たちのホントにさきほども教育長の方から言われましたが、地元の人たちの理解がなければ何もできないということだと思っております。しかしそうしたことを手をこまねいてはいけませんので、将来のためには全国にある例を参考に、成功、不成功の実態をよく調べまた、それぞれ将来の成功している所の計画等現地を見て小野の宿場周辺の今後の研究、あるいはいろいろの資料収集についても有効な手段として先進地を見ることも必要じゃないかというふうに考えます。さきほど申し上げました、昭和のまち豊後高田市の例は今その再生を果たした金谷俊樹という方が52才の方ですが、飯田に住んでます。そして天竜峡の再生を今、飯田の市長に頼まれてやっってる最中です。またそうしたことも今後、進める中では参

考になろうかと思えます。機会あるごとにそうした所を考えていただきたい。それからもう一つ、上田市の柳町という所がございます。これはやはり上田宿の中の柳町という一角でございますけれども、これも大変成功しているのではないかというふうに考えます。そうした所を含めて今後小野宿周辺のためにやはり、携わる人たちの資料また今後のために参考になるようなのが沢山あると思えますので、是非まちづくりあるいは小野宿を研究している先生方なんかには是非そうした所を多く見学していただくような機会を町の方としても取っていただきたい。その点はいかがでしょうか。

○教育長

今ご指摘の上田の事例でございますけれども、これは上田城の周りの周辺地区の整備に関わる事業だと思えますが、これは文化財の保護という観点からやった事業ではないんですね、お聞きをしてみますと国土交通省の住宅局の事業でありまして、街なみ環境整備事業という事業でありますので文化財保護とは違う立場の事業であります。したがって国からも補助金がかかり出ますし、市町村でも出していますし個人も出しているようでありますが、文化財の保護でないののでやはりかなり緩いようであります。だからそういう方法で保存するというのも考えられるかというふうに思います。あるいはまた他の保存方法も、いわゆる文化財の保護という形でない保存方法もあるかもしれません。したがってそれらのことも併せて今おおせのように今やったださっておる問屋の保存会の皆さんなどとも研究を進めながら、良い方法があれば地元の人たちとの話を進められていければ良いかな、こんなように思っておりますので考えていきたいと思えます。

○三堀（9番）

それでは小野宿の方はひとまず、終了いたします。

次に土砂災害警戒情報の問題でございますけれども、昨年5月に都道府県と気象台が出す警戒情報を一本化して、19年度中には全国都道府県で提供体制が整う見込みと言う報道がありました。それをもって辰野町がその情報網の連携の中で現在緊急時に活用できるように整っているかどうか、そのへんをお聞きいたします。

○町 長

次の質問にお答え申し上げます。土砂災害についてということで、そういったいろんな情報などの地震他、活用されたりシステムが整っているかということであり

ますが、長野地方気象台の大雨洪水注意報などが細分化されたものがインターネット他また県の方も担当部を中心に発信いたしておりまして、土砂災害の予報が出るようになって、それはいつでも18年の災害時にも既に出ておりましたが、災害が起こる予想というようなことも雨量、同時にまた地中に入っている水の量って言うんですか、そういったものなどの予測からも出て入っております。最近ではGISを使った天気自体の雲の流れなどもしっかり入ってきておりますし、また辰野に対しましては災害情報メールの配信は既に、846人の皆さんの方へ登録を自主的にしていただいております。消防団の皆さん方は特に幹部の皆さんは、更に強い自主的に自ら携帯メールの方に入るように組んであるところでもあります。そして今後に対しましてはいいですね、現在はそんなふうに入っているところでもあります。以上です。

○三堀（9番）

今町長の方から登録してあれば直接住民が受信という数まで846人ということで伺いましたので、次にまいります。こうした緊急時の運用には非常に難しい問題があると思います。コンピューターが2時間以内に土砂災害が発生する危険度が高まっていると言う判断、これをどのように捉えるかということも大変だと思います。しかしそれを正確にしかも敏速に早くして、その対処をしないといけないということだと思いますがそこで、災害の起きる危険度の高い状況下で町独自の情報を流して欲しいという、これは災害が起きる所、時はピンポイントではなくて大体広範囲に及ぶ、台風なんかになりますと大型の場合には日本列島全部そっくり災害に被るようなこともございますので、そうしたことになりますと一般住民が入手する情報というのは、どうしても全国の主だった所に集中してしまうということを考えますとやはり町独自の情報を流して欲しいという意見が沢山あります。そのためのネットワークでありますとか、情報入手の態勢は今万全であるかどうか、そのへんをお聞きします。

○町長

万全ということではありますが、できるだけ万全に向けてできるだけそういった情報が瞬時にできるだけ新しいリアルな情報を住民の皆さんも、そして災害対策本部もまた関係する諸官庁、町も県も国も共有化できるような方向を進めているところであります。今度の予算書にも、今度って言いますか3月に認めていただいた平成20

年の予算書にも載っておりますけれども、全国瞬時警報システム約 5,000 万円を投入して辰野町は災害が起きたばかりでありますので、平成20年今年度中に策定するつもりであります。その他有線放送や防災無線、携帯メールさきほどに申したとおりであります。また町独自のほたるチャンネルなども文字放送なども組み入れることができるように今やっておりますので、緊急文字放送を流す中でまたLCVの9チャンネル対応なども一緒に考えながら進めていきたと、こういうことでもあります。まずこの間の防災訓練、県と一緒にやったものであります。そこでも講師の先生、北沢先生が言っておりましたけれども、避難者という立場に考えると今そこがどうなっているのかと、それこそ現在の情報、状況を知りたいんだと、今後どうなるんだろうという予測もして欲しいと、ということが一番願っているようでありまして、またそのとおりであろうかと、また被災を受けなんだ周りの近ければ近い人たちはほどまた余計そういった情報を知りたがっているし、またそれに対して適宜応援態勢が取れる。想像で応援に行くととんでもないものを持って行っちゃうということもありますので、やはり情報を掴んでということでもとても大事なことであろうかと、こんなふうにも私どもも考えているところであります。地震におきましても直下型は自分の下ではダメですけれども、東海地震とかいろいろな遠くから起こる地震が相当強い揺れがこちらへくることもあるという可能性の中で、やっぱりP波S波のこの到着距離の差をもってですね、全国でも後3秒後に、あと5秒後に地震が到達します、逃げてくださるかそんな報道もできるようにこの全国瞬時警報システムの中へも組み込んでいければというふうに考えております。このJ - A L E R T（全国瞬時警報システム）って言うんですけれども、J - A L E R Tは災害全般をこの中で情報システムに組み込むということでもあります。なお天竜川上流河川事務所、駒ヶ根にあります、国の直轄機関であります。天竜川を横川川から下を受け持っているところでもあります。横川川から諏訪湖までは県の方ですから、天竜川に関してです。これに対しましてもGISを独自で策定していただいて常備これが町でも見れるようになっております。その状況の中で刻々と変化するものまたそういった文明の器機を使ってさきほどの当初目的が達成できるように、できるだけ早くリアルな情報を大勢が共有できるこういう方向に向けて進んでいくということでもあります。よろしく申し上げます。

○三堀（9番）

今最近発生している、震度5程度のいくつかの地震の緊急情報は作動しなかったことがあったり、あるいはちょっと時間をおいて後から知らせがあったというようなこともありますので、そのへんも今後の課題じゃないかと思います。それでは最後に防災リーダーのことですけれども、先日も社会福祉協議会の方と話を聞きまして世話やきさん、というような形の人がいざという時には動くというような話も、支え合いマップの時の話ですけれども聞きました。そうしたことを大体段々に地について浸透しているかなあということを感じます。いずれにしてもこの危機管理機構での問い合わせに対しては、分からないということでは大変な不安が生じますし、それを駆り立てるわけですのでそのへんのことのないように、そして我々が経験した18年の時の災害の、もう2年経っています。役員も代わっております。また役場の職員も代わっていると思います。また改めてここで気を引き締めて是非その万全の対策だけは立てておくというふうをお願いしたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分といたします。

休憩時間 11時 45分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位12番、議席1番中村守夫議員。

【質問順位12番、議席1番、中村 守夫 議員】

○中村（1番）

3月議会では質問順位が1番でした。今回の議会では抽選された順番ではございますが、最終質問者となりました。しんがり相務めさせていただきます。

先に通告いたしました3件につきまして私の都合上1番、3番、2番の順に質問させていただきます。昨年末と現在では価格も大分違いますが、当時原油価格の高騰で灯油等の値上げが家計に重い負担となっていることを受けて、一定の条件をつけ灯油購入補助として約500戸を対象に1万円分の灯油券を交付することとなり、

町保健福祉課で申請があった場合、課税状況など確認の上で交付するよう補正予算を計上いたしました。数値のみで結構ですが今までに何人の方が申請し交付を受け、何人の方が利用したのかお答えいただきたいと思います。またその折に町長の方から「町も財政厳しい折ではあるが、少しでも住民負担を軽減し手厚い福祉行政の充実を図りたい。国、県に対してもこの事業の一部助成を申請したい。」とおっしゃっていましたが、この件につきましても結果がどうなっているのか併せてお答え願います。

○町長

それでは最終ということではありますが、質問順位12番の中村守夫議員の質問にお答えを申し上げます。原油高及び商品的にはガソリンも何も揮発もみんなそうですが、特に家庭生活という形になってまいりますと、灯油ということで灯油券を発行さしていただいたわけでありまして。私の方からは交付枚数だけを申し上げて、後詳細に至りましては担当課長の方からお答えを申し上げたいと思います。交付枚数4,120枚ということでありまして。なおこの補助もいただければということでありまして、国の方の約束で特別交付税の対象となるということでありまして。そのへんも課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

該当世帯は524世帯ございましたが、申請件数は412世帯でございました。その差が考えられる理由といたしましては、オール電化のお宅とかそれから長期入院されている方とか、また世帯分離してあって辞退されたお宅がありました。交付枚数のうち、利用者数の枚数は3,973枚、利用率は96.4%でございました。この利用率につきましても、タンクとかポリタンクが一杯で使い切れなかったんではないかというふうに想像しております。以上でございます。

○中村（1番）

大分利用者もあったようでございまして、大変良かったことだと思います。交付数が多少余っておりますが、余分なことですが来年使うとかそういうことはないかと思いますが、次の質問に移させていただきます。

次に公立病院のあり方というか、考え方について伺いいたします。数箇月前の新聞に全国の公立病院の約8割は累積赤字を抱えていると出ておりました。「病院を造れば医者が来るわけではない。医者が来ないのは病院に魅力がない。行政が改

革にお金を使う勇気がない。あくまでも医師確保と医療の質向上が大切である。経営の健全化はその結果である。行政主体ではダメ、病院の役割は現場でやっている人たちの総意で決め行政が追認する形が望ましい。」総務省の公立病院改革懇談会というのがあった折に座長を務めました方が講演会で語った内容の一部でございます。多少の私の考えも入っておりますが、町長の公立病院についての考え方を改めてお聞かせください。

○町 長

それでは1番、3番、2番ということになるそいうであります、3番の辰野病院について公立病院と言うか捉え方の中で広く考えをとということであります。私自身の公立病院のあり方というようなこと、同時にまた辰野病院にもそれをおとして考えていきますと、公立病院でありますので確かに全国で90%近くが赤字になってしまいます。なんで赤字かって言うと、今まで黒字だったところも同じことをやって昨日も両小野国保病院にお話しましたが、赤字になるのは診療報酬下げられたということです。個人負担分、それ以外は国の方からきます。その分が下げられてしまった、点数が下げられたということでもあります。同時にまたお医者さんが来てくれないと魅力云々も確かにあるでしょうけれども、総体医師数が日本は少ない23、4万人では少ないと思います。これもセミリタイアしている女性の医師もカウントしたり90、100もう仕事をしない、しかし生きていらっしゃる先生方も入れてカウントされて23、4万人なんて言っているのは実数の実像でいきますと世界でも二十何番目に入ってしまうというような密度の状態であります。人口に対する医者という意味です、同時にまた地方には魅力のあるないに関わらずその地方的なこともありまして、臨床医の研修医制度が自由化されましたために、自由化と言いますか自由に今までは卒業した大学で科を選んでその担当教授のもとで研修することになっておりましたが、それどこ行っても良いよってやりましたんで地域魅力をもって大都会へ行っちゃったということが非常に大きな問題であります。大都会の町並みの魅力、同時にまた大都会にはいろんな大きな専門的な病院もあったりいろいろするというようなことがいろいろ複合的な問題の中でそうなった。また将来の子育てして自分の跡継ぎをまたなんて考えた時には、奥さんを貰っている方は、奥さんは絶対都会だっていうようなことになっちゃう。それで都会にいても地方へ来る方は奥さんは都会に置いて、こっちへ単身で来ているというようなこともあちら

こちらにあるようでありまして、そういった魅力ということになれば地域的な魅力もまず出てくる、同時にまたご指摘のとおり病院自体の魅力もあるでしょう。同時にまた指導医などがいる所でないと研修してみても良い勉強はできない、また症例の多い所といろんなことが魅力と言いますか、とりあえず研修医に対しては判定基準になるようであります。辰野病院にちょっとおとして考えてみますと、辰野病院の指導医もいます。いますけれども1人や2人、3、4人では研修生を名前だけで置いておいて研修しろっていうわけにいきません。だいたい1つの科は15人ぐらい単位、あるいは10人ぐらいの単位であれば1人ぐらいの人が交代番で研修医を指導することができる、余裕を持つと。それでも日本中今大変なことですから、大都会の大きな病院じゃないととてもそれができない。あるいは専門病院、1つの第三次医療をやる科を決めてやる病院。心臓外科なら心臓外科だけの病院。それはもう大勢研修生を採っても専門医もみんな揃っているわけですから、そこでやるとか。ガン検だとかそういう所では受け入れが可能である、そんなことで魅力っていうものが大体自分たちで構築できる魅力と、もう国の態勢によって魅力っていうものももう既に態勢自体が魅力を作るところを限ってしまってきていると、どうにもならないというようなことも多少あると、多少って言いますか大分大きい問題として出てきていると私は思っております。同時にまた公立病院のあり方っていうような観点で切り口から見てまいりますと、公立病院はやはり不採算医療、前もありました。だけどこれ診療報酬の点数変えればすぐ採算医療になるんですけれど、下げてきた。今までは透析なども不採算医療でした。小児科も不採算医療でした。若干大騒ぎされてますので診療報酬上げてますが、利益出るまではいかない。このようなことでありまして、どうあれその時の不採算医療を担っていくのが公立病院の役目であると。私立病院あるいはまた個人開業医などはあえて不採算をやるっていうことは少ないだろうと思います。こういう中で公立病院の任務を果たしていかなきゃならない。こういうふうに私は病院に対する考え方は、方向的には考えております。以上です。

○中村（1番）

大変すばらしいお考えであるとは思いますが、どうもよく分かりませんが、数年前まで町長のせいではございませんが、数年前まで適当におりましたお医者さんが最近どこへ行ってしまったのか急激にやったわけではないと思いますが、どっ

かであふれている所があるのかもしれませんが。次に職場によっては人手不足等で大変だと思いますが、例えば医療の質向上のために全スタッフの教育勉強会、先進地区視察研修会等の開催予定はございませんでしょうか。

○辰野病院事務長

それではお答えいたします。その前に19年度の研修の実績を報告したいと思いますが、職員全体を対象した研修であります接遇を主としたものでありますけれども、19年の7月25日、26日4時間単位で概ね140名ほどの職員が出て、接遇に対する研修をしております。その他医療安全委員会の研修会が3回、褥瘡（じょくそう）委員会の研修会が1回、職員全員を対象として実施しております。それから看護部の研修であります、看護倫理の研修ということで長野県の看護大学の準教授を講師に2月に2回実施しております。それから救急法の研修会ということでAEDを主にした研修であります看護職員が3回、看護職員以外の者につきましては2回の研修を行っております。その他危険予知のトレーニング、救急法の参加もしております。それから同じく看護部であります院内の看護研究発表会、3月の14日に行いまして演題発表は3題と少し少な目でありましたが、職員の研修をしているところであります。それから医師、技師につきましてはそれぞれの所属する学会、研修会の方に参加しております自己研鑽（じこけんさん）に努めているところであります。他病院についての研修であります、1日単位の研修等はしている実績もありますが相互の職員の交換しての研修というのは人為的なこともありちょっとできない状況にあります。ただし看護師につきましてはいろいろな研修ありますが年間をとおして延べであります、100人ほどそれぞれの研修に出ておりますのでスキルアップに努めて研修に努めるところであります。以上です。

○中村（1番）

一般市民の皆様方の知るところではございませんが、聞いてみましてびっくりするほど多くの研修会等開いているようでございます。ちょっと近所の方ですとか町の皆様方に言われたんですが、ちょっと対応が悪いとかいろいろ言われております。是非勉強してすばらしいスタッフになっていただきたいと思っております。次に「公立病院改革ガイドラインに基づく数値目標が達成できない場合は、病院を止めて診療所にしてもらう、総務省では本気でやる。」と関係者が断言しているそうでございます。3月議会で町長は「病院移転新築があるので他に先駆けて早期策定に

取り組んでいくが、タイムスケジュールは諸般の事情でまだ示せない。」とおっしゃっておいりました。新年度も2箇月余り過ぎました。ガイドラインも早期に作らなければいけないかと思いますが、現在また今後どのように取り組んでおられるのかお聞きいたします。

○町 長

さきほど示さなかった理由に議員がおっしゃっていましたが、諸般の事情ということではありますがその諸般の事情とはそのガイドラインそして改革プランについての各市町村への、各と言いましても病院を持っている所です。説明会が県からなされるその日がはっきりしなかったということではありますが、無事4月に安曇平で長野県中のそういう所集めて行われたということでもあります。それに基づいて今辰野病院も着々と進めておりますので、事務長の方から今後の改革プランの時期などの予定を、予定他をお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

改革プランについてではありますが、現在辰野病院で経営機能の検討委員会という名称ではありますが立ち上げて4回ほど院内で検討しております。いろんなさまざまな問題を絡めて検討しておりますが、現在辰野病院の取れる点数とか機能的にどういものが良いか、それから移転新築を含めての検討もこの中でされているわけなんです、どういうスタンスどういう診療科、どういものが良いのか等を含めて検討しているところであります。今後の日程ではありますが7月末から8月9月病院の素案まではいきませんが、病院としてはこんな考えがあるということを示しながら住民の意見それから住民のお話を聞きながらまとめていきたいと思っております。その過程におきまして必要であれば委託業者に含めて、経営の分析等もしていきたいと思っております。最終的には議会の報告、全協の報告等もあると思っておりますが10月11月を目処にまとめあげ、遅くとも12月までにはなんとか改革プラン策定していきたいと現段階では考えております。以上です。

○中村（1番）

さきほどちょっと申しましたが、総務省の公立病院改革懇談会で座長を努めた方が申しておりましたが、「数値目標が達成できない場合には病院を止めて診療所にしてもらおう、と本気で考えている。」と申しておりましたが、そのへんに関してどのようなお考えがあるのでしょうか。

○町 長

その点に関しましては財務省が総務省に命じて、とにかく赤字の病院で市町村負担が湯水のように流れることを防げと、理由は結局国の方で面倒を見なきゃならなくなる。そのお金を出すことができないのでそうしてしまえということで財政から発してることは事実であります。同様に厚生労働も、皆さん方も一緒にまた行った時のことも思い出すでしょうけれども、財務省に言われて強引な病院の改革がなされているわけであります。改革と言いますか今のように変わってきているわけあります。しかしこれはあくまで官僚の財政的なお金の問題だけからの、財政って一番大事なんですけれども、他の方を割愛せずにその使っている病院の所だけを減らしてしまえ、病院がなければ患者が掛からんだらう、そうすると医療費が下がるだらうってこんな単純な発想でありまして、しかし頭の良い皆さんでありますから現地を知らずに、しかし頭が良いだけでありますので現地を知らずに机上の空論で作りあげられてることはこれは事実であります。それで各省でいろんな問題が起きてきてます。若干の問題は折り込み済みだと言っておりますけれども、しかし昨日もお話しましたように長期療養型病床群などが15万床にしようと思ったら日本中いたる所で病院難民が出てしまったと、大騒ぎになってきている。これで厚生労働はやむを得ず数値を加算していくと25万床になると、療養って言いますか医療型です。25万床っていうことは、減らす前と同じ数であります。そこへ戻ってきてますのでやはりいろんな所で支障が出てきたり国民世論が大騒ぎしてくれば、官僚とて変えざるを得ないだらう。国会論理だけではとても無理だと、国会議員の先生にお願いしてもなかなか無理だ、国民世論で撤回していってもらわないとこれは困るわけであります。改革プランの骨子はどういうことかって言いますと極端な言い方しますと、100メートルの選手に片腕取って片足取っちゃって、さあそれで今までより新記録出すように走れというようなプランであることは事実ですから、これは引っかかるということになれば日本中そこら中で4、5割は引っかかっちゃうんじゃないでしょうか。そうするとそれが全部それが診療所にして良いのかということになりますから、ここでまた問題も起きてきて官僚とのやりとりが出てくるとは思います。座長と言えどもその方がですね、やはりこういったものを前もって打ち合わせしながらやっている委員会ですから、辰野あたりの委員会とちょっとわけが違いまして、前にはお金を貰ってやってる委員もいたぐらいですから国の諮問機関、方向

性はもう決まっててそこで練って一度住民に聞いたとか専門家に聞いたとかいう形でもって法律に持ち上げてって国会通していっちゃおうということでもあります。したがってある一定の方向性を持ったこの座長であるというふうに私は、どなたか知りませんが、お医者さんが出てきたり、あるいはまた保険の大家が出てきたりいろんなことをやっておられますし、中教審、中教審は教育の方ですが中医協の方ですかね、そちらもあります、やはり結構言い含められた中でやっていますので、これはテレビ見てテレビだとか報道見りゃあもう一目瞭然であります、そのように言っているんだろーと思います。こう断固診療所にするかもしれません。なっちゃうかもしれません。しかしそんなようなことになれば、辰野がなるぐらいだったらあちらこちらみんななあって、みんなと言いますか相当引っかけると、辰野規模でいくとどうでしょうか、だいたい3、4割は引っかけちゃう。大きい病院から何から全部やあって、プランどおりいかないからってやられるっていうことになってくると、全体で6割ぐらいいっちゃうんじゃないでしょうか。それでこれが政策ということになるかどうか、そんなに国民も馬鹿じゃない、我々も、というふうに私は信じております。甘くは見てはいけませんし、できるだけ改革プランに沿うことは町にとってもありがたいことでもありますので、それを進める中で更にまた判定をしていかなきゃならないというふうに思っております。以上であります。

○中村（1番）

この病院の改革ガイドラインっていうのは、ちょっと見せていただいたんですがこのとおりにやれば、私の思うに間違いなく3年や5年で黒字転換できるわけございませんので、町長さん言うように本当に50%も潰れていっちゃうんじゃないかと感じます。病院がなくなる、あるものがなくなるということは大変なことでもあります。ですから是非辰野も病院を潰さないように、なくならないように町長さんに上の方へ進言提案していただきたいと思います。それにつきまして、病院移転新築の件でございますが現在の進捗状況と今後の進め方について、予算計画建設規模、着工時期等含めて全てとは申しませんが、公表できる範囲で結構でございますのでご説明をいただきたいと思います。

○辰野病院事務長

さきほども3番の項目の改革プランのところでも申し上げましたけれども、現在改

革プランの策定を主軸に考えておりますので、移転新築という限定されたものについての説明会は、現在の段階では想定して計画しておりません。当然改革プランの中では、移転新築その話も出てくるわけではありますが、話をする中でみなさんの意見も聞きながら移転新築が正しい、正しいと言うか、よりベターであるということであればそのことを提示しながら考えていくつもりであります。現在のところでは移転新築そのものについての説明会等の予定は、今の段階ではありません。以上です。

○中村（1番）

公表できる範囲で説明をしていただきまして、その後住民説明会を開催するかどうかというふうに持っていくようにするつもりでございましたが、事務長に先に答えられてしまいましたので、なんでございますが、辰野病院現在あまり考えていないということですが、この際突拍子もないことですが現在の病院をそれなりに修理工築をしまして継続していく。移転新築については当分の間、先送りでやらないというようなそんなようなお考え方は全然ないわけでしょうか。

○辰野病院事務長

現段階におきましては、ここではっきりとこんなことを申し上げる段階でないと考えておりますが、病院としましては職員としましては移転新築をメインに考えておりますが、相談の中で現状を踏まえて現病院の改築ということも住民合意の中でそれが選択肢ということであれば、現段階ではそれもあり得るっていう考えではあります。

○中村（1番）

これからのことでございますが、改革プランまた移転新築につきまして住民の皆様十分に説明して、理解していただけるようなふうに進めていっていただきたいと思っております。

それでは3番目の質問にまいります。3月議会で矢ヶ崎議員の質問されました、城前橋架け替え工事の件でございますが、当時の答弁で「天竜川上流河川事務所より5月末の完成予定との情報連絡があった。出水期を迎えて河川断面の確保は責任をもって実施する。」と聞いております。現在の状況、今後の工事の動向についてお聞きいたします。

○町 長

国にお願いして架け替えが進んでおります城前橋でありまして600トン放流に対応するものであります。このことに対しまして前にお話を申し上げたかと思いますが、請け負った業者の方の問題がございまして国対その業者であります。若干そういう遅れだとかそういうことが心配されたわけではありますが、おかげさまで前にお話したとおりでありまして右岸の橋脚に対しては5月末で完成をいたしております。したがって19年度までの完成予定でありました左岸と右岸の橋台が完成しておりますし、今言いました右岸の橋脚が完成であります。後は今度左岸の橋脚と今度上へこう架けなければならないということではありますが、それぞれまた課長の方からご説明申し上げますが、いずれにしましても21年10月の供用開始に向けて順調に進んでいるところであることを報告させていただきます。課長の方からもう少し詳しくお話しします。

○建設水道課長

それでは町長の方から説明ありましたけれども、既に発注済みのあります左岸の橋脚につきましてもこの秋から渇水期に入りまして10月着工ということに予定がされております。また上部工については既に発注済みでありまして、桁の製作が始まっております。桁につきましても渇水に併せて10月から仮設の予定であります。町の工事の一部ありまして、平出側の路面工につきましてもこれから発注で20年度一部完成する予定であります。城前橋の全体の完成につきましても21年の10月に完成、供用開始をしていきたいと思っております。以後仮橋の撤去等行いまして、事業完了は22年度末ということに予定をしております。よろしくお願ひします。

○中村（1番）

それでは城前橋架け替え工事については、順調にいったいて大した心配はしなくて良いとこういうことをご理解してよろしいでしょうか。

○町 長

はい。

○中村（1番）

分かりました。これで私の質問を終わります。

○議 長

以上で一般質問は、全部終了しました。本日の会議は、これにて散会といたします。

す。大変ご苦勞さまでした。

9 . 閉会の時期

散会時間 12時 26分

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番